会議録・平成29年12月19日第4回定例会(第1日)

- **1. 招集の年月日** 平成29年12月13日
- **1. 招集の場所** 明和町議会議場
- **1. 開 会** 12月19日 午前 9 時00分 議長宣告
- 1. 応 召 議 員 13名

1番	上	田		清	2番	伊	豆	千百	友子
3番	Щ	内		理	5番	中	井	啓	悟
6番	松	本		忍	7番	江		京	子
8番	樋	П	文	隆	9番	北	岡		泰
10番	阪	井	勇	男	11番	綿	民	和	子
12番	奥	Щ	幸	洋	13番	乾		健	郎
14番	辻	井	成	人					

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 畑 弘人 松本 章 家城 和司

1. 地方自治法第 121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 中井 幸充 副 町 長 寺前 和彦 教 育 長 下村 良次 総務課長 西口 和良 防災企画課長 中谷 英樹 税務課長 松井 友吾 人権生活環境課長 世古口 和也 福祉保健課長 下村由美子 会計管理者(兼)会計課長 山口 隆弘 長寿健康課長 菅野 由美 農水商工課長 高橋 浩司 まち整備課長 堀 真 斎宮跡・文化観光課長 中野 敦夫 上下水道課長 菅野 亮 教育総務課長 西尾 仁志 こども課長 世古口 哲哉

農業委員会事務局長 田中 一夫

1. 会議録署名議員

2番 伊豆 千夜子 3番 山内

理

1. 提出議案

- 発議第12号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書
- 承認第4号 専決処分した事件の承認について 平成29年度明和町一般会計補正予算(第3号)
- 承認第5号 専決処分した事件の承認について 平成29年度明和町一般会計補正予算(第4号)
- 承認第6号 専決処分した事件の承認について 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第3 号)
- 同意第5号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 同意第6号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議案第54号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例
- 議案第56号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例
- 議案第57号 平成29年度明和町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第58号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算 (第4号)
- 議案第59号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第60号 平成29年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第61号 平成29年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算(第2 号)

議案第62号 平成29年度明和町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第63号 平成29年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2

号)

議案第64号 平成29年度明和町水道事業会計補正予算 (第2号)

議案第65号 土地の取得について

議案第66号 土地の取得について

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣言

〇議長(辻井 成人) おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年第4回明和町議 会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお 願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長(辻井 成人) 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、 会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

2番 伊豆千夜子議員

3番 山 内 理 議員

の両名を指名します。

◎会期の決定について

○議長(辻井 成人) 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの4日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から12月22日までの4日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(辻井 成人) 日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員さんから提出いただいております8月、9月、10月の例月出納 検査結果報告書の写しと、一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配 布しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- **○議長(辻井 成人)** 日程第4 行政報告を行います。 町長。
- **〇町長(中井 幸充)** おはようございます。

平成29年第4回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただ今は、本定例会の会期を4日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成29年も残すところあとわずかとなりましたが、今年は、7月から8月にかけて、全国各地で集中豪雨や台風により河川の氾濫、道路や家屋の浸水、土砂崩れ等、甚大な被害に見舞われました。また、10月後半には台風21号と22号が襲来し、この地方も今までに経験のない大雨により、明和町を含め周辺市町において、住宅浸水、道路冠水、がけ崩れ等大きな被害を及ぼしました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げるとともに、改めて、災害に強い明和町を作り上げていく使命を感じたところでございます。

それでは9月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、 簡略にご報告をさせていただきます。

9月28日、29日にかけて三重県町村会の県外行政視察に参加をしました。 視察先は岡山県の矢掛町と和気町で、矢掛町では、街並み整備や古民家再 生、観光客誘致、にぎわい創設の取り組みなど、また、和気町では、英語 特区の導入による英語授業の取組みなどについて、視察を行ってきました。

9月30日と10月1日に、文化庁主催の日本の技体験フェア「ふれてみよう!文化財を守り続けてきた匠の技」が、いつきのみや地域交流センターとさいくう平安の杜を会場に開催され、2日間で約8,400人が来場されました。

このフェアは文化財の保存技術や保存活動を紹介するもので、三重県内では初めての開催となります。来場された方は、桧皮葺、縁付金箔製造、浮世絵木版画技術等、匠による伝統技の実演を興味深く見学されたり、それぞれの体験コーナーで、伝統工芸の魅力を体感されていました。

また、三重県技能士会主催の「みえ技能祭・ものづくり子どもフェスタ」も、交流センター前の芝生広場で行われ、12の体験ブースと全技連マイスター三重の技能士の実演などを楽しまれました。

その他、9月30日には、いつきのみや観月会が、いつきのみや歴史体験 館とその周辺で行われ、雅楽の演奏や舞の披露、また、夕方にはボランテ ィアによる3千本のロウソクに火が灯され、幻想的な斎宮の世界が再現されました。

9月下旬から10月上旬にかけ、町内の二つの小学校と幼稚園、三つの公立保育所とこども園で運動会が行われました。楽しく競技に参加する子どもたちや、温かく応援する保護者の皆さんの姿が、とても印象に残りました。

10月4日から6日にかけて、東広島市で開かれた第52回全国史跡整備市町村協議会総会に、副会長という立場で出席をしました。総会において、史跡等の歴史的・文化的遺産を現代に活かし、後世に引き継いでいくために必要な、史跡等公有化助成、整備活用事業補助、埋蔵文化財の発掘調査等の充実に係る予算の確保に関する決議を行った後、記念講演、情報交換会、施設見学等を通じて、史跡等の現状と課題について、研修を行いました。

さらに11月1日には、全史協臨時大会を開催後、正副会長で、木原稔財務副大臣と丹羽秀樹文部科学副大臣に、平成30年度に向けた公有化等の予算確保について、陳情を行ってきました。

10月7日、明和町戦没者追悼式を、明和町遺族会の皆さん約150人の出席のもと、中央公民館で挙行いたしました。今年で戦後72年目となりますが、今の平和な世界が多くの方の犠牲の上にあることを忘れることなく、再び郷土が戦禍に見舞われることのないよう努めていかなければならないと改めて決意しました。そして、戦没者の英霊に対し安らかな冥福をお祈りするとともに、恒久平和を祈念いたしました。

10月14日に、敬老福祉大会を総合体育館で開催しました。今年は約800人が参加され、高齢者の皆さんの長寿を祝うとともに、演芸大会などを通じて参加者の皆さんの交流と親睦を深めていただきました。

10月18日、19日は、中部歴史まちづくりサミットが、いつきのみや地域 交流センターで開催されました。当サミットは、歴史まちづくり法により

認定を受けている中部地方の市町が集い、交流や情報交換を図る目的で開催され、今回で5回目となります。

1日目は、開会の後、国土交通省中部地方整備局長の「全国における歴史まちづくりの動き」についての講演、また、京都橘大学文学部の増渕教授の基調講演、そして、出席された12市町の首長等により、歴史まちづくりの取組みについてのパネルディスカッションなどが行われました。2日目は、サミット参加者に、町内の歴まち事業の整備施設やさいくう平安の杜、斎宮歴史博物館等を見学していただきました。今回の明和町でのサミット開催は大変意義深く、今後の整備の励みになりました。

10月22日、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投開票が、 小選挙区の区割りの見直しにより、明和町が新4区となって、初めて行われました。投開票日当日は、台風21号襲来による悪天候の中での選挙でしたが、前日までの期日前投票を多くの方が利用され、最終的な投票率は、 小選挙区で56.96%と、前回に比べ1.76%増という結果でした。この選挙で新しく選出された国会議員の皆様には、これから国づくりをしっかり進めていただきたいと思います。

10月28日、人権センターで第21回交流祭を、また、12月3日には福祉と 人権のまちづくり講演会を中央公民館で開催しました。今年も、交流事業 や人権に対する啓発事業に多くの皆さんに参加いただき、人権を考えるき っかけとしていただけたと思います。

11月4日と5日の2日間、総合体育館と中央公民館で、第43回町民文化祭が開催されました。総合体育館では、絵画や書道、写真、美術工芸など計1,544点が展示され、来場者は並べられた多くの力作に見入っておられました。また、中央公民館では、芸能大会やカラオケ大会などが行われ、日頃の練習の成果を晴れの舞台で披露されていました。

11月12日は、明和町消防団の秋季訓練、26日には非常招集訓練が明和消防署で行われました。秋季訓練は、出初め式に備えた中隊や小隊の編成、

観閲を行うための隊列訓練が中心ですが、夏季訓練以降各分団で操法訓練を実施してきた操法競技も合わせて行われ、団の結束力の強化と団員としての精神を自覚してもらうための訓練となりました。

早朝6時の非常招集訓練は、幹部が午前5時30分に集合し、メールで各分団車庫に参集するよう一斉送信を行い、各分団は参集完了後に各分団長に参集状況を報告しました。早朝からの訓練で、団員の皆さんにはご苦労かけましたが、何時起こるか分からない災害に備え、日頃からの心構えと機械器具の整備点検等を怠らないようにと訓示しました。

また、11月12日には、三重県かるた協会が主催する第15回小倉百人一首 交流フェスティバル・初心者かるた大会が、いつきのみや歴史体験館とさ いくう平安の杜西脇殿で、第19回斎王参向古道まつりが水池土器製作遺跡 公園で、11月23日には、上御糸地区ふれあいまつりが、ふれあい会館でそ れぞれ行われ、交流の場として多くの方で賑わいました。

11月19日は、空き缶ゼロ運動が町内一斉に行われ、早朝から約3,000人の町民の皆さんに参加いただき、道路沿いや水路に捨てられた空き缶やビン・ペットボトルなどを回収していただきました。これからも「わたしたちの町を、空き缶などのないきれいな町にする」ため、ご協力をよろしくお願いいたします。

11月20日、三重加藤牧場の加藤代表取締役が町長室にお越しになり、台 風災害被害への見舞金をいただきました。また、11月1日には京都府与謝 野町からも町と町議会に、合わせて15万円の災害見舞金をいただきました。 これらのご厚意に感謝し、町の災害復旧に充てさせていただきたいと思い ます。

11月25日に、明和クラブ創部50周年記念事業が行われました。明和クラブは昭和42年に創部され、今年で50周年を迎えます。記念事業では、総合グラウンドでスポーツ少年団によるソフトボール大会が行われ、その後の記念式典で功労者の表彰等が行われました。当クラブは、昭和50年の三重

国体の成年男子ソフトボールで優勝を果たされており、平成33年開催の三重とこわか国体においても、開催地の地元クラブとして、大いに活躍していただきたいと思います。

11月26日に、中央公民館で「歯とお口の健康まつり」と「よりどり健診」が、医療関係者の皆さんのご協力のもと開催されました。歯と口に関する様々な催し物への参加、また、がん検診、特定検診等を受診していただきましたが、この機会に自身の健康について考えていただき、今後の健康づくりに活かしていただければと思います。

さらに、青レンジャー結成10周年を祝う記念式典も、めいわ市民活動サポートセンターで行われました。青レンジャーの皆さんの今までの功績に感謝するとともに、今後も防犯パトロール隊として、町の安全・安心のため地域の見回り活動にご尽力いただきたいと思います。

新年度の国の予算において、各省庁と財務省との折衝が始まる中、11月 8日に、安全・安心の道づくりを求める全国大会と中部国道協会促進大会 に、また、11月28日から30日までの間、全国町村長大会、国保制度改善強 化全国大会に出席しました。

安全・安心の道づくりを求める全国大会と中部国道協会促進大会では、 道路の老朽化対策における、財政措置及び支援体制の充実など、長期安定 的に道路整備が進められるよう、関係予算の確保について、また、国内物 流のネットワークの要衝である中部地方における、道路施設の戦略的な維 持管理・更新等について、決議、提言を行いました。

全国町村長大会では、「東日本大震災・熊本地震及び豪雨災害等からの 復興の加速化と防災・減災対策の強化」「一億総活躍社会の実現・地方創 生の推進」「地方交付税等地方の一般財源の総額の確保」など11項目の要 望を決議、採択し、代表団が財務省や総務省などに要請行動を行いました。

国保制度改善強化全国大会では、平成30年度からの新たな保険制度施行 に際し、被保険者の保険料負担の上昇を緩和する公費の弾力的な運用を行 うと共に、国民への制度改革の周知、広報の徹底など万全な対策を講じていただくよう、厚生労働委員会に所属されている衆参両議員に陳情を行いました。

また、三重県町村会の各町長とともに、三重県出身の国会議員の皆さんに地域振興に関する重点課題について、意見交換等を行いました。中でも、この度新たに明和町の選挙区となった、第4区において選出された三ツ矢衆議院議員には、11月20日、30日に、現在進めている明和中学校施設の整備推進及び大淀小学校の普通教室等への空調設備設置のための学校施設環境改善交付金事業、また、新しい幼保連携型認定こども園整備事業のための認定こども園施設整備交付金などの予算措置について陳情、さらに12月12日には教育長において、文部科学省文教施設に、平成30年度の予算確保について陳情を行いました。

加えて、12月1日には、平成30年度の社会資本整備総合交付金に係る予算について、国土交通省中部整備局長に陳情を行いました。都市防災総合推進事業では、南海トラフ地震等大規模災害に備える津波避難タワーの整備促進、都市再生整備計画事業では、歴史的風致維持向上計画に基づく、斎宮跡周辺の公園整備や情報板、排水路整備などの推進、さらに、道路整備事業では、明星57号線ほか町の道路整備の促進について、それぞれの事業が計画どおり円滑に実施できるよう、所要額の確保を強く要請いたしました。

次に、本定例会の上程議案につきましては、専決処分した事件の承認が 3件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意が2件、条例の一部改正が 3件、平成29年度一般会計補正予算ほか6つの特別会計補正予算と、水道 事業会計補正予算、そして、土地の取得2件をお願いすることとしています。

今後とも、町民の皆さんが安全・安心で、日々充実した暮らしができる まちづくりの実現のため、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜 りながら、誠心誠意努力をしてまいりますので、よろしくご審議を賜りま すようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長(辻井 成人) 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

〇議長(辻井 成人) 日程第5 一般質問を行います。

一般質問は5名の方より通告されております。

許可したいと思います。

2番 伊豆千夜子議員

〇議長(辻井 成人) 1番通告者は、伊豆千夜子議員であります。

質問項目は「住みたい町、住んで良かった町、明和町をめざして」の1 点であります。

伊豆千夜子議員、登壇願います。

〇2番(伊豆 千夜子) 2番 伊豆千夜子。

おはようございます。

議長より登壇のお許しをいただきましたので、通告書に従い質問させて いただきます。

質問に入る前に、先の台風で近隣市町では、災害救助法が適用されるとともに、三重県においては激甚災害に指定されました。明和町におきましても、近年にない甚大な被害が発生しました。まず被害に遭われた方々に改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

住みたい町、住んで良かった町、明和町をめざして、若者の移住・定住

と若者が活躍できる町について、質問させていただきます。

我が町明和町、わがふるさと明和町は、東西5.9km、南北10.25km、総面積41.04k㎡で、県内では小規模な都市です。北を伊勢湾に面し、西を松阪市、東を伊勢市、そして南を多気町と玉城町に、それぞれ接していて、町内には近鉄山田線が東西に走り、松阪市、伊勢市に約15分ほどで結ばれています。

旧23号線や南勢バイパス、国道23号線を走れば、伊勢志摩方面や津・四 日市方面へも行けます。

私は平成19年3月議会、初めての一般質問で、明和町として他の市町村 に誇れることはと質問しました。

中井町長は、日本一広大で貴重な国史跡斎宮跡、大淀・下御糸地区にかかる風光明媚な海岸線、自然豊かな南部丘陵地、そして、一番誇れることは、町民皆の心の豊かさだと感じていると答えてくれました。

その思いは今も変わらずでしょうか。心豊かなこと、それは人、人と人 とのつながりがうまくいっている町ということでしょうか。人づくりとい うことも大事だと私は思います。本当に期待しております。

11年足らずが過ぎ、明和町は少しずつ変わってきました。斎宮跡、海岸線などは整備され、最初の日本遺産認定の町として、町外、県外にも知られるようになったのではないですか。そうですね。海外にも少しぐらいアピールできていますでしょうか。

今、明和町として他の市町村に誇れることは何でしょうか、お聞かせく ださい。

○議長(辻井 成人) 伊豆議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

〇町長(中井 幸充) 伊豆議員のほうから明和町が他の町に誇れることは何なのかということについて、ご質問をいただきました。

平成19年3月議会で、その時にご質問をいただきました。明和町が他の市町に誇れることについて、そして、現在の思いはどうかというご質問の中身であったというふうに思っております。

当時の答弁は、沿岸部、南部丘陵地に残された自然環境、そして、国史跡斎宮跡、何よりも明和町民の心の豊かさ、そのことが他の市町村に、ましても誇れることであるというふうに申し上げました。まさに明るく和やかな明和町の気質を表したものであるということについては、今も変りがございません。

この11年間、町民の皆さんのいろいろなご支援をいただきながら、各種の整備を進めてまいりました。明和町が誇れるものとして、当時、申し上げました海岸部では、伊勢湾西南海岸完成や、現在進めております大規模災害に対する津波避難タワーなどの安全対策の推進、南部丘陵地では、宮川2期事業による斎宮調整池の整備や多気町に至るビーフロード、これらにつきましては、農業振興の基盤整備ができたというふうに思っております。

これらの事業と自然環境と共生する整備を、我々としては進めてまいりました。また、日本に一つしかない、この史跡斎宮跡、これにつきましては、国の文化財指定からですね、実は平成31年、来年、再来年の3月になりますけれども、指定40周年の節目の年を、実は迎えることになります。

この斎宮跡におきましては、平成24年6月には、歴史的風致維持向上計画、いわゆる歴まちの認定を受けます文化財のみならず、いつきのみや地域交流センターを含めて、散策道路等の整備、また平成27年4月には、文化庁の日本遺産の認定、同じく同年の9月には、念願でありました実物大の建物の復元、さいくう平安の杜の完成、今後も整備を進めますが、国交省中部地方整備局主催の歴まちサミット、あるいは文化庁主催のですね、匠の技など、いろんな行事が行われることによって、私としましては、史跡斎宮跡、これらについての明和町の情報発信ができることは、町が誇れる大きな財産だというふうに考えております。

さらに子ども・子育てはですね、幼児教育と保育を一体化した、新たな考え

方のみょうじょうこども園、さらに地方創生の日本酒プロジェクト、これは町のPRだけではなしにですね、ヨーロッパとの国際的な関係構築のための訪問もさせていただき、斎宮跡や御糸織り、あるいは明和町のさまざまな伝統工芸も幅広く紹介する中で、明和町の情報発信を行ったところであり、こういったことも私としては、町の誇れる一つの大きな歩みではないかと、そのように考えているところであります。

さらに町民の皆さんの心の豊かさというのは、今までのこの11年間で、私は さまざまな町の行事、地域の行事に参加させていただく中でですね、町民の皆 さんが子どものことを、あるいは孫のこと、そして、将来のことなど多くのこ とを、やはり聞き話しさせていただきました。

そういった交流の中から感じさせていただいておりますけれども、必ずしも 今の境遇に満足されている方ばかりではありませんけれども、地域のつながり を大切にして、家族を思う町民の皆さんの心というのは、これは私は何事にも 代えられない、明和町民、明和町長として一番誇れるものであるというふうに 思っております。

ものの豊かさではなく、心の豊かさを求める中では、就任当時の思いを、さらに持ち続け、事業の施策を展開していかなければならないと、そのように現在も思っているところでございます。これからもそういう気持ちを持ちながら、施策の推進にあたってまいりたいと、そのように思います。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

伊豆千議員、再質問はございませんか。 伊豆議員。

〇2番(伊豆 千夜子) ありがとうございます。

明和町としてたくさんのこと、いろいろなことを実施してもらっています。 海岸地区に住んでいる私といたしましても、避難タワーとか、防災に対すること、いろいろやっていただいて、町民の方々も少しは安心はしております。

そして、町長言われました。人々の心の豊かさ、私もこの議員にならせてい

ただいて、皆さんといろんなところで、皆さんといろんな方に会うことができました。

そして、明和町に住んで良かったと、これからも思っていただくために、頑 張っていきたいと思っております。

冒頭にも述べましたが、明和町は地理的にも好条件の場所に立地しております。これをうまく利用するべきだと思います。今までも、先ほど町長が言われました、いろいろと考えてはきておりますが、町を潤すために、もう一歩、もう一歩進めるべきではないかと思っております。

そして、心の豊かさは人と人とのつながり、絆の中で生まれるものだと思っておりますが、肝心のその人がいないと成り立たないわけです。人と人とのつながりも含めて、考えさせることがまちづくりには、人が財産である。そして、それらを支える人がいなければいけないと思います。

そして、これからそれらの人のため、人が増えていくために、この明和町の人口はどうなっているのかと不安にもなります。そこで、お尋ねします。明和町の人口はどうなっているのでしょうか。明和町はここのところ、人口の推移は微増とは聞きますが、日本の人口減少社会と超高齢社会が同時に訪れるという、かつて経験したことがない時代の入口に、今は立っていると、私は思っています。

明和町はその点はどうでしょうか。また、一方では地震が起こる、津波が来るといわれ、人口減少している地域では、特に若い世代の移動が目立つのではないかと思いますが、明和町ではそのような動きはあるのでしょうか。いかがですか、お尋ねします。

- **〇議長(辻井 成人)** 伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) 人口減少の問題につきましては、明和町は現在のところ、微増というか、横ばいの状態でございますけれども、この三重県においては、松阪、飯南、特に紀州地方については、この人口減少というのは、大きな課題であります。

明和町においてもですね、将来今の状態が保てるかというと、そうでは ございません。従いまして、いろいろとこれからいろんな対策を考えてい かなければならないわけでありますが、明和町の人口の推移、あるいはそ の状況、また南海トラフで、先ほどご質問をいただきましたが、それらに ついての影響については、防災企画課長のほうから、詳細について、答弁 をさせていただきます。

- 〇議長(辻井 成人) 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(中谷 英樹)** すいません。まず少し堅苦しい答弁となりますことを、ちょっとご容赦いただきたいと思います。

国勢調査によります、本町の平成27年度時点の総人口は、2万2,586人となっております。平成22年度と比べますと、247人の減少となります。本町では年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加して推移しておりまして、増人口が減少に転じれば、第一段階、若年人口の減少、老年人口の増加で、総人口の減少が進む、人口減少段階に入るものと考えております。

また、今後、人口減少対策をしなければ、平成52年以降、老年人口の減少が加速化し、全国よりも早く20年ぐらいですかね、早く第三段階、老年人口の減少へ入っていくことが推測されております。

本町の将来人口推移につきましては、国立社会保障人口問題研究所の推移によりますと、平成22年に2万2,833人であった人口が、平成72年、50年後でございますが、1万5,364人まで減少する。32.7%の減と推計されているところでございます。

次に南海トラフ地震の想定によりまして、人口減少が進んでいる。特に若い世代の移動が目立つのではないかというご意見でございました。ご心配をいただいたわけでございますが、町外からの転入や転出につきましては、住民異動、帳票に記録にされるわけでございますが、町内の転居については、なかなか数字で表れない部分がございます。

そのため、沿岸部からの移動が目立つかどうかについては、判断する材料が

ございませんので、動きがあるかないかの答弁につきましては、差し控えさせていただきたいと思います。ただ、津波避難タワー建築の際の住民説明会の時にはですね、津波避難タワーが建てば、津波が来る地域だとわかってしまい、土地の資産価値、こういったものが下がってしまうんではないかといったご心配、建設に対する、逆に言うたら反対する意見・声もございました。

地域の安全・安心を優先すべきかどうか、議論をした経緯もございますが、本年3月17日の新聞記事でございます。今年はじめ1月1日付けの地価公示価格が発表されておりまして、松阪市、多気町、明和町の調査地点では、全ての地点での点で、昨年より地価が下落していると、そういう形になっておりました。

ただ明和町についてのコメントにつきましては、本年の2月にですね、津波 避難タワーが2基完成した、同町沿岸部については、調査が1月1日だったこ とから影響はまだ判明していないが、地域を守る工夫で、結果的に人口の流失 や土地価格の下落の程度を食い止める効果が出てくるのではないかといった、 地価調査鑑定士のコメントが掲載されておりましたので、ご紹介させていただ きたいと思います。

以上でございます。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。
伊豆議員、再質問はございませんか。
伊豆議員。

○2番(伊豆 千夜子) ありがとうございます。なんかわかったような、わからないような感じもあるんですけれども、やっぱり海岸地方とか、大淀・下御糸地区なんかでは、やっぱり家を建てるのにも、建てなくても、でも町内に住みたいという方もみえます。

そして、人口なんですけども、今、1万ちょっとになっていく可能性もありますけれども、理想は2万人を保っていきたいという資料も、前にいただきました。安全に安心して住めることは、大変重要なんです。住みやすい町をつく

ることが、人口の減少を食い止める一つであると思っております。出生率を上 げるには、若い人たちにまず明和町に住んでもらうことが大事であると考えま す。また、それまでの教育もいろいろと明和町に住んで良かった、教育を受け て良かったと思ってもらうことも大事だと思います。

それはやはり婚姻から出生、その後の育児がしやすい地域が必要であると考えています。当の当事者の方たちは、どう思ってみえるのでしょうか。そこで私が今、改めて思うのは、これからの明和町を牽引する若い人たちが、活躍する町をつくるため、若者の意見を取り入れた施策が必要ではないかと思っています。若い人たちが住んで良かったと思ってもらう施策です。

赤ちゃんや子ども・お年寄りと言われる人たちには、今はいろいろな施策があるように思います。今は人口が微増とはいえ、先にも述べた人口減少と超高齢時代を乗り切るためには、若者がこの明和町に定住し、家庭を持ち、幸せに暮らすことだと思うのです。

従来の若者に対する施策は、子育て支援や就労支援など、それぞれのライフステージに沿った支援が中心となっております。勿論、今後もそのような政策をしっかりと行いながら、ライフステージに限定されない、包括的な若者政策も必要ではないでしょうか。

町が行う政策、事業に対して、若者に主体的に参画してもらう仕組みづくり なども必要ではないかと考えております。町長のお考えいかがでしょうか。

- **〇議長(辻井 成人)** 伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) 若い人たちが、明和町に住み続けていただく、そのための条件整備といったら変ですけれども、これは実は明和町だけでですね、実は完結できる課題ではないというふうな思いが今しております。

そのためにですね、実は松阪市を中心とした、あるいは伊勢市を中心とした、定住自立圏構想という形の中で、これは明和町に限らずですね、そういった広域的な地域での取り組みというのが必要であるというふうに思っております。

例えば子育てでもですね、医療機関とか、そういったところがですね、 明和町だけで全て完結できるわけではありませんので、どうしても松阪あ るいは伊勢にご協力をいただかなければならない。そういう意味では、働 く場も含めてですね、我々としては広域的な考え方の中で、取り組みを進 めてまいりたいと、そのように思っておるところです。

先ほど伊豆議員がおっしゃられましたですね、いろいろなものがあると思うんですが、一つはやはり町内でいろんな活動をしていかなければならない、そのためには、若い人たちの参加できる場、そういったものもですね、やはりきちっと行政的に取り入れていく、そういう場を確保していかなければならんということについては、重々承知をしております。

今後においてですね、そういった施策の展開の中で、若い人たちの意見聞く場、そういうものをですね、やはり行政としては、きちっとつくっていかなければならないと、そのように考えているところです。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

伊豆議員、再質問はございませんか。 伊豆議員。

〇2番(伊豆 千夜子) いろいろとこれからも考えてもらっていくと思いますし、考えていくべきだと思っています。

そして、今までもいろいろとされてきたとは思いますけれども、明和町総合 戦略というのを、以前にいただきました。一番最初のところに、人口の現状と 将来の展望を想定する人口ビジョンを策定し、これを踏まえて今後5カ年の目 標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものなんですよね。

そして、下のほうに若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する、人口減少を克服するために、若い世代が安心して就労し、希望どおり結婚し、妊娠・出産、子育てができるような社会経済環境を実現するとありました。

2年経ちました。これをいただいてから、計画をされてから、2年経ちました。今、現在どのような具体的な事業はどのようなことをしてみえるのか、そ

してその成果はどのように検証してみえるのか、教えてください。

- **〇議長(辻井 成人)** 伊豆議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。
- **〇防災企画課長(中谷 英樹)** 失礼します。

平成27年12月に策定いたしました、明和町総合戦略では四つの基本目標と、その当時47の具体的な施策を掲載しておりました。ほぼ全ての事業が現在も動いております。一つひとつの事業を細かくですね、この成果ということで切ってお答えしていきますと、当然時間がだいぶなくなってくるかと思います。また、何か気になる点、これはどうなっておるのやということがございましたら、答弁に代えさせていただきます。

ほぼ動いてない事業もございますが、ほぼ47のうち、少なくとも40以上 がこの戦略に沿って、事業を推進しているところでございます。

- **○議長(辻井 成人)** 答弁が終わりました。 伊豆議員、再質問はございませんか。
- **〇2番(伊豆 千夜子)** そうですね、これを見ますと本当にいろいろなこと を書かれておりまして、これからもどんどんやっていってもらわなければな らないこともたくさん載っていました。

そして、今、課長はほとんどの事業はやっているということを伺いました。 でも、なんか見ておりますと、やっているのかな、でもどうなったのかなと思 うところも、多々とは言いませんけれども、少しあったように思いました。ま た、それは後ほど聞くこともありますので、お願いします。

私たちの町を魅力的な町、生き生きとした感性のある町、活気ある町にする ためは、もっと若い人たちに活躍してもらうべきだと考えますが、町長のお考 えいかがでしょうか。

- **〇議長(辻井 成人)** 伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) まちづくりというのは、若い人に限らず、町民全体の皆さんが関わっていただかないと、前へ進まないというふうに、実は思っておるところでございます。

ただですね、今までに取り組んできたというのはですね、一つは先程来、 子ども・子育ての話もありますけれども、婚活は商工会の成年部の皆さん が主体的にやっていこうということの中で、手を挙げていただき、町とし てもそれを支援をしていく形をとらさせていただいております。

また、農業の担い手では懇談会等々を開催させていただく中でですね、 農業者のこれからやっていこうという若い人たちの意見を聞きながら、何 とか農業政策に反映をさせていこうといったような取り組みも、実はさせ ていただいておるところです。

現在ですね、進めております明和中学校の建設につきましてもですね、これからのという形の中で、中学生の皆さんからも意見を聞いて、今度の建設に反映をさせたということもございますし、あと来年の1月早々に行われます成人式もですね、今まで教育委員会主体で行っておりましたけれども、現在は二十歳の青年の皆さんで、実行委員会を形成していただいて、そして運営なりそういったものを行っていただいているという形の中でですね、あと町民の駅伝大会だとか、あるいは地域での祭りの運営だとか、そういったところでですね、若い人たちがかなり活躍をいただいているということの中ではですね、私は何よりも地域でのコミュニティ活動、そういったものを主体的に、これからも若い人たちが担っていただけるような、そういう環境というんですか、そういうものをつくっていかなければならないと。

それは伊豆議員のご意見とですね、同じ方向だというふうに思います。 これからもですね、地域の若い人たちに、地域に根ざした活動を、さらに 呼びかけていく。そういう工夫を凝らしていきたいと、そのように考えて います。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○2番(伊豆 千夜子) もちろん明和町を、画期的な明和町にしていくには、 若い人たちだけではなく、もっと高齢者の方も参画していただいて、皆が一 緒になってこそ、本当の明和町ができるのだと思っております。

でも、やはり若い人たちが中心になってやってもらって、皆が協力する。そして、元気な明和町をつくっていってほしいと思っております。若者が活躍するためには、若い人たが明和町に定住してくれることが必要であると考えております。

そこで、実際の明和町の若者の動向について、もう少し詳しくお尋ねしたい と思います。先ほども婚活で、婚活もなんかやっておるのは、もちろん知って おります。その成果もちょっと後でお聞きしたいと思います。

町の18歳から49歳までの10代、20代、30代、40代の年齢層ごとの転入・転出 の動向はどうなっているか。もし、わかれば教えていただけますか。

- **〇議長(辻井 成人)** 伊豆議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。
- ○防災企画課長(中谷 英樹) 年齢層ごとの転入・転出というデータの とり方はいたしておりませんので、そういった転入・転出どうなっておる かという、転出超過なのかどうなのかというようなことについては、デー タを取っておりませんので、誠に申し訳ございませんが、答弁ちょっとで きませんということで、ご容赦いただきたいと思います。
- **〇議長(辻井 成人)** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

- ○2番(伊豆 千夜子) 年代別の転入・転出、できていないというのは、なんかこの間、ちょこっとお聞きしたら、転入、10代、20代、30代、8月、9月、10月というのは、ちょっといただいたのですけども、それは聞かせてもらったんですけれども、それとはまた別の調査とか、そういうのがあったということですか。
- **〇議長(辻井 成人)** 伊豆議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。

- ○防災企画課長(中谷 英樹) 私どもの中では住民基本台帳のデータはいただいておりません。その中で私どもは、この明和町総合戦略をつくる上での町外への転出という、町内への転入といったことでの形は、分析はいたしておりますが、10代がどれだけ、何年どこへどう出られたとかいう詳細な部分というのは、この総合戦略の中でも基礎データとして、とっておりませんので、お答えができないということでございます。
- **○議長(辻井 成人)** 答弁が終わりました。
 再質問はございませんか。
 伊豆議員。
- **〇2番(伊豆 千夜子)** じゃあ私、これをいただいたのは、また違う転入・ 転出とか、人口の移動とか、そういうのだったと。ことなんでしょうか。
- **〇議長(辻井 成人)** 伊豆議員の質問に対する答弁、人権生活環境課長。
- ○人権生活環境課長(世古口 和也) 私どもの戸籍住民係の業務といたしましては、人口の統計はですね、とっておるわけでございますけれども、転入・転出につきましては、統計的にはとっておりませんでして、お話をちょっといただいた時にですね、そういう統計はございませんので、直ぐには出ないのですけれども、書類等をとらせてもろて、直近の1カ月前、2カ月前程度の数字を拾わさせていただいたというのが現実でございまして、それをお伝えさせていただいたということでございます。
- 〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。
 伊豆議員、再質問はございませんか。
 伊豆議員。
- ○2番(伊豆 千夜子) わかりました。じゃあこれはこれでということで。 10代の方とか、20代の方とか、その統計的なことが難しいのかなと、取るの が難しいのかなと思うところを理解させていただきます。

じゃあ若者の若者の年代別の転入・転出の、ざっくりとしたんでいいんです けども、転出する方が多い年代というのは、全くわからないということで、よ ろしいですか。

- ○議長(辻井 成人) 伊豆議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。
- **〇防災企画課長(中谷 英樹)** 私どもがまとめました、明和町総合戦略 上のお話であれば、ご答弁をさせていただきます。

人権生活環境課からのデータは、私の手に渡っておりませんので、その 内容についてはお答えできませんが、これでよろしければ、どういう転 入・転出の状況であるかということについて、ざっくりとではございます が、お答えさせていただきたいと思います。

まずこの総合戦略については、平成27年12月時点での策定でございまして、明和町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでですね、平成2年から 平成22年までの人口異動につきまして、整理をいたしております。

男女ともに特に10代後半の年齢層で転出超過が多くなっております。これは、この年代の層が就学や就職などの理由で、町外への転出が多くなることが要因ではないかと推測しております。

それとですね、まだまだこの中には、平成26年の住民基本台帳、これの人口異動報告を見ながら転入元、転出先の詳細についても、書き込みをさせていただいておるわけでございますが、平成26年度の住民基本台帳人口異動報告では、転入総数587人、提出総数が601人となっておりまして、14人の転出の超過ということになります。

中に内容いろいろございます。東京一極集中うんぬんということがある わけでございますが、明和町の方は東京へ出られるということではなしに ですね、やはり県内の異動、またそれに次いで愛知県とかいったところへ の異動が多くなっている状況にあると、ご理解いただきたいというふうに 思います。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

伊豆議員、再質問はございませんか。 伊豆議員。

〇2番(伊豆 千夜子) ありがとうございます。

じゃあ動向の要因とか、そういうのはいろいろあって、就職とか、そういうのであまり遠くへは行かないけども、県内とか、近隣の県なんかには異動するということを理解させてもらいます。

若者の人口流入・流出は、今後の少子高齢化、少子化対策にもつながるのではないかと考えております。今後も若い人たちに明和町に住んでもらうためには、町として若者施策に対して、どのように考えてみえるのでしょうか、詳しくお尋ねします。

聞くところによりますと、住むのはいいんだけど、家がなかなかなぁという 若者がみえます。 2世帯、3世帯住宅、大家族、いずれは考えているんだけど、 今はまだと思われている若者もいるのではないかと思っています。

若者の定住条件の一つには、収入の確保が大前提です。町内での就職先の確保や主産業である農業や漁業などの自立は、これから先、難しいと思われます。 企業誘致にも力を入れてもらっているとは聞いておりますが、そうすんなりとはいかないわけです。

先にも述べさせてもらいましたが、明和町はベッドタウンという言葉があてはまるかどうかわかりませんが、伊勢、松阪、津へ国道や鉄道を使って仕事に行っております。でも住居は市となると、一概には言えませんが、なかなか思うようにはいかないのではないでしょうか。この明和町で家を建てる、それには町から補助を受けて、少しでもお金を使わず、将来のために貯蓄する。

そして、いずれ2世代、3世代と住めば、明和町に人が集まるのではないかと考えております。若者を呼び込む政策です。住宅取得の補助金も新築購入、建替えなど、条件はもちろんあります。他にも今、問題になっている空き家対策も進むのではないかと、私、簡単に考えているのかもわかりませんけども、考えております。

町が譲り受けることが、その空き家をできればリフォームして貸す、いずれ 希望があれば売却するということができるのであれば、そうしてもらいたいと 思います。こういう事例は他の地域もあると思います。 2、3調べてみました。 それらを参考にしながら定住希望者の要望に沿った、きめ細かな相談対応をする。まず若者に定住してもらおうという施策、これはもちろん現在も考えておられると思います。情報発信もしておられると思っておりますが、今一度、施策についてお伺いします。

- **〇議長(辻井 成人)** 伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) 空き家対策につきましては、これからの事業でありますので、空き家対策の対策協議会も設置をされておりますので、ここではまだ結論的には出ておりませんが、それらも一つの有効活用という形でございます。

現在進めておりますのは、移住促進のための空き家リノベーション支援 事業補助金交付金を制定して、空き家を改修して住む場合の工事費の助成 ということはさせていただいております。

ただですね、伊豆議員がおっしゃりましたように、若者全体にですね、 そういう施策の展開ということにつきましては、正直なところ財政的な問題等も含めまして、非常に困難かというふうに思います。よく言われます のは、なんていうんですか、個人の財産の形成に税を使うということにつ いての是否ということはですね、いつも問われるわけであります。

ただ移住、定住とか、そういった部分のですね、特別な国の支援を受けての、そういった施策については、いろいろと展開できるわけでありますけれども、おっしゃられるようなですね、2世代、3世代、将来を考えてそのための貯蓄をするために、町が家を建てる時のその資金の助成制度というのは、今のところ考えられないというふうな思いでございます。

町として住宅施策というのは町営住宅等がございますので、空き家対策 も含めてですね、将来そういったものの対応策というのは、違った方向で 考えていかなければならんと、そのようには思っております。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

〇2番(伊豆 千夜子) この総合戦略の中で、空き家利活用数、年間5件と書いてありますが、これの今できているのかどうかということが、わかれば教えてください。

それと、空き家に対する補助というのは、これにもあったんですけども、それはどうなっているのか、施策があったんですけども、それはどうなっているのか、教えてください。

- **○議長(辻井 成人)** 伊豆議員の再質問に対する答弁、人権生活環境課 長。
- ○人権生活環境課長(世古口 和也) 利活用の件数ということでございますけども、今現在ですね、今年度においてはですね、まずは計画を策定ということを進めておるところでございまして、利活用で、その次に空き家バンクのところというのは制度的なものを考えております。その後に活用ということになるかと思いますので、現在、申し訳ございませんが、活用のほうは0ということになっております。

補助事業につきましては、防災企画課長のほうから答弁させていただき ます。

- **〇議長(辻井 成人)** 防災企画課長。
- **○防災企画課長(中谷 英樹)** ご質問いただきましたのは、この総合戦略の39ページの移住定住、地方移住の推進と定住化対策の項でございますね。

それで、先ほど地方移住の推進につきましては、世古口課長が答弁したようにですね、現在、29年度に明和町は空き家対策計画策定中でございますので、今後の計画となります。これについては、まだ動いておりません。ただこの下の定住化対策、定住促進助成制度開発助成というのと、定住促進助成制度建築助成というのが載っております。これもですね、実のと

ころ今、景気が非常に良うございます。この計画は27年の12月に策定いたしまして、それぞれの開発助成、建築助成の目標値を定めておりまして、申し上げますと、定住化対策についてですね、開発助成では平成22年から平成26年度の5年間で、119区画が開発されております。

それで年平均といたしまして、24区画となってございましたが、この数字をこの計画では1.5倍伸ばして、年平均36区画を開発していただくことを目標としておりました。それで、そういった数字があったわけでございますが、平成27年度には33区画、平成28年度には105区画が開発されておりまして、目標値を大幅に上回っております。

そして、今度は建築助成のほうでございます。こちらについても、年平均30戸の一戸建住宅を目標といたしておりましたが、平成24年度から平成26年度の3年間で415軒、年平均で138軒、総合戦略策定後の平成27年度には157軒、そして平成28年度には133軒の建築件数がございました。開発件数及び建築件数が、先ほど申しました好調な景気の支えとしてですね、この計画の目標値を上回っておりますので、上回るぐらい順調に推移しておりますので、あえてこの計画期間中における助成制度を動かす、動かさないということについては、現在、見直しをかけているところでございます。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

〇2番(伊豆 千夜子) これには本当に定住化対策には、本当に家も造成とか、そういうのも盛んというか、繁栄しているし、建築のほうにもなかなか好評だということで、段々家も増えてきているのかなと思いました。ありがとうございます。

それで、もう一つだけお尋ねします。

この空き家を活用する時に、リフォームをします。そのリフォームするのに、 この空き家を利用したいという人が、もしみえた時に、プロの指導の下、プロ のリフォームする人のもとで、その人たちが体験をしながら、自分も一緒にリフォームをしたいとか、そのスキルを磨いて知識を身につけることなどができるのかどうか。それと、そのきれいになった空き家に住んで、住む、宿泊体験をするということが、これから先でもいいんですけども、そういうことをするのに、一部の財政難のところ申し訳ないんですけども、その費用を一部負担するとか、そういうことが可能なのかどうか。そういうことをしているところもありましたので、そういうことをすることが可能かどうか、もしよければお聞かせください。

- **〇議長(辻井 成人)** 伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) それらについても、一応空き家対策協議会の中で議論をしてまいりたいと、そのように思います。まずはまだ明和町の場合の空き家対策の進め方については、まだ正直なところ基本計画的なものしかできあがっておりませんので、そういった具体的な中身については、これからの議論になるわけでありますが、以前にも報告をさせていただいたように、約3百数十軒の空き家があり、実際に活用できるのが250、260軒であったというふうに思います。

ただ、明和町の場合もですね、その空き家の所有者の方々が、素直に 我々のめざす空き家対策に同調してくれるかどうかというのは、まだまだ それから件数は少なくなってくるだろうというふうに思います。ただ、 我々としましては、そういった対策協議会の中でですね、そういった現実 を踏まえた中で、どういう方策が一番いいのかということについて、当然、 ご指摘いただいたようなことも議論をしながらですね、進めてまいりたい と思いますので、今この場で出すとか、出さないとかいうお答えはですね、 ちょっと控えさせていただきたいと、そのように思います。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

〇2番(伊豆 千夜子) ありがとうございます。その協議会の時に少しでも その話題に触れていただければ幸いです。ありがとうございます。

若者が住みたい町、戻りたい町と思えるようなまちづくりが必要ではないかと、改めて思います。早い段階からUターン、Iターン、Jターンを促す政策も、一定の効果があるのではないかと考えます。これらに対する現在の取り組みをお伺いします。

- **〇議長(辻井 成人)** 伊豆議員の質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) Iターン、Uターンという形の中で、非常に民間企業にというのは、非常に難しゅうございますが、町においてはですね、一昨年28年から29年の職員採用において、Iターン、Uターン枠を設けて、採用をさせていただいて、現在Iターンでは1名、Uターンでは1名、計2名の採用をしております。私としては民間が非常に難しいということであればですね、行政もそこら辺の門戸をという形で、採用試験を実施をさせていただきました。

ただし29年度、今回の試験につきましては、募集はいただきましたけども、いろいろ諸般の事情で採用は決定をしませんでした。そういう形の中でですね、我々としても町内の企業さん含めてですね、Iターン、Uターンそういった呼びかけをですね、さらに進めていく。そのことの啓発的なものはですね、やっていきたいと、そのように思っております。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○2番(伊豆 千夜子) ここにUターン、Iターンの移住者、年間10人と、これにも書かれておりました。今回1人でも2人でも、来ていただければいいと思うんですけども、来れなくなった方は、いろいろ諸事情あると思うんですけれども、そういう事情がもしこの明和町、この事情というのがあるとすれば、それをなるべく解消していただいて、少しでも多くの方、10人目標、

10人はいかないかもわかりませんけども、1人でも多くの方に来ていただけたらと思います。若者政策について、若いからとか、働き世代だからという理由で、こうした世代に対する施策が十分でないとすれば、政治や自分たちの住む町への関心も薄くなっていくのではないでしょうか。すいませんが、先ほど聞き忘れたんですけども、婚活の成果、もし人数とかそれがわかれば教えてください。

- 〇議長(辻井 成人) 防災企画課長。
- ○防災企画課長(中谷 英樹) 婚活の成果と申されますんですが、何人 どうのこうのという部分ではなしにですね、今現在、明和町は伊勢市と、 伊勢志摩定住自立圏構想の中でですね、連携いたしております。その中で 伊勢市さんの婚活事業、愛し伊勢というのがですね、婚活、子育てとか中 心に情報紙の発刊と、それともう一つ婚活事業ということで、そういった 婚活パーティーのほうも開催をされております。

ただ、明和町の住民が参加されて、成婚になったというような、結婚できたというふうな情報については、まだいただいておりませんので、そういうふうに事業がですね、進展して、そういう形になればというふうに思っておりますが、そういった結婚に至ったという情報は、まだ入っていないところでございます。

- **〇議長(辻井 成人)** 答弁が終わりました。 伊豆議員、再質問はございませんか。
- **〇2番(伊豆 千夜子)** 残念と言えば残念なんですけども、1組でも多く結婚していただいて、明和町に住んでいただいて、出産していただいて、人口が増えていけばいいかなと思います。

若者たちの昨今の状況では、より個人主義的な雰囲気が強まる中、若者そのものも同年代でつながる傾向もみられます。一方では若者の地域や職場での関わりも以前より希薄になっていると思われることから、若者自身らが解決できない問題が表面化してきているケースもあるように思います。

若者の意見を聞く、若者との意見を交換することで、若者の感性やニーズに 応じた政策をつくることも大事であると思っております。若者の感覚をいかに 地域に還元するか、いかに滞在的な能力を若者に発揮してもらうか。若者は支 援される対象であるだけでなく、地域の未来を切り開く可能性そのものである という捉え方が必要であると考えています。

若い人たちが何を考えているか、何を求めているかを把握する必要があると 考えます。そこで、若者という年代のくくりに対する行政の出番があるのでは と考えます。私は仮称ふれあいトークなどを持つことで、若者当事者が考えて いることを政策に反映させる仕組みをつくっていくことも必要ではないかと考 えています。

もちろん今も若い人たちとお話をする機会はあるとは思っております。住んだが、明和町に住んだけど、自分たちの意見が反映されないでは意味がありません。そういうことはないと思っておりますけども、地域で暮らすことについて、若者自身に真剣に考える機会をつくることは、大きな可能性を持てるのではないでしょうか。

もう言うても無駄やは、こんなん言うたって、聞いてくれへんわ。そういう ことを思っているかどうかわかりませんけども、そういう意見を聞いて、それ を取り入れることで、明和町に大きな可能性を持てるのではないかと思います。 地域を知り、地域について考え、若者自身が成長できる機会があれば、新た なまちづくりの切り口が生まれるんではないかと思っております。またないで しょうか。

将来的なまちづくりを考えていく上でも、若者、子育て世代、すなわち若い世代を中心とした人口を誘導することは、町にとっても経済的、財政的な面への貢献も大きくなると考えます。そのためにも、安心して子育てができる環境の創出に向け、特色ある政策を展開して、発信して、若者、子育て世代を呼び込み、定住人口の増加を図り、大人になっても住み続けてもらう、また若者政策を徐々に充実することによって、町政やまちづくりへの関心を高めていただ

き、少しでも地元に愛着を持ち、長く住み続けていただけたらと考えております。

若い人たちの意見が反映され、若者の力が活かされる町というのは、超高齢 化社会と人口減少が一緒にやってくる時代の中でも、豊かな元気な町になって いくと信じて、そのような未来を実現していきたいと思っていますが、町長の お考えをお聞かせください。

- ○議長(辻井 成人) 伊豆議員の再質問に対する答弁、町長。
- **〇町長(中井 幸充)** 若者に対するいろいろなご意見等を、ちゃんと行 政がくみ取った中で、施策に展開をせえという、そういうご意見だという ふうに思っております。

町政そのものにつきましては、やはり一朝一夕にできるわけではございません。長期的な視野に立ってですね、さまざまな施策を展開していかなければならないというふうに思っておりますし、冒頭にも申し上げましたように、単に若者だけではなしに、幅広い町民層の方がおみえになるのでございますので、そういった明和町の特性といったような部分もにらみながらですね、行政運営というのはやっていかなければならないと、そのように思っておるところでございます。

しかし、良く言われますように、若い人たちの行政あるいは政治に対する関心が低いという、そういうことはこれは明和町だけではなしに、全国的に言われるわけでありまして、それが一つは選挙への投票率の低下とか、そういったところで顕著に表れているんではないかなと、そのように思っておるところでございます。

若者の定住、東京への一極集中、そして地方の人口減少、これが地方を 疲弊していく大きな原因であろうというふうなことが言われる中でですね、 国の施策として地方創生、これらが打ち出されたわけでありますので、そ れに基づいてですね、各市町、明和町も先程来、伊豆議員さんもお持ちで すが、この総合戦略に基づいてですね、何とか人口減少に歯止めをかけ、 さらには人口を増やすさまざまな施策を展開していこうということで、現 在取り組んでいるところでございます。

とにかく歯止めをかけていくことについては、若者の生活の場をいかに確保していくか。それは単に就職だけではなしにですね、医療や福祉やあるいは教育やさまざまな分野の施策をですね、きちっと展開していかなければならないというふうに思っておるわけでありますし、行政としてはそれらに果敢に積極的にですね、立ち向かっていかなければならないと、そのように思っておりますが、先ほども申し上げましたように、町単独ではですね、なかなか解決できないものが多々あるわけであります。

働く場や医療、福祉関係、そういったものも含めてですね、我々としては町だけではなしに、広域的な取り組みも含めて、若い人たちがこの地域で、きちっと生活していける、子ども・子育てができる、経済的にも成り立つ、そういう環境づくりをですね、さらに推し進めていく必要があろうかというふうに思っております。

そういう意味でですね、我々はしっかりとこれからお示しさせていただきました明和町の総合戦略、これの四つの基本目標に向かってですね、さらにいろんな面で努力をしていかなければならないと、そのように考えております。

これをやったら、正直なところですね、これをやったら若者が定着するという、そういう特別なものが見当たらない限りはですね、やはり総合的によく伊豆議員がおっしゃられるように、いろんな面で明和町に住んで良かったと思えるような施策の展開というのをしていかなければならないと、そのようにも思っておりますので、また、伊豆議員、若い人たちとの交流も盛んというふうにお聞きをしております。

従って、いろんなご意見をくみ取っていただいてですね、こういう場で ご披露いただいて、我々の施策の展開にですね、ご示唆をいただければあ りがたいと、そのように思っております。 **〇議長(辻井 成人)** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

伊豆議員。

○2番(伊豆 千夜子) 私が今回は若者を中心とした、移住・定住ということで質問させていただいております。決して若者だけという気持ちでおるわけではございませんので、そういうところをご理解いただきたいと思います。もちろん生まれた子どもから、高齢者の方まで、明和町に住んでいただいて、いろんな政策の下、明和町がより一層栄えればいいと思っております。

それにはやはり若い人たちの力、考えが一丸となって、やっていければいいのかなと思っております。そして、明和町がより一層栄えて、もちろん近隣の市町との協力はもちろん必要です。大切だと思っております。それが、また明和町が中心となってやっていければなと思うところもあります。

そして、明和町に住めばいいなと思ってもらいたいと思っております。子どもを生み育てるなら明和町と思ってもらえるような、他にはない充実した環境の中で、子どもたちや子育て世代が生き生きと暮らせること。

そして、この明和町総合戦略、たくさん書かれておりました。改めて見させてもらいました。なかなか高い目標もあるのかなと思うところもありますけども、決してこれが絵に描いた餅にはならないことを願っております。

そして、住みたい町、住んでよかった町、明和町と、誰にでも思ってもらえれば幸せです。どうかこれからもこの明和町、皆さんで一致団結して、住みよい町、本当に良かったな明和町に住んでと、心の底から思ってもらえるような明和町にしていきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(辻井 成人) 以上で、伊豆千夜子議員の一般質問を終わります。

○議長(辻井 成人) お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。隣の時計で40分まで。

(午前 10時 25分)

○議長(辻井 成人) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 40分)

5番 中井啓悟議員

○議長(辻井 成人) 2番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「台風21号について」の1点であります。

中井議員、登壇願います。

○5番(中井 啓悟) 議長より登壇の許可をいただきましたので、事前 通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まずは10月22日、23日に襲来した台風21号により、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、大きく四つ質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

台風21号による被害につきましては、明和町を含め近隣市町にも大きな被害をもたらし、それぞれ自治体における災害対応の課題を浮き彫りにしたことと思います。

明和町における災害対応や被害状況につきましては、10月31日に開催されました、全員協議会で説明を受けましたが、全員協議会以降、新聞紙上やテレビ、ニュースなどで、新たな課題が報道されていましたので、明和町の対応はどうだったのかについて、何点か質問をいたします。

まず1点目、今回の台風21号は、10月22日に実施された衆議院議員選挙の投票・開票と重なりました。

11月15日の中日新聞で、他の町の災害対応についての記事がありました。 住民への避難勧告の発令を担当する職員が、衆院選の開票事務に従事し、 勧告が遅れたこと。県や国、NHKなどの報道機関と共有するシステム、 「Lアラート」への入力や、住民に知らせたりする職員がおらず、町中心 部を流れる川が氾濫し、多くの住民が床上まで浸水した段階で災害に気づ いたこと。

また避難準備や避難勧告を発令したものの、町民には住宅や屋内のスピーカーから流す防災無線でしか伝えていなかったこと。そして、避難勧告自体が遅れたことなどが、町民から指摘されているとのことで、選挙と災害が重なった時の危機管理への備えが問われているとのことです。

明和町では、どのように対応されていたのか、お聞かせください。

- **〇議長(辻井 成人)** 中井議員の質問に対する答弁、町長。
- **〇町長(中井 幸充)** 中井議員のほうから台風21号における、明和町の 災害対応についてのご質問をいただきました。

9月22日、23日に襲来した台風21号の災害対応については、10月16日にフィリピンのカロリン諸島で発生した台風21号でした。21日から22日にかけて、日本の南を北上し、相当の降水雨量が近畿地方や東海地方を中心にということで、前もって予報がなされました。

結果、500mmを超える記録的な大雨と相成ったところでございます。明和町でも予想を上回る雨量となりまして、22日の午後7時から5時間雨量が241mm、累加雨量が403mm、これは行部の笹笛川左岸での記録でございま

すが、そういった状況でございまして、町内の各所で浸水被害や土砂災害 の発生が起こりまして、その被害は甚大なものとなっておるところでござ います。

内容につきましては、全員協議会でご報告をさせていただきましたけれども、今回の台風21号の対応につきましては、ご案内のように、衆議院議員と同時、投開票日にあたったわけでございます。そういった時にですね、実は防災の第一次配備に担当いたします防災企画課長、それからまち整備課長、それから農水商工課長、この3名につきましては、実は選挙の投票所の管理者ということで、任命をする予定でございましたけれども、台風の襲来が予想されますので、選挙事務からはもう外させていただいて、対応をさせていただきました。

なお、三課の係長につきましては、これも選挙事務に従事をするという 予定で組んでおりましたんですけども、台風の襲来ということを想定いた しまして、実は選挙対策の事務本部のほうに位置づけをさせていただきま して、災害対応に臨んだところでございます。

詳細につきましては、いろいろございますので、防災企画課長のほうか ら当時の状況等について、答弁をさせていただきます。

- **〇議長(辻井 成人)** 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(中谷 英樹)** 失礼します。

まず、危機管理の体制、あるいは災害対応についてのご質問でございますので、今回の台風21号に対して、役場がどういった体制をとっていたのかについて、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず明和町では、平成23年度から各課、施設におきまして、災害対応担当の職員と申しますか、プロジェクトチームを組んでおります。緊急時の体制の基本的な考え方を整理しながらですね、プロジェクト委員を置きまして、各部署における災害対応のマニュアルの整備や、職員の声をはじめとした防災体制の強化を図る防災対策プロジェクトチームといったものを

つくっております。

このプロジェクトチームの今年度の取り組みと申しますのが、災害時のタイムラインというものがございまして、そういったものを策定していこうという取り組みでございました。先の18号の台風からこのタイムラインに沿って、施行運用をさせていただいておりました。

そして、災害時のタイムラインとはどんなものかということでございますが、台風でございますと、事前に時間等がわかるわけでございます。台風が発生してから、発生した直後から、役場内の各課がやらなければならない業務を抽出いたしまして、誰がいつ何をするかを明確化し、時間軸に落とし込みながら、対応するものでございます。

災害が大きくなればなるほど、関連する機関も人も増えて、混乱が増します。タイムラインの利点につきましては、マニュアルと違いまして、自分が何をしなければならないのかといったことが、書いているだけではございませんので、連携する課が何をいつしなければならないか。こういったこともですね、一覧で把握することができ、計画の遅れや対応の遅れ、そういったことも確認することができます。

今回の台風21号の対応につきましては、先ほど町長が答弁申し上げたところでございますが、衆議院選挙投票日の22日朝には、九州・沖縄地方に接近することが予想できましたので、3日前の木曜日にタイムラインを発動いたしまして、先ほど申し上げたとおり、私ども投票管理者にあたっておる担当課長は選挙事務から外れておりました。

そして、また対応職員についても、町長が申し上げたとおりでございます。

そして、その後でございますが、22日朝7時23分に、明和町に洪水警報が発令されましたので、災害対策本部をただちに設置いたしまして、第一次配備体制の11名で、災害対応にあたりました。

13時22分には、大雨暴風波浪警報が発令されましたので、避難準備、高

齢者等避難開始を発令いたしまして、避難所として中央公民館を開設し、 その後、18時の投票所の閉鎖に伴いまして、選挙事務が終わった課長について、招集をいたしまして、災害対応にあたっていただいたところでございます。

また、消防団につきましても、4時半から招集を開始いたしまして、道路、河川警戒、巡視、土嚢づくりの運搬、避難所開設など、ご活躍をいただきまして、合計99名の消防団員の参集をいただいたというのが、経過対応でございます。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○5番(中井 啓悟) 消防団の方々の100名近い方が参集されたということで、大変頼もしく、また役場職員の方々もですね、課長はじめそれぞれ職員の方で、衆議院選挙と重なったにも関わらず、その選挙事務と並行して、オール行政で対応していただいたということで、理解させていただきました。

22日はですね、夕方から夜間にかけて雨風が非常に強くなってまいりました。夕方の時点で、中央公民館は避難所として、開設されておりましたが、その後、祓川、笹笛川、大堀川などの河川が増水し、決壊の恐れがあることから、付近の小学校や集会所も避難所として開設していただいておりましたが、近鉄の線路より南側にお住まいの方が、中央公民館に避難しようとしたところ、踏切の遮断機が数カ所下りたままになっており、中央公民館に避難できなかったということを聞いております。

これについて、今回、人的な被害は幸いにも出ておりませんが、線路南側についてはですね、いつき会館と新茶屋自治会なども浸水や土砂災害の恐れがある地域の避難所として、開設されたと聞いておりますが、それに関わらずですね、斎宮小学校や明星小学校なども避難所して、開設いただくことで、より近くで避難がしやすい状況を整えていただくことをお願いするとともに、

今回のようなことが発生しないように、近鉄さんとも密に連携、連絡等をとっていただいて、不測の事態に対応できるようにお願いいたします。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

今回の台風21号を過去の災害と比べてみて、どのように位置づけておられるのか。40数年間、明和町で暮らしていますが、今回のような事態は経験がございません。どれぐらいの規模であったのかを教えてください。

- **〇議長(辻井 成人)** 中井議員の質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) 私も今回の雨、21号ですね、役場生活の中でですね、初めてといっていいぐらいの状況でございました。過去の台風と比べてどうかということでありますので、雨量系統については、防災企画課長のほうから、それから、伊勢湾台風等々を含めてですね、全般的なことについては、まち整備課長のほうから、それぞれ少し視点が違いますので、両課長のほうから答弁をさせていただきます。
- **〇議長(辻井 成人)** 防災企画課長。
- **〇防災企画課長(中谷 英樹)** 失礼します。

過去の災害との比較ということで、ご質問いただいたわけでございます。 昭和20年以降の災害では、海岸堤防がない時代、昭和30年代の初め、海岸 堤防がございませんでしたもんで、そこら辺も含めますと、ちょっと比較 にもなりかねます。比較ができないという状況もございますので、被害状 況の比較ということはなしに、雨量による比較ということで、私からの答 弁はご理解いただきたいというふうに思います。

今回の台風21号の雨量につきましては、22日午後7時からの5時間雨量が241mmでございました。流下雨量も403mmということを記録しております。明和町における大雨特別警報、これ2年前から特別警報というのが、発令されることになりましたが、その明和町における基準、相当値と申します。50年に一度の値と申しますのが、3時間降水量で193mm、48時間降水量が530mmと定められておりまして、その値には届きませんものの、特別警報

中の雨量であったんではないかというふうに考えます。

他の災害との比較となりますと、昭和49年7月6日から8日までの3日間、台風8号と前線により伊勢志摩や南部で、400mmから500mmの大雨となった七夕豪雨というのがございまして、これがですね、尾鷲で535mmでございます。

また、平成16年9月28日から30日にかけて、台風21号と前線により、現在の大台町でございます。宮川村では大規模な斜面崩落や土石流などが、いたるところで発生いたしまして、死者6名、行方不明者1名、重傷者2名の被害がございました。

その当時の尾鷲の総雨量が876mm、宮川での最大1時間降水量が139mmといったものを記録しております。

三重県における気象災害のデータでは、明和町の災害記録がございませんので、比較とはなりませんが、先ほど申し上げましたとおり、明和町での過去50年・60年の間で、このような雨の降り方は初めてではないかと感じているところで、過去の経験のない雨量であったというふうに感じているところでございます。

- 〇議長(辻井 成人) まち整備課長。
- **○まち整備課長(堀 真)** 続きまして、まち整備課からご答弁させていただきたいと思います。

過去の台風ということでございますが、先ほど防企の課長と重複する点 あろうかと思いますけども、ご容赦願いたいと思います。

まずはじめに、一番台風といたしましては、昭和28年、13号台風というのが、こちらについては一番被害が多かったような台風でございます。

それから、伊勢湾台風、そしてまた七夕豪雨というような大雨が多く降っているような状況でございます。過去の資料を紐解かせていただきますが、三重県としてのデータはございますが、明和町と対比させていただくことはできませんので、そこら辺はご容赦願いたいと思います。

その中でですね、明和町史というのを、ちょっと確認させていただきました。その中に、この昭和28年の13号台風についての記述がございました。 当時の記述を読まさせていただきますと、八木戸地内で笹笛川が決壊し、 また北藤原でも祓川が3カ所決壊したということでございます。

当時この28号台風の時には、堤防が無堤の状態でございまして、これを 機に堤防が設置されたというようなことで、記憶には書かさせていただい ておるような状況でございます。

そして、八木戸には今も石碑があるということの中で、ここまで水が来たよと。八木戸では一番高い家屋でも、床まで水が浸いたというようなことが文献には書かれておるような次第でございます。当時の台風でございますが、これ潮目からいきますと、大潮から中潮に変わるちょうど境目でございまして、水捌け的には良かったというふうに確認をさせていただいております。

当課では県のほうから委託を受けております防潮樋門、大堀川と笹笛川の樋門、こちらに職員を常駐させていただきまして、少しでも内外水位が変わった場合におきましては、門扉を開けさせていただくような措置をさせていただいたところでございます。

ただ、当時の雨量、雨量計、若干防企さんとは場所が変わりまして、勝見のほうで測らさせていただいておるデータでございまして、こちらによりますと、10月22日の午後5時から雨が強まりまして、23日の1時頃まで雨が降り続いております。特に午後8時から午前0時までは、毎時間40mm以上の雨が降り続いたというようなことで、確認をさせていただいております。

勝見では、時間雨量は降り始めから492mmの雨が降り続いたということでございます。先ほどからの答弁がございますが、このような雨が降りますと、排水路の許容範囲を超えておるような状況でございます。そのために各地で浸水が起こったものということで考えておるような次第でござい

ます。

以上でございます。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番(中井 啓悟) 今、両課長からお聞きした答弁によりますと、いかに大きい台風であったかということを、改めて感じさせていただきました。

昨今の異常気象を見ますと、台風のみならず、大規模災害がいつ発生する かわかりませんので、今後もしっかりと対応していただくように、よろしく お願いします。

それでは、3点目、被害箇所の復旧状況等について、質問させていただきます。

10月31日の全員協議会で、台風21号による町内の被害状況について、報告を受けたところでありますが、町施設の被害については、いつきのみや歴史体験館の入口扉の破損、坂本古墳公園の被害、また道路被害、土砂災害、上村池の堤体の崩落など、その被害額はどれぐらいになったのか、現時点での被害総額を教えていただきたいと思います。

また、国補助の件数、県補助の件数、単独事業の件数や、先ほど伊豆議員の質問にあった、激甚災害の指定はあったですね。その件数だけお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(辻井 成人)** 中井議員の再質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) 今回の災害につきましては、主に道路の法面とか、そういった排水路とか、そういったところに非常に災害が多く集中したこともございますので、実は11月1日付けで、台風被害復旧対策チームというものを立ち上げまして、まち整備課長をチームリーダーということで、任命をさせていただいて、災害復旧にあたっておりますので、まち整備課

長のほうから詳細について、説明をさせていただきます。

- 〇議長(辻井 成人) まち整備課長。
- **○まち整備課長(堀 真)** 失礼いたします。

今回の災害、今、町長が申されましたように、道路の横に排水路があると、そうすると排水路も崩れておるし、道路も崩れておるというふうな場所が往々にしてございました。

そのために課をまたいで、仕事をしていかなければならないということの中で、チームをつくらさせていただいたということでございます。そのためにおきまして、私、まち整備課長でございますが、農水商工課の分も含めさせていただきまして、状況についてご報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まずこの件につきましては、前回の全員協議会等で報告させていただい ておるとおりでございまして、12月11日現在ということで、ご理解のほう をお願いさせていただきたいと思います。

まず農水商工課でございますが、37箇所の被災箇所がございました。そのうち農業用の施設といたしまして、上村の先ほど話のございました、溜池の法面の崩れ、こちらは宮川用水土地改良区が管理をしております。また農道路肩箇所の崩れ等が5件。用排水路の法面崩れ、施設の破損等が22件、倒木1件、また排水機場で3件、そして水産漁港関係で3件ございました。

さらに斎宮きららの森におきまして、小規模で7件、こちらを1件とさせていただいております。そして、大規模4件がございました。

そして、まち整備課におきましては、道路といたしまして、修繕箇所が 14件、そして工事箇所4件の被害を受けておるような次第でございます。

災害復旧につきましては、費用につきましては、農水商工課では、農林 水産業費で修繕費がおよそ700万円、委託費1,500万円、また概算ではござ いますが、工事請負費1億4,000万円程度かかるのではないかということ で考えております。

なお、農水商工課の工事費にかかります7箇所につきましては、国の災害復旧費をいただきまして、工事を実施させていただく計画とさせていただいております。

補助率でございますが、先ほど激甚災害ということがごさいましたんですが、こちらにつきましては、平成30年、来年の1月にならないと、どのような補助率かということがわからない状況でございます。最低でも農地で50%、農業施設で65%以上の補助はいただけるということになっております。

ただ現在も査定ということの中で、現地を回らさせていただいておるわけでございますが、査定官によりましては、非常に厳しい方もおみえになる状況の中で、我々が要求させていただいたもの全て通るというわけでもございません。そのために事業費が変わります。そしてまた工法的にもこういうふうにしたらいいんと違うかということも、意見として言われておりますので、今、言わさせていただいておる金額が変わってくる可能性がございますので、ご容赦のほうよろしくお願いしたいと思います。

次に、まち整備課でございます。

まち整備課では修繕費200万円、そして委託費で216万円、工事請負費で1,500万円の費用が必要というふうに考えております。修繕費、委託費につきましては、専決補正のほうでお願いをさせていただきまして、既に修繕等は実施をさせていただいております。また、工事請負費につきましては、この12月議会の最終日におきまして、工事請負費の追加議案におきまして、補正のほうをお願いさせていただきたいと考えておるような次第でございます。

まち整備課におきましては、法面が崩れたということの中で、それを同一工法で直していくということであれば、災害事業にはかかるわけなんですが、法面等が崩れたということは、コンクリートで補助をさせていただ

こうということで考えておりまして、そうなってきますと、補助対象にならないということの中で、国及び県の補助につきましては、ないような状況でございます。

次に進捗状況について、ご報告をさせていただきたいと思います。

農水商工課では、修繕箇所19箇所中10箇所が完了しております。また、 まち整備課では、修繕箇所14箇所中10箇所が完了しておるような状況でご ざいます。

また、今回の台風におきまして、急傾斜地として池村・上村地内で7箇所の土砂災害がございました。また、溜池では上村池の、またその先にございます農道の法面崩れ、そして現場も確認していただいたと思うんですけれども、主なものといたしまして、修正小学校の間知ブロックが崩れるような箇所もございました。

池村の法面崩壊につきましては、一部の箇所ですが、県単緊急急傾斜地 対策事業で、三重県におきまして事業を実施していただくということで、 話を聞かさせていただいております。

修正小学校の間知ブロックにつきましては、当課も技術的にアドバイス をさせていただくということの中で、現在、災害復旧費をもらえるような ことの中で、1月に災害査定を受けるようなことで進めておるような状況 でございます。

- **〇議長(辻井 成人)** 答弁が終わりました。
 - 中井議員、再質問はございませんか。
- **○5番(中井 啓悟)** 激甚災害に指定され、また町の施設、あるいは町が復旧しなければならない施設の総額については、了解いたしました。

その中に、池村地内の土砂災害によりですね、倉庫農業用施設が被害を受けておりましたが、これは被害総額の中に入っているのかどうなのかというのをお聞きしたいと思います。

〇議長(辻井 成人) 中井議員の質問に対する答弁、まち整備課長。

○まち整備課長(堀 真) 失礼します。

その個人的な所有の分については、その被害額に入っておりません。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

- ○5番(中井 啓悟) そうですね、修正小学校について、行政と個人になると思います。また、池村の場合は、個人と個人で復旧しなければならないと思いますが、国の補助等もこれからという段階だと思うんですけども、何か町として応援できるものはないのかどうか、お聞きしたいと思います。
- **〇議長(辻井 成人)** 中井議員の再質問に対する答弁、まち整備課長。
- **○まち整備課長(堀 真)** 失礼いたします。

今、言われましたように、個人の所有地ということの中で、あくまでも個人さんということで、ここをどういうふうに対応させていただくかということ、今回これは初めてのケースでございまして、何らかのお手伝いができないのかなということで、私とこといたしましても、近隣、松阪、多気、それから大台町にも山も多くあるということの中で、確認をさせていただいたところでございます。

ただ、対応としてはですね、なかなか公的な支援をさせていただいておるのはないというふうな状況が確認をさせていただいておるような次第でございます。

レッドゾーンとかイエローゾーンというような指定を、4月にさせていただいて、それで何もできないのかという話になってくるわけでございますが、そこら辺について、何らかの格好でご協力できることがないのかということで、今、検討ということの中で、課題として当課としては検討させていただいておるような次第でございます。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

- ○5番(中井 啓悟) 池村の事案につきましてはですね、個人の負担を極力押さえられるように、お願いしたいと思います。また、修正小学校の裏山の崩壊ですけども、現在も小学校の敷地内に土砂が流れ込んでいるような状況で、ブルーシート等でちょっとしてもらっているとは聞かせていただいておるんですけども、一刻も早い復旧を望むところですけども、現在、国の事業に乗れるかどうか、1月ぐらいにわかるということを、検討中ということで、先の見通しは不明なところが多いとは思うわけですけども、現時点ではその山林所有者の費用負担である割合というのは、どんなような状況かというのを、ちょっとわかる範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。
- ○議長(辻井 成人) 中井議員の再質問に対する答弁、教育総務課長。
- ○教育総務課長(西尾 仁志) 修正小学校の裏の、体育館の擁壁の部分につきまして、あくまでも擁壁が崩れたということで、その上の山の部分は民地でございますけども、こちらにつきましては、全て行政のほうで、文科省のほうに申請をあげながらという形で、対応させていただいております。
- O議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。 再質問はございませんか。 中井議員。
- ○5番(中井 啓悟) 費用については、そのようなことで、ちょっと少し安心はさせていただいたんですけども、工事時期についてなんですけども、小学校ということで、子どもたちも興味本位で見に行ったりすることもあるのかなと思いながら、安全に関わることですので、早急にこの復旧工事を実施していただくことというのは、できないのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。
- **〇議長(辻井 成人)** 中井議員の質問に対する答弁、教育総務課長。

○教育総務課長(西尾 仁志) 工事につきましてでございますけども、 文部科学省への申請に至るまではですね、今のとこ測量設計のところ、一 生懸命努力してやっているところでございますけれども、そちらの申請に つきましてはですね、県を通じてですね、県の査定もございまして、その 次に文部科学省、あと財務省の立ち会いのもとの査定といったものがござ います。

そこからですね、また国のほうで、内定とか、そこら辺を決めていくという形でございますので、よほど財政事情が良くて、潤沢でもない限り、単独事業ではできないという形でございますので、現在そのような形で、対応させていただいているところでございます。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番(中井 啓悟) 池村の被害につきましても、修正小学校の件につきましてもですね、いろんな段階が必要だということは、十分理解はさせていただいておるんですけども、住民の方々や子どもたちに寄り添った対応を、1日でも早くお願いいたします。

それでは、4点目、大仏山からの排水対策について、お尋ねいたします。

今回の台風21号の豪雨においても、新茶屋地区では19件の床下浸水が発生しました。2年前の台風18号の時にも、床下浸水した場所と同一箇所となります。2年前の10月15日付けで、地元自治会から新茶屋自治会さんですが、大仏山の3箇所の谷筋からの排水対策として、一時的に雨水を貯水できる貯水池の要望書が出されております。

その要望書に対して、三重県は平成27年12月9日付けで、これまで開発行為や整備等を実施していないため、昔からの土地形状等に変化はない。県としては土地の形状を改変していないことから、県道の冠水や住宅への浸水については、大仏山地域からの雨水の流出状況が変わったことではなく、地区

内全体の雨水を流す経路、流末である伊勢市準用河川大堀川支線への排水路が十分に機能していないことが原因ではないかと回答しており、またですね、明和町が地区内の排水路の改善、流末水路への流量確保等、状況改善にあたって必要な対策であると述べ、明和町がすべきことと回答しています。

今回の豪雨により再度被害箇所を広げ、19軒の床下浸水が発生したことから、平成29年11月7日に再度、要望書が提出されました。2年前の要望書が提出された後、地元自治会とどのような話をして、どのような対策を講じられてきたのかをお尋ねします。

- **〇議長(辻井 成人)** 中井議員の質問に対する答弁、まち整備課長。
- **〇まち整備課長(堀 真)** 失礼いたします。

大仏山の排水対策について、ご質問いただきましたので、お答えさせて いただきたいと思います。

この件につきましては、議員が言われるように、2年前の平成27年9月9日から10日にかけて、襲来した台風18号、こちらにおきまして、新茶屋地内において床下浸水が発生し、地元から同年10月15日付けで、三重県には大仏山の雨水を一時貯水できないか。そして、町に対しては新茶屋の排水の改修についてという内容の要望書が提出されたところでございます。

町といたしましての対応でございますが、県道横断部より大堀川の支流、 新堀川という川になるわけでございますが、この区間について検討させて いただいたところでございます。

この当区間の排水路の大きさ、現在の大きさは600×1,200というプレハブの大きさでございます。こちらを検討させていただくところ、900×3,000ぐらいのプレハブがないと、全部の水が飲めないという話になってまいりました。およそ2倍半ぐらいの水路の幅を必要とするような結論が得たところでございます。

それで、この事業をこういうことを、どのようにしたらできるかという ことの中で、検討させていただく中で、農水サイドの事業でございます、 ほ場整備事業、こちらの事業をさせていただく中で、土地を換地処分において、用排水路敷を確保するということで、実施できないかということで、検討させていただいたところでございます。

この件につきまして、地元の皆様方と協議を実施させていただいたところでございますが、理解はしていただいたところでございますが、現在の農業の状況を確認する中、また伊勢との隣接、都市化が進んできている状況の中で、このほ場整備事業が皆の同意が得られるか。これは非常に難しいよねというふうな話になってきたような状況でございます。

そのため、このぐらいの大きさにしたらいいよねということは確証できて、こういう事業でやったらいいよねということまでいったわけでございますが、それが実施には移っていないような状況が確認できております。

そして、次に新堀川の関係でございます。

この新堀川におきましては、明和から伊勢へ変わっているような状況で ございます。旧の小俣町、こちらの部分につきましては、現場を見ていた だくと法面ブロックというか、間知ブロックが張られて整備がされておる ような状況でございます。

そしで、その先、伊勢市の柏町付近になりますと、土水路というふうな 状況が確認できます。それからまた、大堀川との接続点におきましては、 防衛庁の補助をいただいて、伊勢市のほうが整備をされたということで、 真ん中だけ河床のところだけが、整備されていないという状況が確認させ ていただくことができます。

この未整備区間があるということの中で、何とかしなければならないということで、昨年でございますが、私、伊勢市の都市整備部と協議を実施させていただいたところでございます。そして、この明和町の状況、今こういう排水路の状況やもんで、こちらの河川を何とか改修をしていただけないかということで、お願いをさせていただいたところでございます。

ただ、伊勢市さんとして、どうなんかというと、これは柏町との問題も

あるので、一度柏町と話もさせていただきたいという話もございました。 それにご承知やと思いますが、その新堀との接続点におきましては、鉄板 で300ほど水の部分が規制されておりまして、流量調整がされているとい うような状況が確認されております状況でございます。

今年におきましても、伊勢市とも何度も協議をさせていただいておるわけでございますが、明和町こちらを直すんであれば負担金を出してくれるかというような話もございましたので、それは前向きに検討いただくというようなことも言わさせていただいておるわけでございますが、なかなか事業というか、進捗がしていないような状況でございます。

今回の大雨を踏まえる中でですね、こちらについても、再度、伊勢市と 協議を図っていかなければならないということ考えておるような次第でご ざいます。

そして、昨年でございますが、県道の部分におきまして、県道伊勢・小 侯・松阪線、参宮街道でございますが、こちらに今、下水道を新茶屋地内 で工事を進めさせていただいております。その工事の関係でですね、横断 暗渠があたってくるという事案が発生しました。

その時に既存の大きさでボックスを入れ直そうということで、県が協議を持ってきたわけでございますが、当方といたしまして、雨水排水計画がある中で、一回これを既存のものを入れていただくと、今度直す時になかなか直していただけないという状況がございますので、雨水排水計画に基づいた流量、流れるだけの断面をつくってくれないかということで、話をさせていただいたところでございます。

既存が800×600のボックスカルバートであったわけでございますが、これを本年度の工事、3月まで実施していただくわけでございますが、1,500×600のボックスカルバートに入れていただくということで、県のほうで今年事業を実施していただくという計画で進めておるような状況でございます。

そのような中、今、中井議員言われましたように、また、19軒の床下浸水が発生してしまったと。それに対しまして、地元自治会から要望が出たところでございます。この要望と申しますのは、県道より山手で湛水する水を下手、農地のほうで溢れさせてもいいから、冠水させてもいいから、そこを広げることはできないかという要望をいただいたところでございます。

結局、下手のほうが詰まっている状況でございますので、水の溜まる場所が変わってしまうということになってまいりますので、普通本来で考えますと、排水路というのは、下手から直してくるというのが、本当でございますが、今回このようなお話をいただく中で、床下浸水と田んぼが水つくんが、どちらがという話になってまいりましたので、当課といたしまして、今回の災害の中で、測量を入れさせていただきまして、こちらの今、言われておる県道の横断ボックスと同様のものを、その流末まで続けることができないかということの中で、現在、検討をさせていただいているような状況でございます。

次に、三重県に対しての対応でございます。

こちらにつきましては、29年11月7日付けで、新茶屋自治会さんに対して、雨水排水、そして獣害対策、不法投棄、未利用地について、この4点について検討しろという中で、三重県については要望書が提出されておるというふうに確認させていただいております。

その中でですね、10月10日でございましたか、こちらにおきまして、地元の自治会さん、また三重県さん、そして地元議員さんも含める中でですね、どういう状況かというこということの現場を確認させていただいたところでございます。

そして、町として話をさせていただいておるのが、なかなか三重県が、 先ほど言われておった、尾根の三つのところに、何らかの対策をしてくれ という話をさせていただいておる、それになってきますと、宮川用水もど うしてもかんでくるわけでございますが、なかなかテーブルにつこうとしませんので、町といたしまして、宮川用水も含めた中でですね、関係者一同に介する中でですね、ここをどうしたいのかと、自治会を含めた中でですね、話をさせていただきたいというふうなことを、今、考えておるような次第でございます。

以上でございます。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

中井議員、再質問はございませんか。

○5番(中井 啓悟) ほ場整備事業での提案をされた後のことですけれ ども、地権者の同意が得られるのが難しいということで、ほ場整備での排 水対策はできないという理解をさせていただきました。

県や伊勢市といろいろと協議を進めていただいているようですけども、 伊勢市との協議については、昨年からいろいろとしていただいておるとい うふうに、先ほど答弁いただいたのですけども、進展がないように、やは り感じられます。

また、今年度県道のボックスについてはですね、されるということなんですけども、それ以外の整備がまったく進んでいないというのが現実だと思います。

根本的にですね、この新茶屋地区の排水問題を解決するのは、非常に難しいと思うんですけども、下流部の排水の問題なのか、また、大仏山からの流入雨水に問題があるのか。町として、どういった感じで捉えられておるのかというふうなことを、ちょっと難しいかわかりませんけども、答えていただきたいと思います。

- **○議長(辻井 成人)** 中井議員の再質問に対する答弁、まち整備課長。
- **〇まち整備課長(堀 真)** 失礼いたします。

このほ場整備をつくる時に、一応概要ということの中で、過去の経過も 調べさせていただいた経過がございます。こちらはですね、昭和30年代に 宮川用水の排水路ということの中で、宮川用水が新茶屋の山のところを走っております。それが今回、暗渠化したことによってですね、より多くの水が新茶屋地内に流れ込んでしまったというような経過はあろうかと思います。

ただその宮川用水、30年代にできる前もですね、やはりこの新茶屋においてはですね、水は湛水しておったというふうな、過去の雨量からみると、 湛水しておったであろうというふうな経過が、推測されるわけでございます。

その中で、どういうふうに対応していくかという話でございますが、過去を遡るとですね、ほ場整備を明星地区と一緒にしておれば、こういう問題は解決しておったのかもわかりませんが、もう今頃そういうことを言っておっても、できないわけでございまして、そうなってくると、排水路の少しでも先ほど話させていただきました、2倍半の断面が要るわけでございますが、それを少しでも大きくできないか。

それを考えていかなければならないのではないかと、今、言わさせてもらっておるプレハブにつきましては、角付きのA型プレというプレハブになっておるわけございますが、それを用水プレハブに変えさせていただく。また屈折部分の角度を緩くするとか、今、600の高さを900のたっぱにするとか。そういうことも検討していかなければならないのかということの中で、現場のほうも確認させていただいておるような次第でございます。

そういう状況の中で、今、何がどうできるかということは難しいわけで ございますが、そういうことの中でですね、少し少しででも進めていきた いと思っておりますし、それから、三重県さんにおいてもですね、できな いとよく言われておるわけでございますが、何らかの格好の中で、一時的 にでも水を貯留していただくようなことをしていただいて、この宅地のほ うへの水の流量の調整をできないかということの中でお願いをさせていた だきたい、そういうことで考えておるような次第でございます。 **〇議長(辻井 成人)** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

- ○5番(中井 啓悟) 先ほど水路の話をいただいて、僕も上から見ると、水路の横に柱みたいなんが立っておる、あの状態ですね。あれがなくなるだけでも、水量というのはかなり増えるのかなと、僕見させていただいておるので、そういったところも含めてですね、あと伊勢市との協議の進捗も聞かせてもらったもんで、ちょっとそこら辺も、もう一度お聞かせいただきたいと思います。
- **〇議長(辻井 成人)** 中井議員の再質問に対する答弁、まち整備課長。
- **〇まち整備課長(堀 真)** 失礼いたします。

この伊勢市との協議でございますが、なかなか実際の話ですね、伊勢市 さんにおかれましては、一番端っこになるということの中でですね、非常 に難しいというふうな状況がございます。

ただ、今回の雨も踏まえた中で、実情を再度また伊勢市さんにも、話を させていただいく中でですね、その協議を続けていきたいというふうに考 えておるような次第でございます。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番(中井 啓悟) 伊勢市との協議は明和町が主導してやっていただくように、よろしくお願いいたします。

それと、10月10日にですね、西場県議はじめ町議の松本議員と、辻井副部 長を始めとする県の職員の方々とともに、現地の確認をさせていただきまし た。その後についてですね、県と地元自治会さんの中で、地元自治会さんの ほうに、県の職員の方が来られたというような話も、いろいろ聞かせていた だいているんですけれども、その進捗というのは、これもわかる範囲で結構 ですので、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(辻井 成人)** 中井議員の再質問に対する答弁、まち整備課長。
- **○まち整備課長(堀 真)** 失礼いたします。

なかなか良い回答はいただいていないのが実情でございまして、県としてもですね、来年度予算に向けて、何からの格好で対応はしたいということは言われておりますが、ただ公園整備の中で、そういうことをするのはいかがなものかというふうなお話はいただいておるような状況でございます。

そのためにですね、なかなか温度差を解消するのは、自治会さんと三重 県さんだけ話しておっても、なかなか難しいと思いますので、町としては 一回、ここ明和町の場でですね、皆さんで集まっていただいて、話をしま しょうねということの中で、県には働きかけをさせていただいております ので、それを実現させていただくことによってですね、少しでも何らかの 格好の中で、動いていけることができないかということで考えておるよう な次第でございます。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

中井議員。

○5番(中井 啓悟) 10月10日にですね、課長も県の職員さんに詰め寄っておる場面も、僕も目にさせていただいておりますので、当然我々も一生懸命その問題解決に向けて取り組んでいかなければならないと思っておるんですけども、前回の新茶屋自治会さんが県に出された要望書の最後にですね、明日にでも発生しうる水害を防止する措置を早急に実施していただき、安心して生活ができるよう改めて強く要望いたしますとともに、原因責任の所在を明らかにしていただくことも、合わせて強く要望いたしますというふうに締めくくられております。

地元自治会さんの切実で強い思いでございますので、改めて早急な対応

をしていただくようお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがと うございました。

〇議長(辻井 成人) 以上で、中井啓悟議員の一般質問を終わります。

7番 江 京子議員

○議長(辻井 成人) 3番通告者は江京子議員であります。

質問項目は、「障がい者雇用の現状は」の1点であります。

その前にですね、時間のほうがあと30分ほどでお昼になりますが、江議員、それでもよろしいですか。よろしいですか、それでは江京子議員、登壇願います。

〇7番(江 京子) 7番 江京子。よろしくお願いします。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

障がい者雇用の現状の1点でお願いします。

障がい者と推進と取り組みについてお尋ねします。

障がい者が、住み慣れた地域で自立した生活を送るには、障がい者の雇用の受け皿を広げていくことが重要です。また、障がいのある人たちの就労意欲は急速に高まっていて、働くことで自分に自信と誇りを持って、自立した生活を送れるよう望んでいます。

ある障がい者団体の方のお話をお聞きした時も、自分にできる仕事を見つけたい。そして、税金を払えるぐらい頑張って働きたいと話す、子どもたちもいるとお聞きしました。

現在はいろいろな働き方があります。それをいかに見出し、障がいを持った 人たちの特性とマッチングさせて、就労につなげていくかが、今一番求められ ているのではないでしょうか。

厚生労働省では障がい者の法定雇用率を定めています。平成30年4月1日から現在の法定雇用率が引き上がるのはご存知だと思います。現行の法定雇用率

が民間企業の場合、現在の2.0%から2.2%へ、国・地方公共団体が2.3%から2.5%へ、都道府県等の教育委員会が2.2%から2.4%になります。

また、今回は対象となる事業主の範囲が、50人事業主から45.5人以上の事業主になります。

また、これは平成33年4月までに、さらに0.1%の引上げとなる予想です。 そこで、お尋ねします。

現在の明和町の役場の障がい者雇用率を、また雇用率アップへの推進と取り 組みについて、お答えください。

〇議長(辻井 成人) 江議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長(中井 幸充) ただいま江議員から障がい者雇用のお話をいただきました。実はこの12日の日に、三重の労働局がですね、障がい者雇用の今回の調査の内容を発表されております。その中で、県内の企業の障がい者の実雇用率は前年度より0.04ポイント高い、2.08%と2年連続で法定雇用率を上回ったという報告が、新聞記事が載っておりました。

法定雇用率の達成した事業の割合が、61.3%、前年よりも0.5ポイント上昇したということでございます。業種別では、建設や医療、福祉での障がい者雇用の増加が目立つ一方、宿泊とか飲食サービスや、そういったところの部分は、低下をしていると。公的機関を対象とした調査の結果も、合わせて発表されまして、県内の市町では、これは名前を出していいんかどうかわかりませんが、新聞報道ですのでいいかと思いますが、亀山市さんだけが法定雇用率を達成しなかったと。ただし来年4月には、新たに雇用するために、不足数を解消する予定というような中で、公表されておるところでございます。

明和町の実態はどうかということでございますが、明和町につきまして も、現在、2名の障がい者を雇用しておりまして、実雇用率に関しますと、 2.07%です。

そして、必要雇用数につきましては、満たしておりますので、雇用義務は果たしておる状況でございますけれども、ご案内のように、平成30年度から地方公共団体の法定雇用率が2.5%に引き上げられるということの中ではですね、今後さらに、町といたしましてもですね、この障がい者雇用に前向きに取り組んでいかなければならないと、そのように考えておるところでございます。

現在までもさまざまな検討を、実は行っておりますけれども、役場の庁舎の内容とかですね、それから、業務の内容、そういったところでですね、一般的に障がい者雇用という形の中で、オープンで採用するということは、非常に難しいかなというふうな思いでございますので、これらにつきましては、松阪のハローワークと十分連携をとりながらですね、障がい者雇用に努めていきたいと、そのように思っておるところでございます。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

- **〇議長(辻井 成人)** 江議員の質問に対する答弁、福祉保健課長。
- 〇福祉保健課長(下村 由美子) 江
- **〇議長(辻井 成人)** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番(江 京子) 一応明和町としては達成しているという形で、お聞きしました。本当に三重県の労働基準局のほうからの報告で、どんどん障がい者雇用の率が上がってきて、いいことだと思うんですが、明和町の法定雇用率の対象になる企業の数はいったい何社なんでしょうか。また、その企業の障がい者雇用率はどうなのか、教えてください。

行政には罰則規定はありませんが、企業には罰則規定があり、雇用率に達し

ていない企業には、ペナルティ代を払っているようです。1人につき4万円から6万円と聞きました。ある企業の方のお話をお聞きしたところ、その企業は現場作業が主で、障がい者の雇用には危険が伴い難しい、雇うよりペナルティ代を払ったほうが楽と、本音を聞き、障がい者の就労の難しさを感じたところでした。

未達成企業に対する働きかけを進めることで、雇用の受け皿は拡大すると思いますが、企業に対して障がい者雇用についての取り組みは、どのようになっているかもお答えください。

- **〇議長(辻井 成人)** 江議員の再質問に対する答弁、農水商工課長。
- **〇農水商工課長(高橋 浩司)** 失礼いたします。私からは町内事業所の雇用状況と取り組みにつきまして、申し上げたいと思います。

先ほど町長からございましたとおり、地方公共団体と民間企業の事業所との率に関しては違いますので、江議員のご質問のとおり町内の事業所に関して、ご説明をさせていただきます。

町内の事業所で、法定雇用率の適用対象となる従業員数50名以上の事業所は、町内11社でございます。雇用率に関しましては、各市町ごとの数値は公表されておらないため、松阪管内のハローワーク全体の数字となりますので、ご理解願いたいと思います。

先週13日に公表がありました、本年度の松阪管内の法定雇用率、適応事業所は123社あり、うち56.1%、69社が雇用率を達成しております。雇用率は1.81%でございます。なお基準日は毎年6月1日となっております。

新聞などにおいて報道もされておりますが、松阪管内の雇用率は県内の他の地域と比べ最も低く、残念な形となっております。また、雇用未達成の事業所は国から不足数に対し雇用納付金を課せられ、徴収されていると承知しております。

しかしながら、そういった低い状況の中、ピンポイントで町として働き かけができないのが現状でございます。そのため、事業所全体に向け、各 関係機関と連携し、雇用の受け皿となる事業所を、1社、2社と増やしていくことが必要であると考えております。

事業所に対しましては、社会的責任を果たす一環として、障がい者雇用に向け、柔軟で多様な雇用形態を、例えば短時間勤務、テレワークやパソコンのデータ入力など、率先してその機会を提供してもらうよう、取り組んでまいります。

以上です。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

江議員、再質問はございませんか。

江議員。

○7番(江 京子) 三重県の中で一番松阪は雇用率が低いということで、本当に残念に思うところです。明和町の11社については、ここではわからないということですが、やはり働きたい人がたくさんみえると思いますので、その点も取り組みのほうをよろしくお願いいたしたいと思います。

そこで、もう一つ違う面でお聞きしたいと思います。

働きたいと思っている障がい者数の把握について、お尋ねしたいと思います。 はじめにもお話しましたが、障がいを持っていても、社会の一員として、就労 につきたいと思う、就労の意欲は近年高まっています。明和町では就労意欲の ある障がい者の人数を把握しているでしょうか。

現在の障がい者の法定雇用率の算定は、身体障がい者、知的障がい者の人数ですが、平成30年4月1日から法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障がい者も含まれるようになります。精神障がいの方は一般の就労についてから発症される方も多く、把握は難しい面もありますが、町としてどのような形で把握しているのか。またサポートについてもお聞かせください。

- ○議長(辻井 成人) 江議員の再質問に対する答弁、福祉保健課長。
- **〇福祉保健課長(下村 由美子)** 就労意欲のある障がい者の人数を把握しているかとのご質問ですが、障がい者全てについて、就労意欲があるかど

うかについては、把握しておりません。就労希望の障がい者の方は、直接 ハローワーク松阪へ行かれる方もありますが、町の障がい者生活支援セン ターでも就労希望の障がい者の相談は受け付けております。

障がい者生活支援センターでは、障がい者の障がいの状況や生活状況などを把握した上で、障がい者の意向に沿いながら、どのように支援を組み立てたら就労に結びつくのか。また就労した後も継続できるのかを考え支援しています。

就労への一つのステップとして、就労継続支援事業を利用される方は少なくありません。就労継続支援事業所を利用するメリットとしては、働くための生活リズムを整える。体力づくり、コミュニケーション能力を身につける。また、これまでの問題点、失敗してきた点を整理する機会になるという方もいます。

そして、継続して就労継続支援事業所を利用することで、一般就労をめ ざすための意欲が向上したり、働く自信につながることが期待できますし、 また、支援者側も日々の経過を見ることで、就労面接に同行した際に、こ れまでの様子を的確に伝えることができます。

このようにご相談をいただいた就労意欲のある障がい者につきましては、 就労継続支援事業所や生活相談の支援員、ハローワーク松阪と密に連携を しながら、それぞれの段階に応じた支援を行っていますので、相談のあっ た方の現状や目標については、把握できていると考えております。

また、一般就労されていた精神障がい者の把握についても、障がい者生活支援センターへの相談は、先ほど述べさせていただいた形で対応し、把握しております。

また、課題については、知的障がい者、身体障がい者の方々の就労支援にも通じるところでございますが、障がい者の就労には就労をめざしている障がい者の方と、企業側が求めている仕事内容ができる障がい者とのマッチングは非常に重要です。

そのような中で、仕事内容の選択肢を増やす職場開拓は欠かせないものです。今後も松阪・多気地域障がい者就業生活支援センター、Jマーベルやハローワーク松阪、農水商工課、障がい者支援センターの連携による職場開拓も必要であると考えています。

また、障がいのある方が、就労した後のアフターフォローについても、 重要な課題であると考えております。いったん就労されても、企業側が障 がいの理解について不十分であったり、対応の仕方がわからなかったりす ることで、継続して就労できずに辞めてしまう場合も少なくありません。

障がい者本人と企業の間に入り、双方の不安を解消し、安定して働けるようサポート体制を強固にしていくことも、非常に重要であると考えております。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番(江 京子) 障がいを持った方たちが相談しやすさというのが、一番 重点になってくると思います。やはりどこに相談していっていいかわからな いという面が、まだ多いと思いますが、その点、先ほど課長がおっしゃった ところの相談窓口をもっとわかりやすく、障がいを持っている方たちや家族 の方たちへの働きがけをよろしくお願いしたいと思います。

もう少し企業についてのお話をしたいと思います。

障がい者雇用については、先ほども述べましたが、平成30年から精神障がい者も含め拡大されます。障がいの状態は一人ひとり皆その人の個性とともに違いますが、仕事に生きがいと意欲を持って働いてもらうためにも、企業側への適切な説明の取り組みが必要になってくると思います。

私は先月、伊賀の市会議員の方のお計らいで、伊賀市緑が丘にある社会福祉 法人維雅幸育会にお邪魔いたしました。この維雅幸育会は昭和63年の小規模作 業所、上野ひまわり共同作業所の開設に始まり、平成6年7月の社会福祉法人 維雅幸育会の設立、初代理事長 前田維氏に始まり、現在に至るまで、合い言葉、絶対に諦めないのもと、働く場、活動する場としての事業所5カ所、生活を支える住まいと活動の場、特定相談1カ所、短期入所3カ所、グループホーム3カ所、基準該当の居宅介護事業など幅広く展開しているところです。

特に障がい者の就労意欲を高めるための、能力アップの相談事業に努めてみ えます。そして工賃アップをめざしています。特に施設外就労提供企業の開発 に取り組み、多くの協力企業としての受け皿を拡大しています。

その時、訪問させていただいた株式会社ミルボン、理容業界を対象にした医薬品の会社ですが、障がい者雇用に積極的に取り組み、一般の従業員と変わらない作業着を着て、生き生きと作業されていました。軽度の知的障がいの方をパートとして雇用し、パート従業員として、ボーナスも出していると話を聞きました。

また、製菓、製パン作業所ふっくりあモォンマールでは、賃金時給820円以上をめざし、社会保険、雇用保険にも加入、伊賀名物の開発に取り組み、なんとサブレ「伊賀の飛猿」を開発して、昨年行われた伊勢志摩サミットに採用されたほどでした。

このことには、今の県知事である鈴木英敬知事も、とても活発に取り組んで みえるとお聞きしました。

そこで、明和町ではと、障がい者福祉サービス事業所ありんこの話をお聞き しました。明和町には福祉事業所も少ないわけですけど、町として運営する障 がい者福祉サービス事業所ありんこさんは、企業との連携をたくさん図ってみ えています。少しありんこさんのお話をさせていただきたいと思います。

ありんこは、平成17年4月、知的障がい者通所授産施設として、定員30名で開所。平成24年1月には、新制度移行により定員52名に変更。生活介護36名、就労継続支援B型16名の多機能型施設へ移行されました。平成27年4月には、就労継続支援B型定員も16名から20名と変更され、事業の拡大を進めています。しかし、事業所ありんこの存在や取り組みについては、町内でもまだまだ知

られていないことも多いようです。ここでありんこさんにお聞きした活動内容 を少し紹介したいと思います。

一つには、Cafe茶々、団子や茶々の運営活動、Cafe茶々での親子参加のイベント、ハローウィン企画、バレンタイン企画、クリスマス企画、また平成27年度から始めたお弁当注文など、町内老人施設への出前喫茶など、明和市民活動サポートセンターの、するする会員さんとのコラボで活動してみえます。

草刈り、クリーニング作業については、これは特に公益財団法人国史跡斎宮 跡保存協会、役場、近隣の企業、地域の住民さんとの交流を図りながら、作業 をされています。

地域交流活動では、いつきのみや観月会会場設営、古川学園の生徒さんと一緒に、ロウソク立てを作り並べました。ありんこ夏まつり、町内各種イベントへの団子や茶々の出前、皇學館大学オープンカレッジへの参加など、知的障がいがあっても学ぶ機会はと、年4回参加されているようです。

特に施設外就労では、株式会社河田フェザーでの就労とお聞きしました。そこで上田議員の計らいで、河田フェザーへお邪魔してお話を伺ってきました。

羽毛に関しては、国内最大級の工場で、1日4 t を加工しているそうです。 明和町の大台ヶ原を中心とする、山からの地下水と、乾いた風にほれ込み、本 社を名古屋から明和町に移された会社です。

また、国内で初めて2012年末に始まった羽毛布団の回収、リサイクルを通して、障がい者雇用と社会貢献活動、UMOUプロジェクトが広がりをみせているそうです。

2013年12月に第2回みえ環境大賞を受賞、今では県内全市町に回収拠点が設置されたほか、新潟県や山口県からも活動が行われているそうです。お邪魔した時も、山口県からのたくさんの回収された羽毛布団が到着していました。

回収された羽毛布団の解体作業など、障がい者の働く場の提供、また作業後、 気持ちよく帰宅してもらえるようにと、シャワールームやおしゃべりができる 場づくりなど、これからも多くの障がい者雇用に努めていってくれているようです。

明和のありんこさんの障がい雇用に関しては、河田フェザーからの委託によって、そのリサイクルで回収された羽毛布団の解体作業を行われてみえるそうです。明和町には大きな企業は少ないわけです。明和町の取り組みをさっき課長からお聞きしまして、やはりこつこつと明和町の企業さんへの働きかけをしていただきたいと思います。

そこで、県ではどのような取り組みをしているのかと。三重県雇用経済部雇用対策課、障がい者雇用班へお話をお聞きしにいきました。

三重県では、三重県の障がい者の雇用率は、これ小さいんですけど、10年前はなんと全国の都道府県の中で47位と、とても低い最低のレベルでした。ところが、去年、平成28年度では20位まで上昇しました。このことに関して、その担当者の方にお聞きしましたところ、やはりトップである知事が、このことを障がい者雇用に対してのことを、27年重点課題として取り上げていただいたことが、やはり一番の良いところだったと言われました。

その中でも、知事がいろんなところの企業を回っていただきまして、障がい 者雇用に対する理解をお願いして回ったというのが、やはりトップとして、し ていただいた、とてもいいことだったんじゃないかというふうにお聞きしまし た。そこで、明和町のトップとして、中井町長はこれから障がい者雇用に関し て、企業にどのような働きかけをされるのか、お気持ちをお聞きしたいと思い ます。

〇議長(辻井 成人) お諮りします。

質問が終わりましたが、昼食のため暫時休憩いたしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻井 成人) 異議なしと認めます。

よって、暫時昼食のため休憩をいたします。お昼は1時からということです。

(午前 11時 55分)

○議長(辻井 成人) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

- ○議長(辻井 成人) 江議員の質問に対する答弁、町長。
- **〇町長(中井 幸充)** 午前中の江議員からは、企業に対して障がい者雇用、これをどんなふうに取り組んでいるのかというご質問をいただきました。

ご案内のように、12月12日に実は三重県の労働局長と、それから、三重 県知事 鈴木英敬知事からですね、障がい者雇用推進プラン2018というの が、声明として出されております。

この中で、実は一番企業側がですね、障がい者雇用ということの視点の中で、一番我々も重視し、これからいろいろと働きかけを行っていかなければならないなと思うんですね、後ほどインターネットで、統計等々の何やらを見ていただいたらいいかと思うんですが、実は障がい者不足数、企業の数も実は明らかになっております。

例えば50人から100人未満の法定雇用率の未達成企業の数、これが50人から100人の企業では、例えば1人雇わないかん部分ですけれども、252企業があると。100人から300人未満の企業でも、1人雇うのは69とか、そういった形の中で、全体としてですね、540のまだまだ雇用率、これが先ほ

ど言われたように、50人以上の企業で、いわゆる法定雇用率のなんていう んですか、未達成の企業という形になっております。

そういう状況の中で、やはり三重県の労働局、あるいは三重県として、 実はこの雇用率をまず達成するように、働きかけるということでございます。毎年、雇用の状況というは、ご案内のように、6月1日に現況調査が されるわけであります。その中で、雇用の計画、これが未達成の部分につ いては、やはりどのように、これから雇用を、雇い入れをですね、計画し ていくのかということの、いわゆる県あるいは労働局のほうからですね、 実施の勧告が出されます。

そういった中で、なかなか達成できないところについては、特別指導を 行うと。それでもなお達成できないところについては、企業名の公表を行 うというようなことの中で、平成28年度の実績もですね、実は出されてお ります。

三重県の場合、雇用のですね、雇い入れの計画作成の命令が発動されたのが、263社中1社、実はございますというようなことの中でですね、まずは我々も働きかけも行いますが、こういった形の中で、まずは雇用のですね、実質的な未達成の事業所に向いて、働きかけをですね、ハローワークあるいは労働局、県を通じてですね、しっかりと行っていただくようにと要請をしていきたいと、そのように思います。

ただ、町内の企業の中でですね、未達成のところがあるのかないのか、これは先ほど課長のほうから答弁しましたように、実態としてちょっとわからない部分がございますので、これはハローワークのほうからですね、指導なり勧告なり、そういう勧奨をお願いすることに相成ろうかというふうに思います。

それでただ、これはハローワークの情報でございますけども、12月14日 現在の雇用者、障がい者雇用の求人情報というのが、発表されております。 それによりますとですね、管理的な職業、あるいは準専門的な職業、販売 の職業、サービス業、あるいは運搬とか清掃とか、そういったいくつかの職種にわかれているわけでありますけれども、全体としてこの12月14日現在の求人情報で、障がい者雇用という形で、547件の募集がされております。

これは三重県下全体でございますけれども、その中で町内に限ってどうなのかということを調べさせていただきました。その中では、販売の職業で1件、全体では78件中の1件でございます。

それから、サービスの職業という分類の中では、56件中2件、明和町の 事業所からの募集がございました。

それから、運搬・清掃・包装等の職業ということで、180件の募集の中で1件だけありました。いわゆる547件のうちの4件の事業所が、この障がい者雇用の募集を現在しているという、そういう状況が今なされております。

そういう中でですね、明和町としての取り組みはどうかということでございますが、ちょうど詳細については、農水商工課長のほうから、その取り組みを答弁させていただきますけれども、一つは松阪地域の中で、松阪地域雇用対策協議会というのをつくっております。

それと明和町では、産業活性化協議会というのを組織しております。そういう中でですね、ハローワークの方に来ていただいて、各事業所に対する、そういう障がい者雇用の部分のですね、いろいろな制度とか、あるいは雇用の状況とか、そういったことについて、各事業所に説明をして、障がい者雇用の拡大を図るようには努めております。

それから、もう一つは明和町の場合も、事業所を対象にいろいろと採用の時のいろいろな部分についてですね、町内の事業所にもPRをしておりますので、そういった点については、農水商工課長のほうから少し詳細について、答弁をさせていただきたいと、そのように思います。

〇議長(辻井 成人) 農水商工課長。

〇農水商工課長(高橋 浩司) 失礼いたします。

町長からありました県下の状況と取り組み、また町の考え方をお答えいただきました。詳細につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

町内の事業所への障がい者雇用の取り組みにつきましては、松阪管内での取り組みといたしまして、管内の各市町、各商工会、三重県、ハローワーク松阪で組織する松阪地域雇用対策協議会において、毎年10月、障がい者の就職面接会を開催しており、毎回10名程度の方が採用にいたっております。

本年度は華王殿で行われまして、参加事業所が22、内町内からは多気郡農協、 嘉祥会、アイリス南郊、第三銀行の四つの事業所にご参加をいただいておりま して、この面接会を通じまして、大淀在住の会が参加事業所の関連先へ委嘱さ れております。

また、昨年度からは新たな取り組みといたしまして、管内事業所の経営者や 採用担当者を対象とした障がい者雇用促進セミナーを開催し、これも来年2月 に予定しております。それぞれ特性に応じた雇用手法や先進的な取り組み事例 の紹介など、理解を深めてもらうよう努めております。

そして、明和町独自の取り組みといたしまして、先ほど町長も触れましたが、 事業所訪問を従業員概ね15名以上の事業所を対象に実施し、行政への要望や意 見交換を行う中で、校正な採用選考と人権啓発を行っております。

本年度は61の事業所へ、10月中頃から11月初めにかけまして訪問いたしまして、障がい者雇用の理解、また雇用の促進について、働きかけを行っております。また、同じ11月毎年行っております事業所向け研究会なんですが、今年度は15の事業所から17名の方にご参加をいただきました。

この研修会は平成25年度から継続して、障がい者雇用をテーマに行っております。講演会形式の座学だけでなく、玉城町のわかば学園、明和町のありんこ、第二南勢就労支援センターを訪問し、実際の作業現場に入っていただき、肌で感じてもらうような機会を設け、開催しております。

参加者の方々には、毎回アンケートをお願いし、昨年28年度のアンケートで、

障がい者雇用や就労実習に前向きなご回答をいただきました、6カ所の事業所からいただきました。

その事業所へ障がい者生活支援センター、ハローワーク松阪、そしてJマーベルの職員が訪問するなどして、就労へつながるよう取り組んでおります。このように町といたしましても、障がい者雇用は重要な課題ではありますが、単年度、短期間で大きく進むものではないと考えております。今後も引き続き障がい者雇用に向け、各関係機関と連携しながら、雇用の支援、施設外就労から雇用への移行、そして、職場への定着に向け、積極的に働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

〇7番(江 京子) 県の取り組み、明和町の取り組みと、いろいろ聞かせていただきました。

やはり企業側に説明だけじゃなくって、さっきも、ありんこやわかば学園の 方への説明なり、実際トレーニング的なことも、していただいているというこ とで、双方が理解し合いながら、雇用のほうにつないでいけるような運動をし ていってほしいと思います。

また、町長におかれましても、企業を訪問される時には、やはり障がい者雇用のお話もしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では次に、障がい者の家族への説明は、どのようにされているのかについて、質問します。障がい者の雇用の推進には、家族の理解が欠かせません。その人の持っている良いところ、苦手なところ、一番知っているのは家族です。特に人とのコミュニケーションが苦手な精神障がいの方の就労には、家族の理解が欠かせません。

30年から精神障がい者の就労に向けても、家族との連携は欠かせないと思い

ます。現在の取り組みをお聞かせください。

- ○議長(辻井 成人) 江議員の質問に対する答弁、福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(下村 由美子) 障がい者の家族の方への説明についての ご質問ですが、コミュニケーションの苦手な方は、発達障害が起因してい る場合も多く、その二次障害として、精神障害を発症している場合があり ます。

ご家族としては、学校での生活は問題なく卒業できたのに、就労して職場でうまくいかずに精神障害を発症してしまったと思われることもありますし、自宅で引きこもってしまい、どうしたらよいか悩んでみえるご家族も多いと推察されます。

ご家族としては、自分たち親が働いている間は、経済的にはそれほど問題がないため、そのうち働きに行くだろうと考え、見守ってみえますが、親が定年を迎え、将来を不安視した時に、相談に至ることや、生活が困窮した時に相談に至る場合が多くあります。

このような場合、ご家族には本人は働かないのではなく、障がいによって働けない状態にあるのだということを説明しながら、本人がどのような支援で就労に迎えるかを一緒に考えています。間違った障がいの理解のために、本人が混乱している場合も多々ありますので、身近であるご家族が障がいについて、適切に理解されることで、その方にあったステップを踏み、就労につながることが期待できると考えて、そう支援をしております。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番(江 京子) やはり家族の理解が一番必要と思われます。私の友だちに大学を就労して卒業しましたが、途中でストレスのために辞めてしまい、その後、精神障害を発症した家族がおりました。その時もやはり今まで普通に暮らしていた子どもが、ある日、突然会社に行かなくなり、それで、もう

家に引きこもってしまうということに対して、家族が本当にうろたえました。 その家族は、やはりいろんなところに相談に行こうという姿勢がありました ので、いろんなところに親子ともに、相談に行き、また子どもは子ども、親は 親で別々の相談を受けたりして、結局その子どもが精神的に少し立ち直り、自 分の経験を基に、いろんなそういう精神障害で悩んでみえる家族へのお話をす るようなお仕事に就かれたようなところもありました。

明和町で、やっぱりそういう身体的とか知的とかいうのでなくって、相談に 行きかねている家族がまだまだ多くあると思いますので、この負担につきましても、やっぱりもっと相談窓口をオープンに、わかりやすい方法で広報なんか にも載せてもらったりというのをしてほしいと思いますので、要望しておきま す。よろしくお願いいたします。

次に、三重県では障がい者雇用の中でも、農福連携の取り組みについて、力を入れていると聞いています。これも県のほうでお聞きしたんですけど、農福連携全国サミットイン三重というのを、平成28年11月30日、12月1日に行われたと聞きました。

そこで、この農福連携のスタッフでもあります、中野先生のお話をお聞きしました。なかなか農福連携と言われましても、やはりその農業の企業のほうと、その障がい者の事業所のほうとの関わり合いの中で、行っていくことであり、室外就労の訓練の場としてのお話し合いを多く持たれているとお聞きしました。そんな中で、11月26日の新聞に、農福連携に働く場をという課題で、障がい者就労支援みのりという、開設1年というような記事がありました。ここの事業所が主体となって行い、そこに農業をしている事業所、企業の方と連携しながらやっているというような記事があったんですが、やはり障がいを持っている方は、本当に農業、土をいじることで、心が広がり元気に作業ができるというようなことを、お聞きしておりますので、明和町としてはその点どのような働きをしているのか、教えてください。

○議長(辻井 成人) 江議員の質問に対する答弁、農水商工課長。

〇農水商工課長(高橋 浩司) 失礼いたします。江議員からございましたとおり、三重県は農業の担い手の確保や、障がい者の就労につながるよう、福祉事業者の農業参入の支援や、農業者による障がい者雇用の促進に向け取り組んでおられます。

また、三重県障がい者就労促進協議会では、農業経営者と障がい者の調整役となる、農業ジョブトレーナーの育成、また農業への就労体験のコーディネートを取り組んでおられます。

ご質問の町での農福連携の取り組みにつきましては、それぞれが相互理解を深めるため、農水商工課と福祉保健課が主となり、両課が協力、連携し、明和町地域自立支援協議会などを通じ、その橋渡し役となることが必要と考えております。

町内では、第2南勢就労支援センターや6次産業化を視野に入れ、障がいを 持つ方が、自分たちで生産した果物を原料に、ジャムの加工販売をされ、また、 社会福祉協議会のありんこでも、除草などの作業を請け負われております。

こういった中で障がいを持つ方が、農地・農業に触れ、技術の習得や基礎的な経験を積んでいただくことが、雇用につながる大切な一歩と考えております。 農業には農産物の供給という役割でなく、憩いや癒しを提供するといった福祉的な役割も、期待されていると感じております。

町行政、農水商工課として、地域の担い手農家の皆さんに、障がい者への理解と、また就労の機会を提供してもらうよう、粘り強い啓発と積極的な働きかけを今後も進めていきたいと考えております。以上でございます。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

〇7番(江 京子) 農福連携に関しましては、まだまだ始まったばかり。でも先ほど課長が言われたように、本当に心の癒し、そういうのを農業の中には潜んでいる、とても大切な部分だと思っておりますので、これからも農業

の事業者のほうにも、積極的に働きかけていってほしいと思いますので、よ ろしくお願いいたします。

次に、障害者優先調達推進法での取り組みについてお聞きします。

障がい者の雇用を促進し、自立を支援する法律として、障害者優先調達推進 法が平成25年4月1日から施行されています。この法律は地方公共団体に対し ても、障がい者就労施設の受注機会の増大や、業務委託の努力義務などを求め ています。明和町においての実績はどうなっているか、お答えください。

また、積極的に障がい者を雇用している企業からの物品の調達率はいかがですか、お答えください。この仕組みを推進することで、障がい者雇用に積極的になる企業も出るのではないかと思っております。それに伴い障がい者の就労意欲も向上するのではないでしょうか。今後の取り組みについても、お話ください。

- 〇議長(辻井 成人) 江議員の質問に対する答弁、福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(下村 由美子) 障害者優先調達推進法での取り組みとのご質問ですが、この法律は障がい者就労施設で就労する障がい者や、在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公の機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するため制定され、平成25年4月1日から施行させれています。

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な 基盤を確立することが重要です。このためには、障がい者が就労する施設 等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要であると考えてお ります。

明和町でも、平成25年度から毎年度、物品等の調達目標を定めた調達方針を策定し、当該年度の終了後には、調達実績をホームページで公表しています。明和町での実績は、平成25年度は朝顔の苗や、図面袋などの物品について、3万240円。清掃や除草作業等の役務について、25万8,260円。

平成26年度は物品が3万800円、役務が8万3,160円。平成27年度は物品が5万6,700円、役務が12万8,500円。平成28年度は物品が2万3,785円、役務が65万7,038円となっています。

これらの契約先は、町内にあります障がい者就労施設です。なお、今年 度につきましては、新たに役場庁舎の清掃についても、町内にあります障 がい者就労施設が入札により請け負うことになりました。

今後も物品等の調達の推進を図るために、障がい者就労施設等がどのような物品や役務を提供できるのかを、よりわかりやすくするため、町内にある障がい者就労施設について、取扱品目や業務などを記載したパンフレットを作成中です。

作成後は各課や小中学校、幼稚園、保育所、こども園などの施設や、町内の企業などにも配布し、受注の機会の増大につなげたいと考えております。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

江議員。

○7番(江 京子) この障害者優先調達推進法に関しましては、25年からということで、私も資料をいただきました。明和町を見させてもらいますと、25年から、昨年度に比べたら、29.39%の増ということで、かなり伸びがあると思います。近い近隣では、伊勢市のほうがとても調達率の実績が大きくて、どういうことをされているのか、また調べてほしいと思います。

明和町でも、やはりありんこさんなり、そういう福祉事業所がどういうことができるのかというのを、先ほど課長も言われましたように探っていただくというのも、大切なことだと思いますので、その点の作業もよろしくお願いいたします。

何につきましても、健常者、障がい者、変わりなくこの明和町で、自分のやりたい仕事ができるような環境づくり、それが一番大切だと思っておりますの

で、町長含め皆様の力だと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長(辻井 成人) 以上で、江京子議員の一般質問を終わります。

9番 北岡泰議員

- O議長(辻井 成人) 4番通告者は、北岡泰議員であります。 質問項目は、「安心・安全のまちづくり」の1点であります。 北岡泰議員、登壇願います。
- ○9番(北岡泰) 登壇のお許しをいただきましたので、さっそく質問をさせていただきたいと思いますが、質問に入ります前に、本年災害に見舞われました皆様方に、心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思いますとともに、町長が先ほどの行政報告で申されたように、改めて災害に強い明和町を作り上げていく、そのためにも真摯な議論を行わなければならないというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私のほうは、安心・安全のまちづくりというテーマで、2点、大きな項目で質問をさせていただきます。

まず1点目は、台風21号被害に対する明和町の現状と課題について、お伺いをしたいと思っております。

その中の1点目、河川の増水に対する対策はどうするのかということを、 お聞きしたいと思います。これまでも行政の皆様方や各種団体、地域住民 の皆様方のご努力で、河川改修や土地改良事業などで災害防止に取り組ん でいただき、他市町の自然災害と比べ、非常に災害の少ない町として、こ れまでも生活をさせていただいてまいりました。 その明和町におきまして、今回の台風被害は驚くべきものでございますが、地球温暖化や異常気象を考えると、明和町もこれまでのようにはいかない、そのように思っております。また、新たな対策が必要ではないか、私は考えております。

1点目、河川改修管理について、お伺いをしたいと思います。国土交通 省河川砂防技術基準維持管理編というものがありますが、これには河道流 下断面に係る目標設定がありまして、目標流量の確保を維持管理の目標と するというふうにあります。

また、中小河川においても、定期的な縦横断面測量等を行うことが望ま しいとありますが、どのようにこれまで行われてきたのか、お伺いをいた します。

これまでも議会や各自治会の要望でもありましたように、河川の河床掘削が進んでいかなったことでもあり、今回の町内各地の床上・床下浸水の河道流下断面の低下が問題なのではないかというふうに、私は思っております。この河床掘削事業をいかに進めるか、明和町の課題として、しっかり取り組まなければならないと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

〇議長(辻井 成人) 北岡議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

〇町長(中井 幸充) ただいま北岡議員のほうから、河川の維持管理という視点で、ご質問いただきました。

ご案内のように明和町には、祓川と笹笛川、大堀川の3河川がございます。祓川は櫛田川の支流で1級河川、または残りの2河川につきましては、2級河川、いずれも三重県の所管している河川ということになっております。特に今回の21号の台風で少し心配がございましたが、祓川におきましては、無堤河川ということでございます。

一方で自然豊かな河川でありまして、一次は200 t の放流計画がございましたけれども、現在は多気町にある統合頭首工において、大雨時、櫛田川よりの流入を止めて、流量調整を実施していただいております。今回もそのように流量調整をしていただいたところでございますけれども、祓川本体の流域の雨水により、それが対応できずにですね、今回、小藪橋付近においても、越量をしたものであるというふうに考えております。

今回の事態を踏まえて、祓川の整備計画ほか3河川についてのですね、 協議を三重県とさらに防災対策を含めて、実施をしていかなければならな いと、そのように思っておるところでございます。なお、3河川の状況等 につきましては、まち整備課長のほうから詳細について、答弁をさせてい ただきます。

- 〇議長(辻井 成人) まち整備課長。
- **〇まち整備課長(堀 真)** 失礼いたします。

今、町長が申されましたように、町内には3河川がございます。その3河川につきまして、詳細について、ご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

まず一番初めに、今、話をさせていただきました祓川でございます。この河川、今、町長申させていただきましたように、無堤河川ということの中で、自然豊かな河川でございます。それが故にですね、何も手を施していないという中で、今回、越水をした、後でわかったことなんですが、倒木が多くの箇所で発見されて、それが河川断面を阻害したということが一つの要因になってきたということも聞かさせていただいております。

それ以外にもですね、前回から問題になっておったわけなんですが、減 川の河口部分におきまして、土砂の堆積が非常に顕著に見られるというこ とで、今年の8月にもですね、地元からの要望に基づいて、松阪の建設部 と立ち会いをさせていただいた経過がございます。

これまた近々の話なんですが、先週にもこの台風によってですね、ちょ

うどこのノリの収穫時期になってきて、河口を上りたいんだけれども、上れないというふうなお話をいただきまして、先週も松阪建設部と一度立ち会いをさせていただきまして、全体的なことを取るのは、非常に難しいけど、一部河口、船が通れる部分だけでも何とかできないかというふうなお話をさせていただきまして、また、地元としても自分とこで何とかするんで、もう占用やら、ややこしいこと言わんといてくれというようなお話もいただきましたので、その旨も建設部には伝えさせていただいておるような状況でございます。

ではこの土を何とするかというわけになってくるわけでございますが、 今までもこの河川の浚渫土を何と処理をしていくかということが、これが 非常に大きな課題でございました。

町といたしましても、いろんなところを探させていただいておったわけでございますが、去年からいろいろと話をさせていただきまして、今年の夏にやっと地元として認めていただくようになったのが、北藤原の共有地、前回、農業集落排水事業で掘削土という中で処分させていただいておった土地につきまして、お貸し願えやんかということで、何度かお話をさせていただきまして、防風林の指定とか、いろいろな問題があったんですけども、全部クリアーさせていただく中でですね、調印という格好の中で、間もなく来年4月1日以降、そこへ土を放らさせていただくということで、契約ができるような運びになってきております。

8月にも立ち合いさせていただいた、先般も立ち合いさせていただいた時に、その建設部の人間に、来てもらった職員に対しましても、ここの土を近くにございますので、ここで放っていただくことが可能になってきましたので、何とか予算取りも、実際放るところがあるんだから、何とかしてくれということで、こちらとしてもお願いをさせていただいたところでございまして、県としても放る場所を確保していただいたんでということの中で、一定の方向で進んでいただけるということで、減川の河口部につ

いては進めているような状況でございます。

それから、倒木の処理につきましても、なかなか道がないとか、いろんな諸問題がございます。そういう場所がございますんですが、松阪建設部といたしましても、早々に撤去するということの中で、進めていただいておるような状況でございます。

続きまして、笹笛川に移らさせていただきたいと思います。

この笹笛川の全体計画というのは、平成4年に策定をさせていただきまして、平成20年度に暫定でございますが、河川の改修が終了したというところでございます。ただ、この河川におきましては、河床掘削ということの中で、5年確率ということの中で、整備がなされたもので、当時の時間雨量で申しますと、50mmの雨量にしか対応できないということを聞かさせていただております。

議員から先ほどご指摘がございましたように、これを通常の30年確率にするには、河床を1m下げていかなければならないという、そういう計画が残っておるような状況がございます。

これをすることによって、1秒あたり100 t 流れる水が、160 t 流れるというふうな計画が成り立っております。そのために、今、暫定でございます、5年確率を30年確率に上げていただくよう、松阪建設部のほうに話しかけさせていただいて、整備計画を立てていただきたいと、町としては考えておるような次第でございます。

続きまして、大堀川でございます。

この大堀川につきましては、平成22年度に改修が終了しております。目的の流量的には大堀川と新堀川が合流するところまでは120 t、それから河口までが200 t 放流ということの中で、これはほぼ完成断面に近い状態の中で、放流計画が成り立っているような状況でございます。

先ほど議員から言われました、技術基準による流量の調整の関係でございますが、こちらにつきましては、中小河川については、目標的なことと

いうことに書かれております。そのために、三重県のほうにこれは全てやってもろとるのかなということで、確認させていただきました。実際の話、してないというのが実情でございます。

ではどうなんですかという話の中で、年1回、目視ではあるが、業者へ 発注する中で、全部堤防を歩かさせていただいて、目視的には調査させて いただいておるというようなことでは聞かせていただいたような状況でご ざいます。

ただ、自分も現地のほうを確認させていただく中で、大堀川の中にはですね、いろいろと草もようけ生えておって、堆積土砂が多数あるような状況でございます。これは断面阻害をしておるとしか言いようがないと考えております。

この大堀川なんですが、祓川、笹笛川と若干違いますのが、伊勢市との境を走っておりまして、大半が伊勢市で、河口部だけが明和町。ただ受益地としては有彌中・明星という、大きな受益地が明和町の流れだす受益地を持っているというふうな、少し変則的な地形というか、そういう流域になっております。

そのためにですね、こちらは伊勢建設部の所管になるわけでございますが、伊勢市にも働きかけさせていただきましてですね、何とかこちらの浚渫等維持管理をしていただくよう、今後、働きがけさせていただきたいというふうに考えておるような次第でございます。

それでは、先般台風で、先ほど町長申させていただきました、祓川は残念なことに越水をしたわけでございますが、笹笛川、大堀川につきましては、危険判断水位は超えましたが、堤防を超えるというような事態は発見できなかったというふうに確認させていただいたような次第でございます。以上でございます。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

〇9番(北岡 泰) 報告のとおりであろうというふうに思いますが、越水をしなかったというと、笹笛川も越水をしなかった。大堀川も越水をしなかったということでいいんでしょうか。

私の上野地区で、団地の周辺ではですね、越水して、田んぼにみんな増水し て入ってますよね。あれは越水とは呼ばないということで、よろしいんでしょ うか。そこら辺のちょっと考え方を、再度確認をしたいと思います。笹笛川も 一度超えてしまったような時があったと、過去にありますけれども、今回は全 くなかったのか、そこら辺のちょっと確認をしたいというふうに思いますし、 流量設定をこれから笹笛川なんかはしていただいて、毎秒100tから160tにし ていくように、県としっかり交渉していただくというご説明でございましたけ れども、要するに今まで土地の確保がなかなか難しかったというご報告をいた だいておりまして、祓川は北藤原が一応土地が設定できたということなんです が、これから県のほうは推進しましょうと言ってもですね、やっぱり大堀川と、 それから、笹笛川についてはですね、土地の確保とか、ただ単に埋める、盛っ ておくだけじゃなくて、それの活用みたいなものも含めてですね、考えていた だかないかんのなというふうに思いますので、そこら辺はいろんな先進地事例 がきっとあると思いますので、検討していただきたいというふうに思いますし、 県のほうにはやっぱりこの基準の中では、中小河川においても、定期的な縦横 断面測量等を行うことが望ましい、望ましいんだからせんでもええという話で はないので、しっかりとこれからですね、対応していただきたいというふうに 町のほうからも申し入れをしていただきたいというふうに思いますので、町長 さんも一つまた県とけんかするのはややこしいでしょうけれども、一つよろし くお願いをしたいと思います。

その次に2点目なんですけれども、上野地区の、今回、大きな水害がありました。私も過去において、そんなことは経験を、私も明和町短いですけれども、30年ほど住んでおりますが、初めてのような状況やったと思います。土地改良

事業等で大堀川が改修されまして、昔は私の団地、明星団地なんですけど、相当水が台風なんかで入ってきたという経験がございますが、土地改良をしていただいて、大堀川の改修も進めていただいて、私の団地はもうなくなったということで、ある意味、安心をしておったんですけれども、今度はですね、近鉄の架線部の結局広げるということができていなかったので、そこの部分の状況に応じて水害が起きたのかなというふうに、私は想定をしております。

大堀川は河川改修時にですね、近鉄線路下部の改修負担が大きかったのか、 水量調整のメガネが撤去できなかったことが、今回の上野地区の水害の原因で あるというふうに私は思うんですけれども、大堀川の上流部分では、近鉄線以 降の改修ができたということで、水量調整の装置が撤去されました。

今回の水害に対応して、再度ですね、流量調整をする、上流部にですね、そういう流量調整装置を設置するのか。また、上野地区への流入のですね、防止策を講じるか、また、しっかりと県・国と協議していただいて、あの近鉄線の下を広げていただくか、どれかいろいろなことを考えていただかないと、今回のようなまた水害が起きるというのが、想定ができますので、そのいろんなことの対策について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

- **〇議長(辻井 成人)** 北岡議員の再質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) 今回の台風21号で、本当に大塚団地の人、それから、 上野地区の方々にですね、床上浸水まで被害を及ぼしたということについ て、大変申し訳なく思っておりますし、心からお見舞いを改めて申し上げ たいと、そのように思います。

先ほど北岡議員のほうからも、ご指摘いただきました、以前の全協でもですね、こういった災害の未然防止という形の中で、何らかの策がないのかどうかということの中で、私もですね、実は北岡議員と同じように、近鉄のという部分がですね、非常に心に残ったわけでありますので、早速にまち整備課長のほうにですね、いわゆる状況の調査ということをしろということで、調査と、それからどういう原因かということについてですね、

それなりの考え方を整理をせえということで、申しつけてありますので、 現在のところそういった一定の考え方についてですね、まち整備課長のほ うから報告をさせていただいて、今後の対応を考えていきたいと、そのよ うに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 〇議長(辻井 成人) まち整備課長。
- **○まち整備課長(堀 真)** 失礼いたします。先ほどの件で、越流とか、 いろんなお話がございましたんですが、それにつきましても、ちょっと答 弁だけさせていただきたいと思います。

まず越流についての考え方でございますが、河川としては越流はしてないという認識でございますが、ただ、先ほど中井議員の一般質問でもございましたが、河川としては潮の満ち引きがございますので、そこへ職員を常駐させていただきまして、水位が下がったら、門を開けさせていただくということの中で、調整は図らせていただくことができました。

ただ、それに来る道中の排水路が、それの許容範囲を超えてしまったということの中で、水面が一面に溢れてしまったというふうな現象が、今回見られたんではないかなというふうに確認させていただいた次第でございます。

それから、もう一つ笹笛の土はどうなんねという話を言われておりましたが、明和町一円の土をそこへ持っていけるというような話の中で、今、北藤原自治会と協議をさせていただいておりますので、そのポイント、ポイント、また浚渫の土もそこへ持っていけるように、今後も協議を進めさせていただきたいと考えておりますし、それから、その土地の利用の関係でございますが、防風林指定がかかっておるような状況でございます。いずれは植樹をしてなければならないという格好になってまいりますので、ある程度、土を盛らせていただく中で植樹をさせていただくと。木の性質上、薄っぺらい土を盛ったところへやらさせていただきますと、根の張りは横へ広がるわけでございますが、10m盛れば、10m根が引っ張らなけれ

ばならないということの中で、それなりによけい強固なものになるということになるということの中で、いずれはそういうことの中で、防風林に戻していきたいということで、計画をさせていただいておるということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、大堀川の上流の既成構造物について、お話をいただきました。この関係でございますが、中井議員にもご報告させていただいたとおり、尋常でない雨が降ったということの中で、時間的にはこれ降り始めから478mm、7時間ぐらい強い雨が降り続いたということでございます。町長の命に基づかさせていただきまして、私も自ら測量に行かせていただきました。

既成構造物と、それから明星59号、幹線道路でございます。それから近 鉄の軌道敷内はどのような関係になっておるのかなということを、全て調 査させていただきました。今回、大塚団地に溢れたのは、既成構造物、明 星59号線の手前の既成構想物を越水したということで、越水した水が道路 明星59号が堤防になってしまって、水が全部浸いてしまったと。

で、自治会長宅ぐらいが、ちょうどロビーのところまで来たという話で したんで、測らさせていただきますと、道路の高さと同じような高さが確 認できましたので、明星59号自体が堤防になってしまったなという結果を 得られました。

それから、明星苑のほうへ行かさせていただきまして、近鉄の高さを確認させていただいたところ、それも同様な格好でございました。近鉄は経験測で、ある程度の高さ、これ以上は水が溜まらんというぐらいのことを考えられた上で、あの高さは設定されておるのかなということで、確認をさせていただいたところでございます。

今後の対策について、ご質問いただいたわけでございますが、また、改めてですね、既成構造物をつくっていくということは、なかなか難しいと思っております。近鉄より下流部におきましては、みずしろのところから

は、それから段差のところの二つの構造物を撤去させていただいたような結果がございます。その中で、近鉄のちょうど抜けているところを、現場を再度確認させていただいたところ、3m角のボックスカルバートが、四角いタッグのもんでございます。

これが1面一つしか空いてない状態でございます。これが二つ現場には ございます。これを開けることによって、流量がはかせられるんではない かということで、我々としては考えさせていただきました。さっそく近鉄 の中川保線区に行かさせていただく中で、これどうなんねという話をさせ ていただいて、測量が入るだけも許可が要るというところでございました ので、近鉄立ち合いのもとで、測量を実施させていただきました。

そして、こちらの計画の案を言わさせていただいて、一度中川保線区そして、四日市のほうの営業所のほうへ行かさせていただいて、こういうこと二つ開けていただけるようなことで話を進められないかということの中で、今後協議を実施させていただきたいというふうに考えております。

これをすることによって、今の既成構造物、また一つか二つ撤去できれば、今回起こったようなことは、多少は緩和されるのではないかということの中で、今、動いておるような状況でございます。

以上でございます。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番(北岡泰) そういう対応をしっかりしていただいてですね、確かに 一遍壊したった構造物を、またつくれというのは、難しい話でございますの で、何とか近鉄さんとしっかり協議していただいて、二度とないように対応 していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしま す。

次に、3点目でございます。

多くの水害などを経験した自治体では、雨量観測システムの構築がされております。また、調べた中ではですね、島根県ではIOTを活用し、雨量計と水位計を組み合わせて、常時監視と情報発信の両面を持つ実証実験も始まっておるとのことでございます。

そのような監視体制整備を進めるべきだあるというふうに思いますが、町長 のお考えをお伺いしたいと思います。

- ○議長(辻井 成人) 北岡議員の再質問に対する答弁、防災企画課長。
- **〇防災企画課長(中谷 英樹)** 島根県での取り組みにつきまして、ご紹介 をいただいたわけでございます。

今年もですね、九州北部豪雨や秋田県などで、記録的な大雨により甚大な被害が出ております。特にゲリラ豪雨では河川堤防の内側の土地の水路や側溝、下水道が溢れる、内水氾濫と、このケースが多うございます。

避難する道路沿いの河川水位の把握が重要となりますし、明和町では県 1級河川の祓川、県2級河川の大堀川、笹笛川の3河川がございまして、 それぞれ水位計は設置されておりますが、水位計が設置されておりますし、 その情報については、配信されております。

しかしながら、その水位計自体は設置された一連の情報でございますので、その上流部がどうなっているかという情報ではないということになります。そういったことからですね、実際その上流部の水位の情報を把握することは、どうしていったらいいのかということが、やはり課題になってこようかと考えております。

内水氾濫の情報については、現在は関係課によるパトロール、あるいは 住民の皆様の通報によってですね、情報を把握しているところでございま すが、やはりどれだけの雨が降れば、どの箇所が冠水するか、こういった 点についてですね、今後も整理する必要があると考えておりますし、先ほ どご紹介いただきました島根県、あるいは千葉市が実施しております、そ ういった雨量監視体制、こういったシステムの導入についてもですね、明 和町の地域性にあったもの、どういったものが考えられるのかということ をですね、今後、検討していかなければならないと考えているところでご ざいます。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番(北岡泰) 検討していただくというのは、前向きでよろしいなというふうに思っております。今回の水害でですね、伊勢や玉城町はどんな対応しておるかというと、新聞に載っておりましたので、水位計を外城田川にかかる四つの橋に設置する方針を、玉城町は打ち出したと。

それから、監視カメラも設置をするというふうに、どんどん手を打っていくということが決まっておりますね。伊勢市も同じように、国か県が設置した水位計はなんかの改修の時に撤去されたそうなんですけども、市独自で水位計を設置して、これはもうしっかりと監視していくという方向性で進んでいくようでございます。

やはり後、議会の質問の中で、玉城町さんはですね、町独自の浸水地図というのを作成すると。ハザードマップを作れという話で、津波はこうへんけど、大変水に浸かったという話ですね。

明和町も同じように、ハザードマップ、今までは津波という方向性でありましたけれども、これが要ってくるのかなというふうに思いますし、IOTを使いながらしっかり取り組んでいただくべきものではないかなというふうに思います。

今回はたまたま「地方議会人」という12月号がありまして、この中に2020年に向け全国3万箇所の公衆無線LAN整備をしていこうという経済産業省の方針が出ておるそうなんですが、この公衆無線LANを活用してですね、さまざまな防災に役立てていこうという話が出ておりました。

そういう意味で国と地方がしっかり情報共有をしながらですね、それらをど

んなふうに活用して、自分たちの町の安心・安全につなげていくのかという検討を、是非していただきたいと思うのと、またこれも報道ですが、気象庁は今年度中に市町村ごとに、仮称気象防災データベースというのを整備して、人口などの基本情報に加え、地形の特徴や過去の災害記録、ハザードマップなどを整理して自治体と共有して、情報交換していこうということで、それぞれ災害をどんなふうに減らしていくか、しっかりやっていこうというふうに方針が出ております。

防災企画課長の検討しますという方針はわかりましたので、今のこのお話を 通じて、町長のお考えを、再度、確認したいと思います。

- ○議長(辻井 成人) 北岡議員の再質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) 先だっても気象庁の、津の気象台の所長さんがおみえになりまして、先ほど言われたような形の中とか、あるいは明和町内のピンポイントでの部分、それから、台風によるいろんな情報交換、それらについてもですね、即座にホットラインを、防災企画のほうと気象庁のほう、そういったものを結びながらですね、住民のという形を実は言われておりまして、大変ありがたいなということと、これからそういった情報を入れながら、災害時、台風等は住民への情報を流させていただきたいなと、そのように思っております。

それから、3河川のハザードマップという形でございますが、今までそういった水害がなかったということもございますけども、一つの私の記憶の中では、それなりの部分というのは、今、課長が言っておるように、あるというふうなことを聞いております。

櫛田川のハザードマップというのは、これは国交省のほうが出されているということでございますので、住民の方にどういった形で周知をしていくかということについては、また、担当課のほうでも検討をしていただくという形になろうかと思いますが、そういったことの中で、水量計についてもですね、国交省なりが付けている祓川では小薮橋のところとか、それ

から笹笛川では勝見のところとか、大堀川の樋門のところとかですね、いろいろなところに数箇所あるわけですが、今回の状況を見ておりますと、 それで足りるのかなというのはございます。

ご指摘いただきましたようなことの中で、簡易なものもあるというふうには聞いておりますので、どんな形で設置をすればいいのか検討をする中でですね、また、考えていきたいと、そのように思います。

それから、もう一つはWi-Fiの関係でですね、実は今、整備をしていますのは、斎宮跡周辺のみという形です。これは全国的に見るとですね、Wi-Fiそのものが町内全域にですね、行き渡ってくると、そういった災害のいろんな情報がそういったものを通じてですね、情報提供できるというようなこともお聞かせをいただいておりますし、総務省あたりもそういった面でですね、もっと整備を強化せえというような話も、流れているやに聞いておりますので、全般的にいろいろな面からですね、ご指摘いただいた部分も含めて、もう一度今回の災害を見直す中でですね、対策等々できることからやっていきたいと、そのように思っております。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番(北岡泰) 是非よろしくお願いします。あまり言いたくはないんですけども、避難所、中央公民館を開設しました。議長がお話していましたけども、そこへたどり着けない。中央公民館の周辺が水浸しで、一般乗用車が入っていけない、そんなところがほかの避難所開設したところもあったのかも知れませんので、そういう意味では、そういう現状どうなっているのかという、きちっと住民と行政も確保できるように。

この情報をきちっと取るということは、消防団の皆さんや行政職員の皆さん の生命、財産を守ることにも、僕はつながっていくというふうに思いますので、 全然わからんところへ行ってですね、危険な状況に陥ってしまうことがないよ うに、いろんな意味で情報がきっちり取れるような体制整備を進めていただき たいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、これも台風の被害なんですが、強風による太陽光発電施設、これの転倒という重大な事故がございました。今回の台風によりまして、明和町内にある太陽光発電施設が大きく破損するという、重大な事故がございました。上田議員や伊豆議員からも指摘があったというふうに思っております。

今回の事故に類似する事故は、過去にも報告がされております。架台の製造メーカーが品質基準に定める強度計算を実施して設計を行っているものの、杭基礎を採用するにあたり地盤調査を実施していないこと。杭基礎はスクリュー状の杭で、専用工具により埋設施工することを、製造メーカーから指定されていたが、これを逸脱した施工方法を用いて、強度不足となったという、そういう事例として報告がありました。

電気工作物の設置者は省令に定められた技術基準に適合していることに、保 安責任がございます。人体に危害を及ぼし、また物件に損害を与えないように することというのが、この技術基準の要件です。

しかし、これを規制・確認できるすべが明和町にはございません。経済産業省は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正を公布いたしまして、本年4月より施行されております。これは適切な事業実施を確保する仕組みとして、事業実施中の適切な点検・保守や、他法令の遵守などを求め、違反時の改善命令、認定取消を可能とするもので、自治体が認定情報にきちんとアクセスをできるようなシステム運用がもう開始されているというふうに言われております。

明和町もですね、早急に条例やガイドライン、こういう制定をして、今回のような事故報告体制の整備がきっちりと必要ではないかというふうに思いますが、町長のお考えをお伺いたいと思います。

- **〇議長(辻井 成人)** 北岡議員の質問に対する答弁、町長。
- 〇町長(中井 幸充) 現在ですね、経済産業省へ、太陽光発電の施設を認

定申請件数でございますけども、50キロワット以上が22件、それから10キロから50キロ未満が285件、10キロ未満というと、お家の屋根に付けられている部分だと思うんですが、これが796件というふうな形の中でですね、1,000件以上が明和町の太陽光発電が、今、動いておるという、そういう状況になっております。

その中で、先般ちょっとあるところが調べたところによりますと、50キロ以上、20キロ以上になろうかと思うんですが、大きいやつが1.9メガ、きららの森のやつが1.5メガですね、そういったところの部分が260箇所ぐらいあるというふうに聞いております。

そういう中で、正直申し上げまして、それらの規制は県に委ねる、あるいは経済産業省に委ねるという形しか、今、手の施しようがなかったというのが、現在の状況でございます。

先般の台風21号による大淀の太陽光の部分につきましては、近隣の住民の方々からの通報もございましたが、設置者を調査をさせていただいて、早急な対応をお願いして、安全の確保も図るようには、連絡はさせていただきまして、それなりに対応はいただいたということを聞かせていただいております。

そういう中で、やはり何らかの形でですね、この対策をとっていかなければならないということの中では、三重県はご案内のように、50キロワット以上について、ガイドラインをつくってということで、本年の7月1日からですか、施行されております。

また、志摩市さんは国立公園内ということもあってですね、環境とかそういったことも含めてということで、独自にガイドラインをつくられております。お隣の大台町でもですね、そういった自然環境保全という意味合いから、そういったものをつくられているわけでありますが、明和町の場合も既にこれだけの大きなものが設置をされているという形の中での、後追いにはなるかもわかりませんけれども、これからの設置もまだまだ認可

をいただいて、未設置の部分もございますし、先般聞かせていただいたらですね、土地の空いておるところはないかなというようなことの中でですね、事業所の方がまだ探してみえるというふうなことも、お聞かせをいただきましたので、三重県あるいは志摩市さん、そういったところの部分を参考にですね、規制で、条例とまでいくのかどうかは、別問題としましても、何らかのそういうものをつくっていかざるを得ないというふうな気持ちでおりますので、具体的にこれから作業を進めてまいりたいと、そのように思いますので、今日のところはこういった形で、方向性だけ示させていただきたいと思います。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番(北岡泰) 検討していただくということで、私も議会のほうの推薦で、農業委員会に行かせていただいておりまして、農業委員会に来る農地に関わるものは、農業委員会がしっかりと審査をしてですね、適時に申請、オッケー出しているということで、たまたま今回の事案、農業委員会の農地と違うんかということで、見に行ったんですよね。

そうしたら、ここは農地じゃないんだと、宅地なんだということなんですね。 ところが、宅地でああいう発電をするんやったら、フェンスがしてないやない か、危険がないように、これ必ずフェンスしなさいよという指導がございます が、いやこの下で農業しようとしとったらしいよという、えっなんやと、今度 ね、下で作業とか、農業とかしようと思うと、農地じゃなかったら、今度は建 築基準法の規定にかかってくると。

ある意味、法を逸脱しとるという部分になってきます。それをきちんと規制できないというのが、明和町の現状の弱さだというふうに思いますので、そういう意味ではきちんと適法になっているのか。町自体もきちんと管理を、報告を常時もらってですね、できているのか。

それから、大きな台風被害とか、災害が起きそうな時には、事前に点検をしなさいという基準があるんです。これもしてないような気がします。いろんなものがですね、相重なって今回の事故になったのではないかなというふうには思うんですけども、その一つひとつをきちんと丁寧に明和町としては、対応するためのガイドラインとか、条例をつくっていただきたいなというふうに思いますし、今まで大きく取り上げられてはおりませんでしたが、これ伊豆議員がすごく心配をされておりますけれども、山大淀はすごく増えてきたということで、住宅の周辺に太陽光がずっとできてくると。

これはね、今まで規定があまりなかった、光害っていうて、光の害ですね。 キラキラ光ると。そういうので、住んでいる人が嫌になってくるとか、そうい う状況も想定もどんどんされてくるようになってきました。その部分も住宅地 からどれだけ以内はつくったらいかんとか、ある程度、規制をきちんとかけや ないかんというふうに私は思いますので、そういうさまざまな観点から、一度 じっくりと検討していただけたらなというふうに、これは要望しておきますの で、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

台風の関係の最後でございます。崖崩れや法面崩壊などの対策をどうしていくのかということでございます。国土交通省の砂防部では、土砂災害発生状況をセンサーによって把握する技術が紹介をされておりまして、被災箇所の点検調査等を行う人員の安全を確保しつつ、災害発生情報を迅速に把握するための技術が、段々確立をされてきております。

先ほどもIOTを活用した雨量観測システムの構築を、紹介をさせていただきましたが、崖崩れや法面崩壊などの監視体制整備を、これも進めるべきではないのかというふうに思いますので、これについても、町長はまち整備課長というかもわかりませんけど、町長のお考えをしっかりとお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(辻井 成人) 北岡議員の質問に対する答弁、町長。
- **○町長(中井 幸充)** 今回の台風におきまして、急傾斜地として、今まで

報告させていただいておりますように、池村と上村で7箇所の土砂崩れが 発生しました。

私もちょっと翌日ですが、現場をずっと確認をしてまいりました。溜池 は別としましてですね、一番池村の中で、住宅の真裏がという形で、今回 は県のほうでも対応いただくという形の中で、それなりに安心はしとるわ けではありませんが、まだ他にもですね、そういったところがあるのかな というふうな思いであります。

ただ、これについてですね、一つ具体的に調査をしなければわかりませんが、民有地で県が指定したのは、一定のその条件の中での急傾斜地の指定という形になっておりますので、民有地の中にですね、どういう形で対応するのかなというようなことも含めますと、ちょっといろいろと検討をしていかなければならないかなと、そのような思いでございます。

それから、以前に県のほうからですね、そういったところに監視カメラ的な、そういったものを設置するとかですね、そういうお話もいただいたんですが、いただいたんですけど、明和町の場合はちょっと度外視されるというような、この中で設置には至らなかったわけであります。

我々あくまでも人命、あるいはそういった個人の方々の生命・財産に関わるような部分、まず優先してですね、そういう対応策を考えていかなければならんのかなと、そんなふうに思っておりますので、詳細についてはまた、まち整備課長のほうから、少し今の考え方について、説明させていただきたいと思います。

- 〇議長(辻井 成人) まち整備課長。
- **○まち整備課長(堀 真)** 失礼いたします。現在の状況について、確認を させていただきたいと思います。

今、申されました、町長申させていただきましたように、被災箇所といたしましては、7箇所。そして、池があって堤体が崩れた。そしてまた、 修正小学校でも建築ブロックが崩れたというような事案が発生しているよ うな状況でございます。

この土砂崩れとか、その辺につきましては、9月の委員会でもご説明させていただいたと思うんですが、町内で10箇所ほどですね、イエローゾーンとか、レッドゾーンということで、指定をさせていただいたところでございます。このイエローゾーン、レッドゾーンとして、させていただきましたが、あくまでも啓発等の事業でございまして、ハード的な事業はついていないのが実情でございます。

そのような中でですね、今回、この台風で町として何と対応させていただいたかということになってくるわけでございますが、21号台風の後、また22号台風、そしてその前にも警報が出たというような経過がございました。その際にはですね、職員が現地に行かさせていただきまして、赤水、赤土が一緒のように流れてきておるところ、そういう状況が確認できたところでございましたので、その付近には直接お話をさせていただきまして、急傾斜地から離れて、もしくは避難所に逃げてくださいよというふうな、そういう物理的というか、そういう古典的な経過で対応させていただいたというような経過がございます。

今、北岡議員が言われるようにですね、私もネット等で調べさせていただくとですね、昔ですとワイヤーセンサー的な要素の中でですね、物理的にワイヤーセンターを張っておいて、それに土砂があたることによって、災害が起きたというふうな確立をされておったわけでございますが、今はまた進歩して、IOTとか、ITの技術の中でですね、水分量とか、そこら辺でどういうふうな状況ができるというふうなことも確認できるということも、調べさせていただいたところでございます。

そのような状況の中で、今、町長が監視カメラという話も言わさせていただいた時、明和町はという話もあったかというふうに思うんですが、私とこの奥には多気町さん、今回大きな被害も出られたというふうに思っています。そういう中でですね、今回そういうふうなことも対応されるのか

もわかりませんが、そういう先進地的なところも今後確認をさせていただく中でですね、町としてどういうふうに対応させていただいたらいいかという中で、検討させていただきたいと考えておるような次第でございます。 以上でございます。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

〇9番(北岡 泰) これも先端的な話でございますので、しっかり検討していただきたいというふうに思います。

傾斜計とか、さまざまなものがあります。溜池やでええとかいう話ではないと思いますので、溜池なんかは、少し地中に埋めておいて、今回の上村のように、法面がツッとズレた時に、直ぐセンサーでピシッと感知できると。それが本庁へ流れてくるとかって、上村では奥のほうやで良かったんですけども、ある意味ご心配されておるのは、住民の皆さんが。斎宮池があれどうなったら、どうするんやとか、いろんなことを言われてますので、そういう意味ではそういうさまざまなセンサーが、どんどん開発されておりますので、新しいものを取り入れながら、住民の安心・安全のために検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、次に大きな2点目で、第3期がん対策推進基本法計画が閣議決定をいたしまして、がん対策の新たな方針が出ますが、この明和町の現状と課題をお伺いさせていただきます。

私ども公明党は、一人ひとりが病気を予防し、健康な生活を送れるよう全国各地でさまざまな施策を推進しております。その中で、3点ほど今回ちょっと推進の説明をさせていただきたいと思いますが、松阪市が始める中学生にピロリ菌検査をという新聞報道がございました。これ明和町はどのように取り組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

松阪市におきましては、中学生ピロリ菌検査契約として、補正予算を計上す

るとの報道がありました。中学3年生を対象に既に実施している検尿を利用して、検査を行うものであります。

ピロリ菌検査につきましては、以前、私も質問させていただきましたけれど も、松阪医師会の協力の下で行われる、この施策でございます。ぜひ明和町で も推進していただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思いま す。

- **〇議長(辻井 成人)** 北岡議員の質問に対する答弁、町長。
- **〇町長(中井 幸充)** ピロリ菌の検査で、がんの早期発見という形でございます。

今回、新聞報道で聞かせていただいた尿検査で、簡単にそれができるというお話でございました。実は私もちょっと認識不足でしたのですが、昨年の段階で、昨年の段階というのは28年度という意味ですが、の段階でですね、松阪医師会のほうから教育委員会の教育長に向けてですね、この検査をどうかということのお誘いがあったそうでございますが、その時にですね、やるのはいいんですけれども、その後の対応がどうもという形の中でですね、やらないということで、返事をどうもしたようでございました。今回もどうなるかなというのが、実はいろいろと考えていかなければならない問題があるのかなというのは、ちょっと教育委員会のほうとも、いろいろ話をさせていただきました。まずはやるについて、保護者の同意をとってという形です。検査をして、検査自体は尿検査とともにやりますんで、なんていうんですか、ごく簡単にできるということなんですが、結果が出た時にどのような対応をしていくかというのがですね、なかなか整理ができないのかなという思いです。

いわゆる中学校3年生を対象にという形ですが、そこら辺のところについてはですね、受験を控えてですね、このピロリ菌がおることによって、将来がんになるというような、そういう部分がですね、どのように子どもたちに影響を与えるのかという点がですね、どうもはっきりしないという

ことです。

松阪市の状況をちょっとお話を聞いておりますと、そういった菌が出た 出ないということについては、保護者に連絡をするということなんで、本 人さんに知らされないという、しかし検査をやったということがわかれば、 子どもたち自身、自分のその部分がどうなっているかということは、知り たいというふうに思います。

そうなった時に、自分が持っているということに対する気持ちとか、そういったものがですね、どんなふうにこれから子どもたちに影響するのかなということの中では、少しよろしいなということで進めるということには、ちょっとならないというふうに私は考えましたので、これから、がんの早期発見、そういった形の中で、言われている部分ではございますが、諸刃の刃ではございませんけ、いろんな面でちょっと考えていかなければならないと思いますので、早期にじゃあやりますということではなしに、しばらくちょっといろんな人の意見も聞きながらですね、教育委員会の皆さんの意見も聞きながらですね、判断をしてまいりたいと、そのように思っておりますので、ここではいわかりましたとは、少し言い難い内容でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

O9番(北岡 泰) それはそうでございます。

松阪市でも5年前です、議会で質疑されておるのは。前市長さんはそういうのは否定的でございましたので、全然進まなかったと。現市長さんになってから検討しましょうということで、医師会も三重県医師会自体が、全体で進めようということで、さまざまな対策の推進をしておりますので、それを見て、今回、松阪市が導入しようと、前向きな姿勢になったというふうに変わってきたと思います。

昔から僕は質問しますけれども、教育の部分では、がん教育なんですよ。が んはもう怖くないんだよというところから、しっかりと対策を練っていくとい うのが、学校での立場で、それも含めて両方で相まってきちんと対策を打って いくということが大事なんだなというふうに思います。

ピロリ菌についてはですね、大人になって成人で、今検査をされておる方が、ほとんどの除去されてですね、将来的な胃がんの対策ができておるということでございますので、そういう意味では町長の懸念もわかりますけども、一つしっかりと進めていただければなというふうに思っておりますし、子どもの将来のためだというふうにしていただきたいなと思います。

教育長さんはどうですか、そこら辺のお考えの確認ができたらと思いますが、 同じようにするかどうか、ちょっと検討の中で言っているか確認したいと思い ます。

- **〇議長(辻井 成人)** 北岡議員の再質問に対する答弁、教育長。
- ○教育長(下村 良次) 先ほど町長がお答えしましたけれども、私もこの話はずっと前から知っておりましたし、それから、この話が出てきた時には、実際にはピロリ菌の検査、そして治療についての知識も、私もありましたし、これは有効だとは思っています。

ただ、私が思うとするならば、やはり町長も申しましたけれども、この時期がどうなのかなという、一つ心配をします。と言いますのは、やはり受験時期であるということ。それから、もう一つは考え過ぎかなという思いはありますけれども、検査をしたら、おそらくこの年代のお子さんでしたら、1割から2割の保菌者が出てくるのかなと思います。

そうなった時に、子どもたちにがん教育も含めた、話がしてないままで、 この結果が出ると、やっぱりピロリ菌といった言葉が一人歩きをして、い じめにつながったりという心配も一つございます。

それから、やはりもう一つは、私自身も今最近思うんですけども、これ の治療が1週間の投薬ということで、これにはまだ医師会のほうでも、十 分それの安全性といいますか、副作用等の問題は、しっかり一部不安視されておる部分がございますので、その辺りがやはたはっきりせんと、どうとはなかなか言いにくいかなというふうな気持ちは、私自身は持っております。

ですので、今後やはりそういった辺りがクリアされていけば、やはり検 査自体と治療自体が、やはりがん予防にも非常に有効的だと思いますので、 その際にはやはりゴーというか、やっていく方向がいいのかなと思ってお ります。

それと先日、町長とも話した部分がございまして、時期的なものというのがすごく心配で、ちょうど成人式に辺りにですね、こういうピロリ菌検査どうだろうと、この時期に君たちも大人になったんだというふうなことで、自分の体も守らなという形でやっていくと、本人が判断できることでもありますので、一番いい時期なのかなと、個人的には思ったりしております。

学校の中で、このピロリ菌の検査、それから治療のほうやっていくという方向については、ある意味その辺りがクリアしていけば、早速それは大いに役立てていきたいなと思っております。

以上です。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番(北岡泰) 松阪市の教育委員会とか、さまざまな医師会とか、協議 しながらですね、しっかり検討していただきたいというふうに思っておりま すので、よろしくお願いをいたします。

次にですね、子宮頸がん検診における、ヒトパピローマウイルス検査の併用 に取り組んではどうかということで、今、四日市周辺自治体で推進をしており ます子宮頸がん検診におけるヒトパピローマウイルス検査の併用事業でありま すが、鈴鹿市の産婦人科医、矢野研二医師がおっしゃるには、子宮頸がん検診において、従来の細胞診という検査方法に、このヒトパピローマウイルス検査を併用することによりまして、前がん病変、がんになりやすい状態の見落としがほぼなくなって、子宮頸がんを予防し、子宮を手術で失うことを防ぐことにもつながるとのことでございます。

さらに検診の制度や費用対効果の向上も期待できるということでありますが、 このヒトパピローマウイルス検査の併用ということに対する町長のお考えをお 伺いしたいと思います。

- **〇議長(辻井 成人)** 北岡議員の質問に対する答弁、長寿健康課長。
- **○長寿健康課長(菅野 由美)** 子宮頸がん検診におけるHPV、ヒトパピローマウイルス検査の併用についてのご質問でございますが、子宮頸がんの95%はHPVによると言われております。

HPVは性交渉によって感染いたします。若い人の発症が増えたのは、 かなり早い段階から性交渉が行われるようになったのが、大きな理由だと 考えております。

子宮頸がんはHPVに感染して、すぐになるわけではありません。感染しても9割の人は、病状が出ない上に消え、残り1割の人が長い間、感染が続き、その間にたばこを吸うなど、さまざまな要因でがんになると考えられております。

発症するまでの期間は、人によって違いますが、10年ぐらいとされております。子宮頸がん検診のHPV検査を併用する検診は、市町で広く住民に行う対策型検診、住民健診としては推奨されていない現状でございます。

検査の結果、陽性になった人に不安を持たせることになり、9割が自然 治癒するにも関わらず、受診費用が嵩むことも考えられます。また、陰性 であった人が検診間隔を開け、受診してない間に、HPVに感染してしま う可能性もあります。

松阪管内の子宮頸がん検診は、以前はクラス分類という細胞の異形度、

正常の細胞に比べての悪性度のものでございますが、それによりまして、 1から5までの段階に分ける方法で、医学的知識のない人にも、一目でわ かりやすい結果でございましたが、HPV感染の有無や異形性の原因が考 慮されていないというデメリットもありました。

そこで、平成24年度からはベセスラ分類という、細胞の異形度、がん細胞の悪性度に加えて、そこから推定される病変も含めて評価するようになり、精密検査を行うべき段階と、そうでない段階がよりはっきり分けられる検査となりました。

不必要な検査を避けられるとともに、子宮頸がんの見落としを少なくする効果も期待されております。将来がんになるかもしれない、前がん病変を見つけ、経過観察を続けることにより、早期に治療を行うという意味では、導入する価値はありますか、費用対効果を考えて行う対策型検診について、当町といたしましては、厚生労働省の現在の指針に準じ、また松阪地区医師会や伊勢地区医師会の産婦人科医師の見解や、松阪市、多気町、大台町、その他の市町の状況も参考にさせていただきまして、より有効な検診を、制度管理とともに今後も検討してまいりたいと考えております。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番(北岡泰) 子宮頸がんに関してはですね、ワクチン接種がですね、いったん中止をしとるということで、日本医師会のほうはですね、これを早期に再度再開してくれということで、何故かというと、この子宮頸がんの発症者というのが、年間1万5,000人ほど、そのうち3,500人が亡くなっていくと、毎年ですね。そういう状況が続いているということです。

ですから、まだまだ厚生労働省のほうが、ゴーをかけてはおりませんが、反対に言えばそういう対策を一つひとつ打っていくことによって、発症率というのを低下させていくことができるというふうに思っておりますので、是非ご検

討をお願いしたいというふうに思いますし、医師会のほうともしっかり話し合いをしてですね、進めていただきたいというふうに思います。

では次にいきます。

あと5分だそうですので、答弁時間。健康づくり応援ポイント事業による受 診率向上で、将来的医療・介護費用の抑制に努めてはどうかというご質問をさ せていただきます。

長野県下諏訪町は、特定健診の受診などで貯めたポイントを、商品券などに 交換できる下諏訪健康づくり応援ポイント事業というのを開始し、好評を得て いるそうであります。

ポイントが付与されるのは、特定検診や各種がん検診、講座、イベントへの参加などで、町の保健センターや役場などで配布している管理シートにスタンプ押してもらうことで、ポイントがたまり、100ポイントためると町内の商店などで使える商品券やクオカードと交換できると。対象者は20歳以上で、町内に住所を有する人だというふうに書いてあります。

町担当課は、我が町は特定健診の受診率が県内他市町村より低いのが課題だったが、今年度は昨年度と比べて受診率が非常にアップしたと、ポイント事業が要因の一つとなっていると語っておられるそうです。この健康づくり応援ポイント事業による受診率向上で、将来的な医療介護負担の抑制に努めてはどうかと考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

- **〇議長(辻井 成人)** 北岡議員の質問に対する答弁、長寿健康課長。
- ○長寿健康課長(菅野 由美) 健康づくり応援ポイント事業についてのご質問でございます。厚生労働省は健康に無関心な層に、インセンティブ、得点を与えることで、より健康づくりに参加、継続しやすいきっかけや、環境をつくることを目的に、個人の予防、健康づくりに向けたインセンティブを提供する取り組みにかかるガイドラインをまとめております。ガイドラインでは健康長寿社会を構築するためには、国民一人ひとりが自らの健康は自らがつくるという自発的な意識を持ち、それぞれの年齢や健

康状態に応じて具体的な行動をすることが必要であるとしております。

当町におきましては、健康づくり事業において、平成27年度から大人元気教室参加者を対象にポイントを付与して、景品を贈呈しております。また、がん検診受診率向上の取り組みといたしまして、今年度からがん検診の個別受診券の発行を開始したところでございます。

そして、介護保険、地域支援事業におきましても、介護予防事業といた しまして、ボランティアポイント制度を実施し、高齢者自身の社会参加活 動を通した介護予防の推進を図り、健康づくりに取り組んでおります。

健康づくりポイント事業とは、住民が健康に気遣い、自らが健康づくりに励もうとする手段として、有効な制度と考えますが、健康に関心のない方への動機付けを高めるためや、住民の健康と医療費抑制の効果を高めるためには、事業が一定の事業規模として、しっかりと根付いて継続させる必要があると考えております。

このことを踏まえ、先進地の事例も参考にしたり、企業が取り組む健康 づくり事業との連携なども視野に入れ、事業実施による効果を示し、最も 効果的な方法を模索し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番(北岡泰) これも検討していただきたいというふうに思っております。さまざま健康づくりのポイント制度を利用してですね、健診の率を上げ、住民の皆さんの健康促進に働きかけていただきたいと思いますし、ある意味、商品券やポイントをどう地元に返していくかということでですね、商工会の活性化にもなるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひご検討をよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長(辻井 成人) 以上で、北岡泰議員の一般質問を終わります。

○議長(辻井 成人) お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(辻井 成人) 異議なしと認めます。

よって、45分まで。

(午後 2時 35分)

○議長(辻井 成人) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時 45分)

12番 奥山幸洋議員

○議長(辻井 成人) 5番通告者は奥山幸洋議員であります。

質問項目は、「まちづくりについて」の1点であります。

奥山幸洋議員、登壇願います。

〇12番(奥山 幸洋) 12番 奥山。事前の通告に従いまして、まちづくりについて、3点お伺いしますので、よろしくお願いをいたします。

その前に、質問に入ります前に、本年10月の台風21号、22号によって被害にあわれた方々の1日も早い復興・復旧をご祈念申し上げます。

それでは、1点目の2018年4月からの国民保険制度の改正についてお伺いを いたします。 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年5月27日に成立しました。

この法律は国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講じるものです。この法律の成立により、国民健康保険においては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に、中心的な役割を担うことで、国民健康保険制度は市町村と県の共同運営になります。

国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療 費適正化の推進等の措置を講じる改正と言われております。

国民保険は、被用者保険に加入する者等を除く全ての人を被保険者とする公 的医療保険制度であって、国民健康保険の最後の砦といえるものです。

中井町長は29年度予算の詳細説明で、支えあう地域福祉と健康のまちづくりで、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計では、事業運営の健全化を図るため、特に国民健康保険は、平成30年度の保険者の都道府県化に向け支障なく移行できるように、最善の努力を行うとともに、保険者の皆さんの財政負担について、十分な精査を行い、対応しますと決意を述べられております。

この2018年4月、平成30年から、この制度が施行されますが、人口減少問題、2025年の高齢化社会等の問題もあります。この制度の抱える問題点と課題があるかと思いますが、県内29市町の共通認識に立って、国民健康保険事業で、三重県と明和町の役割分担、財政運営、保険料の算定、賦課と徴収、資格管理、保険事業、保険給付費等が行えるよう、運営方針が定められていると考えておりますが、どのような取り組みで進められるのかお伺いします。

○議長(辻井 成人) 奥山議員の質問が終わりました。 これに対する答弁を願います。

町長。

〇町長(中井 幸充) 奥山議員から国民健康保険制度の改正についてということで、ご質問をいただきました。

私も行政報告で申し上げましたように、先月の終わりに東京のほうで、 国保制度改善強化全国大会に出席をさせていただき、保険者の都道府県化 ということについて、国のほうにさまざまな意向をですね、問い合わせを させていただいたところでございます。

ご案内のように、これまでの国民健康保険そのものにつきましては、各 市町村単位で運営がなされてまいりました。

ご案内のように、平成30年度から都道府県で、47都道府県が保険者となって市町村とともに、運営を行うことに相成ります。県に設置される特別会計で、一元的、財政的運営がなされるわけでありますので、国保財政につきましては、責任を持って医療給付そのものが行われるということに相成ります。

それらの運営方針につきましては、実はこの11月に中間案という形の中で、県のほうがその考え方を示しておるところでございます。その中でですね、大きく変わることというのが、3、4点、実はございます。

一つは財政面では市町の医療給付、例えばですね、インフルエンザなど の流行によって、急激に増加する場合でも、単年度、県から示される納付 金額によって、医療の給付が変更されないことからですね、今までのよう に追加補正等々で、対応するというようなことが行わなくていいように相 成ります。

従いまして、小規模の市町は安心して、保険事業が行えること。これが 1点目であります。

それから、2点目はですね、これは被保険者の方の対応でございますけれども、将来、被保険者が納める保険税が、これが県下で統一されます。 従いまして、同じような所得、家族構成も同じであれば、三重県下、伊勢市であろうと松阪市であろうと、保険税が同じ額と相成ります。

ただしそれらに交付するまでの間ですね、保険税の賦課方式、これが現在、明和町の場合は所得割、それから均等割、平等割に加えて、固定資産

税割というのが、実は4方式で賦課をされております。

ところが将来はですね、この三重県下統一という形の中では、所得割と 均等割、平等割、均等割は個人割ですので、被保険者の人数によります。 そういった3方式に変わりますことからですね、一部の保険者については、 保険者の額が上がったり下がったりという表現はおかしゅうございますけれども、保険税の増減が見込まれるということ。

従って、これらについてはですね、最終的な統一化が図られるまでの間、 私としては激変緩和措置的なものをですね、やはりきちっと考えた中で、 段階的に保険税が統一されるような、そういう措置が必要なのかなという ふうに、現在考えておるところでございます。

あと資格管理、保険税の徴収等の事務的な手続きにつきましては、市町村に残るために、窓口対応には大きな変化はございません。こういった内容でございますけれども、いずれにしましても、明和町においては、今まで財政的な部分というのは、非常に逼迫しているところでございますので、三重県下で統一し、国保財政が確保されることについては、非常に運営が楽になるのかなと、そういう意味で大いに期待をしているところでございます。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

奥山議員、再質問はございませんか。

〇12番(奥山 幸洋) ありがとうございます。よく理解させていただきました。

それで一つ気になっておることがございまして、心配と申しますか。財政運営のことなんですが、激変緩和措置もあるわけなんですけれども、このスケジュール表からいきますと、町長言われましたように、12月に県の案が示されると。向こう10年間の、私がちょっと読ませてもろたんには、10年間の保険税のですね、将来見込みができると。12月と書いてございますので、これは今、12月ですので、いつになるかわかりませんが、非常に後期高齢、75歳に向かって

明和町も進んでおるわけですけども、そんな中で、この保険税の負担する額が 現在の負担もお聞きしたいわけですけども、かなりの額になってくるというふ うに思っておりまして、これがもしわかっておれば、どのぐらいになるのかな というところも、お聞きしたいわけです。

それから、ここでは28年度がですね、一般会計の繰入が5,000万円なされておりまして、この言われておりますのが、県の協議内容の中で言われておりますが、赤字の削減、あと徴収の問題が非常に心配をされておるわけです。

一つは、24年度から28年度の5年間ぐらいのですね、単年度収支はどのような状況になっておるのかということを、お聞かせ願いたいと思います。

それと同じに24年から28年の収納率は、どのような状況にあるのかというふうなところを、まずお聞かせください。

- **〇議長(辻井 成人)** 奥山議員の再質問に対する答弁、長寿健康課長。
- **〇長寿健康課長(菅野 由美)** それでは、私のほうからは国民健康保険特別会計と単年度収支について、お答えさせていただきます。

平成23年度は269万4,098円でございました。平成24年度は、マイナスの7,195万1,721円。平成25年度は、3,250万9,479円。平成26年度はまたマイナスに転じまして、マイナス5,778万4,411円。平成27年度もマイナスでございまして、マイナスの6,941万7,889円。平成28年度は7,825万3,097円でございました。

平成23年度からの収支の状況でございますけれども、約1億円ありました基金を、平成23年度と平成24年度で取崩しまして、現在、残高は600万円程度となっております。

平成25年度には、税率の改正を行いまして、単年度収支が黒字になりましたが、翌年度以降さらに赤字になっておりますことから、平成27年度に 県から3,000万円を借り入れいたしました。さらに平成28年度に再度、税率改正を行いましたが、税率の急激な上昇を防ぐために、一般会計から 5,000万円の繰り入れも行っていただいたところでございます。

薬価改定などにより、平成28年度は7,800万円の黒字になりましたが、 平成23年度から平成28年度の6年間の収支を見ますと、合計で約8,600万円の赤字となっておるところでございます。

- 〇議長(辻井 成人) 税務課長。
- **〇税務課長(松井 友吾)** 続きまして、国民健康保険税の収納状況について、私のほうからご説明させていただきます。

平成24年度から平成28年度ということでございます。平成24年度につきましては、収納率が94.08%でございます。収入額は4億9,978万円でございました。平成25年度は94.24%、収入額は5億8,208万3,000円でございます。平成26年度は、94.62%で、5億5,713万円。平成27年度は94.24%で、収納額は5億3,190万1,000円で、28年度は収納率95.06%で、収入額は5億8,158万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

奥山議員、再質問はございませんか。

奥山議員。

〇12番(奥山 幸洋) ありがとうございます。

やはりマイナスになってくるというふうなことになるのではないかなという ふうに感じております。これにつきましては、いろんな対策で、健康の維持と いうふうな取り組みもなされておるわけですけども、なんせ人間の体というこ とで、高齢者ということですので、なかなかこの保険料が減っていくというの は難しいんではないかなというふうに思うところです。

これはもしですね、赤字になった場合に、県でそのような基金とか、いろんな対策、町の一般会計から繰り出して、こちらのほうに出すというのは、こちらにも書いてありますけれども、好ましくないというふうに書かれております。 県のほうで今回のこの改正によってですね、そのような対策が講じられてとるということなんですが、どのような対策が講じられておるのか、お聞かせ願 いたいと思います。赤字になった場合のですね、そういうふうな一般会計から じゃなくて、たぶん県の組合からのなんか支出ができるというふうなことを考 えていただいておるんやと思いますけども、そこら辺のところをお聞かせくだ さい。

- ○議長(辻井 成人) 奥山議員の再質問に対する答弁、町長。
- **〇町長(中井 幸充)** まだですね、実はどれだけの賦課金で、どのような 形になるかということについては、県のほうから示されてはおりません。 これも中間報告という形の中で、試算化されているわけであります。

冒頭に申し上げましたように、赤字になる、赤字にならないという形の中で、市町村の役目としては、県から示される納付金額に町が行う保健事業、それをプラスしたものについて、いわゆる保険税として徴収をするということでございます。

従いまして、収納率は勘案しなければなりませんが、医療費の部分については、県のほうが一応全部責任をとってくれるわけでありますので、例えば県全体として赤字になれば、県は一次借入なり何なりをして、対応してくれるというふうに理解をしております。

市町村の財政が赤字であればということになればですね、翌年度にその 分の県全体に赤字になった場合は、その翌年度、あるいは翌々年度に精算 をするというような形になるというふうに理解をしております。

従いまして、現時点では我々にとっては、そこの部分についてはですね、 あまり心に留めず、いわゆる我々としては先ほどご質問ありましたように、 徴収率、これをですね、いかに財源確保として、税を徴収するかというこ ところに、力点を置かなければならないのかな。財政面ではそのように考 えておるところです。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

奥山議員。

O12番(奥山 幸洋) ありがとうございます。

この保険では最後にお聞きしたいのは、やはり被保険者にですね、この制度の改正の納税の義務とかですね、変わったとかですね、そういうところのこちらにも書いてあるんですけれども、PR、周知ですね、それが非常に大事やとこうなっておるわけですけども、その周知について、税金の収納については、この保険税だけではないですけども、特に今回これが改正になりましたので、周知について、どのような考え方をされてみえるのか、お聞かせください。

- ○議長(辻井 成人) 奥山議員の再質問に対する答弁、長寿健康課長。
- ○長寿健康課長(菅野 由美) 周知についてでございますけれども、広報とか、またケーブルテレビ等を通じまして、またさせていただきたいと思います。またその他に窓口でも、冊子とか、あとリーフレット等もお配りさせていただきたいと思いますし、また本算定の時にも、資料とかを皆様にご理解を賜わりたいと考えております。
- 〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。再質問はございませんか。奥山議員。
- O12番(奥山 幸洋) ちょっと私も言い忘れたんですが、単身、独居老人の 方もみえる、また、家族と生活してみえる方もみえるという中でいきますと、 なんていうんですか、ケーブルテレビとかですね、あと口座振替とかですね、 そういうようなんも進めていただいてですね、やっていくようなことで、お 願いを申し上げたいと思います。

では、この国民健康保険の安定運営は、町民の皆様が健康でいていただいて、 健康を持続していただくということで、余生を楽しく過ごしていただくという ことが大事かなと思っておりますので、この健康維持の取り組みを、今後も続 けていただくということで、お願いを申し上げたいと思います。

次に、ヘルスツーリズムの取り組みについて、ヘルスツーリズムにつきましては、福祉・環境施策の取り組みの中で、地方創生事業により特色ある地域資

源を活用した魅力的な明和型ヘルスツーリズム事業に取り組み、町民健康の増進、医療費の削減と新産業の創出をめざす方向で取り組まれています。

平成28年6月29日、皇學館大学の千田准教授を、地方創生や地域づくりなど幅広い分野で、助言をいただく地方アドバイザーとして、委嘱されております。また、平成29年1月19日には、明和町役場において、国立学校法人三重大学と明和町との連携・協力に関する協定調印が行われました。

今後は、地方創生創生施策、ヘルスツーリズムの導入による自治体連携、健康づくりのまち推進事業への指導、助言と防災施策の協力、魅力あるまちづくりへの地域活性化施策の助言などを、明和町の課題解決へ向けての取り組みが予定されています。

この取り組みについて伺います。

平成29年3月27日には、岩手県久慈市と明和町との地方創生に関する広域連携協定の調印式が、久慈市役所で行われております。その時は、皇學館大学の千田准教授も出席され、地方創生の取り組みの中、健康づくりや観光振興に関する交流を行い、市町村の地域活性化につなげていきたいと言われております。今後の計画についてお伺いします。

平成29年8月3日には、明和町ヘルスツーリズム推進協議会の設立総会が開催されております。この推進協議会では医療費の削減、新産業の創出などに寄与することを目的に設立されております。

この協議会での取り組みについて、お伺いします。

また、平成29年10月25日、26日、27日には、いつきのみや地域交流センターで、明和型へルスツーリズムのシンポジウムとセミナー、パネルディスカッション等が開催されました。平成28年度事業計画は着実に進めていただいておるかと思います。アドバイザーの委嘱、大学と連携協定、広域市町村との連携協定、推進協議会など取り組みがされて、現状、課題分析され今後どのような明和型へルスツーリズムに取り組まれるのか、お伺いします。

○議長(辻井 成人) 奥山議員の質問が終わりました。

それに対する答弁、町長。

○町長(中井 幸充) このヘルスツーリズムにつきましては、明和町の一つの課題としましてですね、実は糖尿病とか血圧病とか、そういった生活習慣病にみられる病気での医療費の増大が非常に多いという、実は特徴がございます。

従いまして、長寿健康課をはじめですね、保健事務の皆さんは何とかその医療費の高騰を下げようという形の中で、大人元気教室だとか、さまざまな取り組みを実は行っているところでございますが、しかしながら、なかなか正直はところは、効果が長い目で見ないと表れてこないというのが、今の現状であるというふうに認識をしているところです。

今回、地方創生の中でですね、いわゆる国のほうがヘルスツーリズムという形の中で、健康ということを一つのターゲットとして、医療費抑制もそうなんですが、それらを捉えてですね、健康産業を一つの地方創生にというようなことの中での一つの、なんていうんですか、プログラムがようようメニューがようようされたところでございます。

それらについてはですね、明和町型のヘルスツーリズムという形の中で、 奥山議員もご承知だと思いますけれども、明和町での地域性を活かした、 そういった健康づくりのプログラムをですね、作った中で、まずは明和町 の皆さん方が健康になっていただく。それをですね、いわゆる一つの観光 施策とドッキングをさせて、いわゆる地方創生、地域産業を起こしていこ うというのが、今回の大きな狙いであります。

ですので、今、取り組みを始めたのは、一つは健康のプログラムをどのように作成していくかという形の中で、今、さまざまな取り組みを展開を しているところでございます。

ご指摘をいただきました、各種の協議会を立ち上げたりとかというのは、 多くの方の支援をいただかないと、なかなかできないわけでありますので、 商工会をはじめいろいろな方々に、ご協力もいただく中で、協議会を立ち 上げ、これから取り組みを強めていこうという内容になっております。

そういうことの中で、詳細については担当課長のほうから、もう少し詳 しくですね、今の取り組みの中身をですね、報告させていただきたいと、 そのように思います。

- 〇議長(辻井 成人) 長寿健康課長。
- **〇長寿健康課長(菅野 由美)** それでは、私のほうから今年度取り組んで おります、具体的な内容について、ご説明させていただきます。

まず1点目でございますけれども、健康意識調査の実施をさせていただいております。明和町の住民に対しまして、住民の生活、健康についての意識や取り組みなどの現状を把握し、健康課題を分析し、明和町に必要な健康プログラム開発のヒントにするための健康意識調査を進めておるところでございます。

今月には、そのアンケートの返信が戻り、年明けに分析、レポートを行います。地域の健康増進及びヘルスツーリズムの推進の中では、受け入れとなる明和町の健康の実情を把握し、健康増進及びヘルスツーリズムの両輪で推進していった結果、地域住民の将来的、どのような健康状態になっていくのかの指標をおいていくためにも、重要な調査だと捉えておるところでございます。

2番目といたしまして、健康プログラムとヘルスツーリズムプログラムづくりのワークショプでございます。現在、明和町を体現できるプログラムとして、ワークショップを通じて、二つのエリアで気功療法を取り入れた健康プログラム開発を手がけております。

斎宮跡で歴史・文化を感じながらの健康ウォーク、大淀海岸タラソテラピーウォークの二つでございます。先進地、NPO法人熊野で健康ラボ代表の木下氏によるセミナーや現地での指導及び大人元気教室で協力いただいております、平岡氏のアドバイスをいただきながら、プログラム開発を進めておるところでございます。

そして、もう一つ大仏山での県の散策道を活用した、森林浴をテーマに したプログラムを検討しておりましたが、県の散策道整備が今年度終了予 定のため、来年度に向けてプログラムを開発していきたいと検討している ところでございます。

3番目でございますが、プレモニターツアー実施と、ヘルスツーリズム 認証取得に向けた調査でございます。国が推進します第3者機関によるヘルスツーリズム認証制度が、今年度末に始まってきます。現在、3年計画 でこの認証に向けた整備をしていますので、今年度は取得は難しいのでご ざいますが、先ほどのプログラム開発にあたり、品質評価基準である安全 性、有効性かつ創造性に視点を置いた運営マニュアルを作成しています。

さらに年明けにモニターツアーを健康についての専門家や皇學館大学、 三重大学の専門性を学んでいる学生に対して実施し、参加者グループイン タビューを実施し、さらにプログラムに磨きをかけていきたいと思ってお ります。

4番目といたしまして、モニタープログラムによるエビデンス取得調査です。10月より約3カ月間、週3回、斎宮跡健康ウォークを町民を対象としたエビデンス所得を実施しております。無作為に調査に参画してくださる方から、歩いていただく方、歩かない方をランダムに抽出いたしまして、明和町の健康課題である生活習慣病改善に向けたデータ取得するために、活動を続けております。

12月末には、データを収集いたしまして、来年度にはその結果を導き出していきたいと考えております。参加者からは眠りが深くなった、体が動きやすくなった、疲れが残らなくなったなどの声をいただいておるところでございまして、こちらは一般財団法人日本健康財団によるレポートとしてまとめ、研究結果として発表していく予定でございます。

5番目といたしまして、セラピーガイド人材育成事業です。ヘルスツー リズム事業を推進していくためには、健康知識と地域資源を紹介していく セラピーガイドの育成が必要でございます。

先日、地域資源を見ていただいた、熊野で健康ラボの木下氏に、現場に てガイド手法について、紹介していただきました。また、積極的にセラピ ーガイドを実施していく人を、熊野古道に派遣し、気功療法のポイントな どを学んでいく研修を1月下旬に実施する予定でございます。

6番目といたしまして、連携地域視察研修実施とヘルスツーリズムシンポジウムなどへの参加でございます。2月上旬には、連携地域である久慈市のヘルスツーリズムに取り組む方々が、来訪される予定でございます。現在の相互のヘルスツーリズムの取り組み状況について、研修を実施いたします。

また、セラピーガイド人材育成におきましても、他地域のヘルスツーリズムに取り組む方々と意見交換を行い、明和町のヘルスツーリズムについて検討する機会を設けております。現在、スケジュールなどの最終調整を行っているところでございます。

また、7番目といたしまして、斎宮が栄えた平安時代の食シンポジウムと健康食開発ワークショップでございます。10月25日には、斎宮食文化に思いをはせ、現在の健康食を考えると題しまして、食のシンポジウムを開催いたしました。

現代表である三重県の食材・食文化を、ミラノ万博で紹介いたしました 齋藤由佳子氏に基調講演をお願いし、皇學館大学の千田准教授によるコー ディネートによりパネルディスカッションも行いました。斎宮の食文化を 現代風にアレンジした、斎王の宝箱について、明和町の健康の三要素であ る栄養について考えるべきことなどを、パネルディスカッションで紹介し、 これからの明和町の食資源の魅力発信などについての提言をまとめていた だきました。

こうした食についての研究をしている明和町において、イタリア食工科 大学と連携している斉藤氏から、今後、和食の食文化研修の地として、明 和町での滞在を検討していただくなど、つながりも生まれてきました。

このシンポジウムを足掛かりにしまして、明和町の地産地消の食材を活用して、町内の飲食店を対象にした健康食をテーマに、カロリー、塩分量、PFCバランスに配慮した食を提供し、まず住民が健康食に関する気づきを得るプロジェクトを現在、展開しておりますが、町内7店舗の参加意向をいただき、今、健康メニューの開発を実施しておるところでございまして、年内には提供店とそのメニューについて、発表していくところでございます。

以上が現在の取り組みです。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

奥山議員。

〇12番(奥山 幸洋) ありがとうございます。

非常にたくさん取り組まれておって、全部よう聞き取りませんでしたんですが、この私が明和町の平成28年度の地方創生加速化交付金、地方創生推進協議会事業評価書で、これを考えさせてもらったわけですけども、一つはですね、平成29年8月3日にヘルスツーリズム推進協議会設立総会が行われて、そこで取り組まれておるという話を、お聞かせ願ったわけです。

それで、この地方創生事業によります、その時に私がお聞きして、思いましたのが、27、28、29の3カ年で事業をするというふうに、私は聞かさせてもらいました。今、取り組んでおるんやという話の中で、この評価書からいきますと、ここにも書いてありますけど、平成28年度の事業としてですね、ヘルスツーリズムを理解し、明和町の資源を再認識し、今後の方向性を見出すことができたと。

一方で研究は立ち上げたものの、民間の組織としての推進していくことへの 課題を残しており、事務局運営を母体とする人材育成が、今後の大きな課題と なっておるということで、今現在やってもらっておるので、いろんな課題とか、 そんなんを整理してもらっておるということは、わかるわけですけども、ある程度の方向性が出たと。それで、今、課長が言われたことは、この三つの中に入ると思うんですけども、ここの事業の目的の中に、町民の健康の増進、医療費の削減、新産業を目的とするというふうなことで、これが今まで計画されて、町外であったり、広域的な協定であったり、専門委員の委嘱であったりというふうな形で、されてきておるわけです。

ですので、このまず一つは平成29年8月3日のヘルスツーリズム推進協議会で行われたものについては、ある程度の方向性が出たということと、私は思いまして、お聞きをさせてもらいました。

ここにもこうやって書いてもらってありますので、これでいくと、今たくさん言われたんで、いくつのヘルスツーリズムを、健康と食と旅と、いろんな引っついたヘルスツーリズムがあるわけですけども、私が考えておったのは、ここに書いてあるので、五つぐらいの引っついた項目で、ヘルスツーリズムをやられるのかなと思ったんですけども、今、いろんな調査をされて、いろんなデータを出されて、やっていくということで、一つはまずお教えいただきたいのが、28年のヘルスツーリズム推進協議会で取り組まれておるというのは、さっきデータヘルスツーリズム推進協議会で取り組まれておるというのは、さっきデータヘルスの計画もあるようにちょっと思いました。そういう糖尿病とかいろんな関係があって、やられておるんで、ですので、まずちょっと整理をしたいので、町民の健康増進、医療費削減と、新産業の創出というふうなことで、これだけいろいろ取り組まれておって、いくつのヘルスツーリズムが考えられておるのか、それをまず教えてください。

- **〇議長(辻井 成人)** 奥山議員の再質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) まずですね、今取り組んでおりますのは、調査ということですね。単にですね、運動したからといって、体重が減った、健康になったという、そういうデータというのが、実は明和町の場合、今まで全然とっておりません。

従ってですね、今回のモニターで、運動する人、運動しない人によって、

どれだけの効果が表れるのかということの、まず基礎データを取るというのが、一つ一番大事な今、作業をやっているというのが、今の段階でございます。

それは何故やるかということの部分ではですね、ただ効果がこれだけ表れましたよということの中で、我々がいくら口で説明してもですね、それは何の裏付けもないという形の中で、実はそのデータそのものを分析していただいて、ここにエビデンスの取得という言葉が出てきますが、それをいわゆるお墨付きですね、こういった運動をすれば、こういった健康に十分理解ができますよと、効果がありますよという、そういうものをですね、やはりきちっとした認証をいただかないというところまで、本来進めたかったわけですが、今のところ、まだそこまではいっていないと。

今そのデータを、今、蓄積しておるというのが、今の現状でございます。 その中でもう一つはじゃあどのようにやっていくのかという形の中では、 運動そのものをどんなふうに展開していくかということなんですけれども、 それを一つは斎宮跡の史跡の中を、どれだけ歩いたら、どれだけの効果が 出てくるかということを、今やっていただいておるところでございます。

それから、健康食品をという形の中で、先ほど課長が言いましたように、今までに声をかけさせていただいて、町内のいくつかのお店屋さんで、今、メニューをえらい一生懸命で考えていただいておるということでございますので、この間、協議会を開催をさせていただいて、いろいろ申し上げたんですけれども、今のところ、そういったところが中心に、なんていうんですか、事業を進めておるというところでございますので、即、効果が出てくれば一番ええんですけれども、なかなかこういったものについて、目標は医療費の削減ではありますけれども、なかなかそこへ到達するには、ある程度の時間がかかるということで、ご理解をいただきたいなと、そのように思っておるところです。

あとそれのためのですね、やはりいつまでも行政が関わっていくという

ことでは、いかんというよりか、手を離していかないといけないわけでありますので、そういった人材の育成ということについて、募集をしながら、養成をしていくということを、今やりかけております。手を挙げてくれるのが、2、3人おったんやな。じゃあこの事業に参加をしたいという若い人たちが、聞くところによる2、3人おってくれるということの中で、その人たちも今、一緒にこういろいろなデータづくりに参加をしていただいておるというふうに、報告は受けておりますので、そういった面で、まだなかなか奥山議員がおっしゃるようにですね、目に見えて、じゃあこれだけのものをこうというような段階まで、まだいっておらないのが現実ですが、これからもう1年かけてですね、そういうデータの蓄積を行って、認証もとれた中で、本格的にこの事業が動き出すという、そういう段階だというふうにご理解いただきたいと、そのように思います。

〇議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

奥山議員。

○12番(奥山 幸洋) ありがとうございます。私はかなり進めていただいて、あそこの交流センターで、町長さんのご挨拶も聞きましたけども、その中の言葉の一つですけども、ある程度把握はできたというふうな、私の見る限り書いてございまして、これはもうかなりできたんやなというふうに考えておりまして、今日はなんていうんですか、国民健康保険医療費の問題もありますけども、町民の健康増進と医療費の削減と、新産業の創出という部分で、これだけのいろんなところへ広範囲にやられて、専門の方を委嘱されてやられましたので、ある程度の方向性はもう出たというふうなことで、今日はここで聞かさせてもらうつもりでおったわけですけども、あとでそれで思っておりますのに、ここにもございますが、行政はいろんなことを考えて取り組んで、仕掛けるわけですけども、それを継続的に持続して、先ほど言われましたけども、体制、組織づくりを構築していくというのが、最終的にどっか

にやらすのが一番大事なことになると思うんですけども、そうしますと、これは先ほど言われましたが、29、30年度には、今までこれを取り組まれて、まだこれからもいろいろデータも集計もされますが、それで30年度にある程度の形が見えるというふうに理解させてもらってよろしいわけですか。

- ○議長(辻井 成人) 奥山議員の再質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) 今のところですね、実はヘルスツーリズムにとっかかる、その材料と申しますか、資源があるのかないのかというのをですね、実は始めた時は暗中模索というか、それで成り立つのかなという心配が実はございました。

しかしながら、課長が報告していただきましたように、明和町の自然を活かしたという形の中で、モニターの人たちにずっと歩いてもらったりとか、それから、探索をやってもらったりとか、そういう形の中でですね、ヘルスツーリズムという事業そのものが運営していける。やっていけるという、そういう確証はつかんではおります。

それは一つはそういう資源、斎宮跡だけではなしに、先ほど言いましたように大淀の海岸とか、あるいは大仏山は来年になりますけれども、そういう自然のものとか、そういったものとかを活用した、そういう取り組みが健康づくりに活かせるという、そういうものの確証はですね、この平成29年度さまざまな動きの中で、やっていけるなと、これがないとですね、実はよんのと事業化をやっていくための一つの、なんていうんですかね、試練というか、大事になるその確証がなかなかつかめないとですね、我々も口でああやこうやと言うだけでは、なかなか前へ進まなかったんですけれども、それがようやく形として見えてきたというのが1点ございます。

特に、作業と何とか結びつけたいというのが、一つの狙いですが、なかなかですね、町内のじゃあ特出するね、産物なり産業なりというのがないわけでありますけれども、しかしながら、町内のお店屋さんも、この話を持っていった時に、じゃあ我々がそういったものの食材なり何なりを、明

和町の食材を活かした中で、新たなメニューをつくってみようかというところまで、ご提案を向こうからいただいた中で、やっていくということについては、例えばお客さんを呼び込んだ中でですね、歩くコースとか、そういったものは用意でできました。食事も用意できました。

ただ一つ課題として残りますのは、やはり1日来てもらって、1日動いてもらっただけで、じゃあその人が健康になったなあとか、自然に触れた良かったなとかいう実感は、なかなか持っていただけないというふうには思います。

ということは、ある程度の1週間なり、あるいは2週間なりという滞在型のそういったものを、最終的に目指していかなければならないというふうに、このヘルスツーリズムは、そこが一つのポイントかなというふうに思っています。

一つの課題解決の一つとして、空き家の利活用の面で、何とかですね、 少数の人数の方、その空き家を利用して、1週間なり1カ月なり滞在をい ただいて、そして、この健康づくりの明和町が提供する、そういった資源、 これを利用していただいて、まさになんていうんですか、健康というのを 実感していただける、そんなプログラムにですね、最終的になればいいか なというふうに、実は思っておるところです。

そこまでいかないと、いわゆるこの事業が軌道に乗っていくということにはならないというふうに、今、考えておりますので、まだ今の段階は奥山議員いろいろ心配いただきますけれども、その途中のまだ階段でいえば、まだ真ん中ぐらいまでかなというふうな思いでございますので、今しばらくいろんな面で眺めていただいて、アドバイスいただけたらと、そのように思っておるところです。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

奥山議員。

○12番(奥山 幸洋) ありがとうございます。それぞれよくわかりました。 昔から斎宮跡指定して、あと2月で40周年を迎えるわけですけども、昔から ですね、明和町は斎宮跡だけじゃないわけですけども、農業と漁業があるわ けですけども、一つの町の活性化として、昔から斎宮跡を中心にですね、何 とか取り組もうということで、歴代ずっとやってみえたわけですね。

私が調べた時に、7年ぐらい前ですけども、思いは一緒なんですね。斎宮跡を一つ中心にして活性化をしようということで、町でいろんな団体ができておるわけですね。文化を守る会とか、それを数えたら30個ぐらいあるんですね。 団体が30ぐらいあるんですね。あの思いはみんな一緒なんです。

なかなかですね、これが思いはみんな一緒で一生懸命でやるんですけど、な かなか文化財で活性化をするというのは、なかなかよう脱皮というか、そうい うふうによう行きつかなかったわけですね。

今回、私はこの事業ができた時に、町長がずっと一生懸命でやられてきて、この事業は、平安の杜もできたし、いろいろ整備ができてきて、このヘルスツーリズムがうまくできたら、斎宮跡を核とした、町長が思っている活性化につなげられるなというふうに思っておりまして、これですので、調査やそんなんだけで終わらせたらいかんという考えで、私はおります。

是非ともですね、これをですね、あと1年は町長のお話を聞くとかかるようですけども、なるべく早くいろんな形の観光客も来ていただけるようになると思うし、町の方も協力していただけるようになると思うし、是非ともこのヘルスツーリズムを早く目に見えて、活動できる形に仕上げていただきたいと思います。

これは以上で終わらせてもらいます。

次に、3番目として、2018年介護保険法の改正について、お伺いします。

2025年には、団塊の世代が75歳を超え、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上を迎える高齢化社会を迎えます。介護される側の人間が、急激な勢いで増えます。来年度の介護保険制度の見直しにつきましては、高齢者

の自立支援と重度化防止に向けた保険者の機能強化がポイントになっております。

保険者の機能を強化するにあたり、住まい・医療・介護・予防生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる充実が重要であると考えます。

現在、厚生労働省などの資料において、改正内容が示されておりますので、 明和町における取り組みについて、お聞きします。

まず先ほど前段で申し上げた、高齢者の自立支援と重度化の防止に向けた保 険者の機能強化についてですが、具体的にどのような取り組みがなされるのか、 お聞かせください。

次に、高齢化の進行により、要介護者の増加、医療的なニーズをもった方の 増加が見込まれます。経過措置はあるようですが、介護療養型医療施設の廃止 による介護医療院への転換など、大きな変化が予定されています。

また、現行では、障害福祉サービスの利用している方が、65歳になることにより、介護保険サービスへ切り替わることになっています。これによって馴染みの施設が利用できなくなり、生活の継続性が失われてしまうなど、問題を解消するため、新たに共生型サービスの創設が、地域共生社会実現の推進を目的として、位置づけられているとのことです。

この介護医療院と共生型サービスの導入について、町の考え方をお伺いします。

次に、地域密着型デイサービスの総量規制についてですが、小規模多機能型 居宅介護などの許認可がなれていることなどの前提はありますが、町の事業計 画で新規指定の限度を規制できるのかというものです。

これについては、提供する事業者が増えすぎや、これに伴って介護事業者が 分散して、介護職員不足に拍車がかかることではないかと推察しますが、規制 したはよいが、2025年などのピーク時に在宅サービスの供給が足りないという 状況になっては、何の意味もありません。

また、ある程度事業者間の競争があることで、よりよいサービスの提供につ

ながり、介護保険の趣旨の一つである利用者自身によるサービスの選択も、担保されると思いますが、今後の第7期介護保険事業計画も含めて、町のお考えをお伺いします。

次に福祉用具の貸与の見直しについてですが、貸与価格のばらつきを抑制するため、国が適正価格について、基準や上限を設けるとのことです。介護保険を利用している方が対象になるかと思いますが、費用面でどのような影響があるのか、お教えください。

また、現在は利用時の1次負担は、1割から2割となっています。この自己 負担が所得などによって、3割負担になる方も出てくるとのことですが、利用 単価に変化があるものの介護保険施行時から比べると、個人の費用負担は3倍 となります。

費用負担が生活に影響がある場合など、町として個人負担軽減などの措置はお考えでしょうか。

この2点についても、お伺いします。

- ○議長(辻井 成人) 奥山議員の質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) 今回の介護保険法の主な改正点というのは、題目に もありますように、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一 部を改正する法律が一応公布されたということでございます。

これは今年の6月2日に公布されました。これは厚生労働省が各都道府 県知事に出した文章からの、ちょっと変更になったというか、追加をされ たところでございますので、私なりの解釈というと変でございますが、こ のように思っておるところです。

まず今回、その介護保険法の一部改正が行われたのは、これから先ほど ご指摘いただきましたように、2025年問題、これを考えた時にですね、い わゆる町としても地域包括ケアシステム、これをきちっとやっていかなけ ればなりません。

そのためにはですね、市町村のこの介護保険事業計画の中に、きちっと

そのことを位置づけなさいというのが、まず1点、言われておるところで ございます。それは、いわゆる高齢者の方がですね、自立した日常生活の 支援等に関する施策、これをですね、きちっと事業計画の中に位置づけし なさいよというのが、まず1点です。

それから、その実施に関してですね、都道府県及び国、これらのですね、 きちっと支援をやりなさいよと、やりますよ、しなさいよという支援の強 化ということが、実はうたわれております。

そして、三つ目にはですね、長期療養が必要な要介護者に対する、医療 及び介護、これを一体的に提供する。先ほど質問の中にありました、介護 医療院、これを新しく創設しますよと。返還をできますよという、これが 大きく三つ目にうたわれております。

そして、後は利用者の負担額の見直し、総報酬制度の導入という形の中での、この今回の介護保険法の一部改正というふうに捉えております。 じゃあ何のことと言われるわけでありますけれども、国及び地方公共団体の責務に関する事項ということで、これはですね、やはり国あるいは県、あるいは市町が連携して、ちゃんと取り組みなさいよということを、はっきりと今回の介護保険法の改正の中で、うたわれておるということでございます。

それと合わせて、認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項とい うのもですね、盛り込まれているところでございます。

もう一つは、先ほどから言われております、介護医療院の創設に関する 事項という形の中で、これはまた、これを説明しだしますと、すごく長く なってしまうんですけれども、いわゆる今までは療養型介護とかですね、 病院もですね、いわゆる急性期とか、あるいは慢性期、そしてという形の 中でですね、どうしてもなんていうんですか、医療を必要とする、プラス 介護を必要とする、そういう方がおみえになります。

今までは医療といえば病院、介護といえば特養とか、そういった施設、

そうなるとですね、どちらが主体性をもって、その高齢者を介護、あるいは治療をしていくのかということになってきますと、今までは療養型病床群という形の中で、そういう認定をいただいておったわけでありますけれども、今回はこの新しい制度の中で、病院の中でもそういう介護を取り入れてやれる、そういう柔軟な対応が、今回新しく創設されたというふうにご理解いただけたら、一番いいのかなというふうな思いであります。

それに対して、我々とか、地方公共団体とか、あるいは医療法人だとか、いろんなところがそういうふうな転換、いわゆる病院と介護施設をドッキングさせたような、新しい制度の中でやれますよということを、今回の介護保険法の中で、新たな介護保険施設整備の創設という形で、打ち出されたということが、大きな特徴であるというふうに思っております。

それから、三つ目にはですね、地域の共生社会ということで、先ほどご質問をいただきました。共生型サービスの導入という形の中で、実は今までも先ほどの介護と病院の話と同じようなことなんですけれども、障がい者と、それから高齢者というのは、今までは障がい者は障がい福祉サービス事業者等が、いわゆる縦割りのですね、弊害をなくしていこうという形の中で、新しい共生型サービス事業所という形で、障がい者も、あるいは高齢者も同じ施設の中で、いろいろ介護サービス等が受けられるという、そういう中身に変更されてきたということでございます。

従いまして、これからの我々が対応していかなければならない福祉サービスというのがですね、今までは縦割りの部分が、段々、段々とドッキングされてですね、いろんななんていうんですか、障害に応じて、いろいろとサービスが、皆さん方が受けていただけるということです。

それは、我が事・丸ごとという形の中で、それぞれの家庭、それぞれの 状況によって、いろんな障害、あるいはいろんなサービス提供が求められ るわけでありますけれども、今まではどちらかというと、縦割りの社会の 中で、障がい者、高齢者というような縦割りがされてきた。それが一体化 されていくという、一本化されていくという、新しい介護保健法の一部改 正ということでございます。

詳細についてはですね、また、別の場所でですね、説明させていただかないと、なかなかボリュームがたくさんあってですね、大変な部分でございますので、その点よろしくご理解いただきたいと、そのように思っております。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

奥山議員。

〇12番(奥山 幸洋) ありがとうございます。

現行制度でご説明いただいたのですが、高齢者福祉サービスを利用する方は、65歳になると切り替わらんならんといった時にですね、経過措置もこの医療院はなんか、3年でしたか、6カ月でしたか、なんか経過措置があるわけですけれども、障がい者の方が切り替わって、こうなった時に、これだけ高齢者が増えてくると、なんていうんですか、新たにできた人なんかやと、行くところかないような気がするわけですが、こういう人らの受け皿というのは、どのような形を考えたらよろしいんでしょうか。

- ○議長(辻井 成人) 奥山議員の質問に対する答弁、町長。
- ○町長(中井 幸充) これはですね、施設そのものをまた新たにつくっていくという考え方ではなしにですね、地域包括ケアという形の中では、在宅での介護ということを主にですね、考えていくわけでありますけれども、奥山議員がおっしゃるように、じゃあ新しい人が行くところがないじゃないかということなんですけれども、我々としましてはですね、町として地域密着型のそういった特養、あるいはグループホーム、そういうものをやらさせてもらっているわけでございますので、ただ、一つご質問ありましたと思うんですけれども、さらにこれ以上増やしていくのかという部分でございますけれども、明和町の状況を考えた時にはですね、新たに施設を

つくって、それを認可していくということは、ちょっと今のところは考え ておりません。

と言いますのは、事業所そのものがですね、少し多く設置がされている というふうに理解をしております。と言いますのは、逆に言うと、町外の 方も一部ですね、これは施設側の事情によるわけですけれども、空きが出 ては経営が成り立たないという形の中で、町外の人も一部入っているとい うことも聞いております。

従って、町内で新しくそういう介護を必要とする人が出たら、それは明和町が認定している地域密着型の施設の中に入所していただく。そういうふうにシフトをしていかなければならないと、そのように考えておりますので、そこら辺のところについてはですね、現実の問題として、施設側と十分調整をしながらですね、対応してまいりたいと、そのように考えておるところです。

○議長(辻井 成人) 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

奥山議員。

〇12番(奥山 幸洋) 最後に、今後、単独世帯や高齢者世帯の増加により、 医療や介護のニーズは一層増えると考えます。今回の改正については、社会 保険給付増加の抑制を目的としたことが大きいように思いますが、利用する 方やその家族が安心して地域で生活できるよう、取り組みをお願いいたしま す。

以上で、一般質問を終わります。

〇議長(辻井 成人) 以上で、奥山幸洋議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(辻井 成人) これをもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 3時 55分)